

# 各省における地方創生関連施策について

---

令和2年1月14日

# 地方創生市町村長トップセミナー

## 令和2年度地域力創造施策（案）について



令和2年1月14日

# 目次

---

1. 地方への人の流れの創出	…	1
1－1 関係人口の創出・拡大	…	2
1－2 地域おこし協力隊の拡充	…	6
2. 地域経済の活性化	…	9
2－1 ローカル10,000プロジェクト	…	10
2－2 分散型エネルギーインフラプロジェクト	…	11
3. 特定地域づくり事業推進法	…	13
4. 地域におけるSociety5.0の推進	…	15
4－1 地域における情報通信基盤等の環境整備	…	16
4－2 ローカル5Gの概要	…	17
4－3 地域におけるI・O・T・A・I実装の横展開の取組	…	18
5. マイナンバーカードを活用した消費活性化策	…	19
6. その他 地域力創造施策	…	23

# 施策担当者一覧

施策名	担当課室	担当者	電話番号
関係人口創出・拡大事業	自治行政局 地域自立応援課	中村、近藤、川原	03-5253-5391
地域おこし協力隊	自治行政局 地域自立応援課	小沼、若林、市原	03-5253-5394
ローカル10,000プロジェクト	地域政策課	富永、村岡、 吉田(佳)	03-5253-5523
分散型エネルギーインフラプロジェクト	地域政策課	中津留、丸田	03-5253-5523
特定地域づくり事業推進法	自治行政局 地域振興室	黒岩、田巻	03-5253-5534
地域における情報通信基盤等の環境整備			
① 4G/5G携帯電話インフラの整備支援	総合通信基盤局 移動通信課	川崎、臼倉	03-5253-5894
② 地域での5G利活用の推進（開発実証）	総合通信基盤局 移動通信課	大野、豊重	03-5253-5896
	情報流通行政局 地域通信振興課	岡、竹原、外山	03-5253-5757
③ 光ファイバの整備支援	総合通信基盤局 事業政策課 ブロードバンド推進室	徳部	03-5253-5866

# 施策担当者一覧

施策名	担当課室	担当者	電話番号
ローカル5G	総合通信基盤局 移動通信課	大塚、下地	03-5253-5895
地域におけるIoT・AI実装の横展開の取組	情報流通行政局 地域通信振興課	道祖土、須田、 海老原、富永	03-5253-5758
「マイナポイント」を活用した消費活性化策	自治行政局 マイナポイント 施策推進室	三輪、阿部、権藤、 高橋(圭)、田代、狭間	03-5253-5585
移住・交流情報ガーデン	地域自立応援課	菊地、高橋(夏)	03-5253-5392
ふるさとワーキングホリデー推進事業	地域政策課	中津留、高橋(佑)	03-5253-5523
地域おこし企業人交流プログラム	地域自立応援課	菊地、高橋(夏)	03-5253-5392
サテライトオフィス・マッチング支援事業	地域自立応援課	菊地、千葉	03-5253-5392
都市・農山漁村の地域連携による子供農山漁村交流推進事業	人材力活性化・ 連携交流室	小沼、市原	03-5253-5394
「定住自立圏構想」の推進	地域自立応援課	菊地、高橋(夏)、 中村、近藤	03-5253-5391
過疎地域等自立活性化推進交付金	自治行政局 過疎対策室	井上	03-5253-5536

## 施策担当者一覧

施策名	担当課室	担当者	電話番号
地域運営組織の形成	地域振興室	山根	03-5253-5533
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	人材力活性化・ 連携交流室	菊地、千葉	03-5253-5392
集落支援員	過疎対策室	竹林	03-5253-5536
復興支援員	地域自立応援課	小沼、若林	03-5253-5394
シェアリングエコノミー活用推進事業	地域振興室	山根	03-5253-5533

# 1. 地方への人の流れの創出

---

# 「関係人口」の創出・拡大に向けて

令和元年11月22日  
第20回まち・ひと・しごと創生会議資料

- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、地域活性化に貢献する人材が地域に入り始めている。
- 「関係人口」と呼ばれる地域外の者が地域とのつながりをつくることは、地域にとっては地域づくりの担い手の確保が、「関係人口」にとっては更なる成長や自己実現の機会をもたらすことが期待される。
- 第2期においては、関係府省庁と連携して、「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やすとともに、「関係人口」の取組の深化・横展開を推進する。

## 第1期からの取組

- 地域外の者が「関係人口」となる機会創出を促進

モデル事業実施団体数  
H30:30団体、R元:44団体



<島根県邑南町の例(H30モデル事業)>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施

- 「関係人口」の意義や、モデル団体の取組などを全国に発信し、機運を醸成

## 第2期から新たに推進

### 「関係人口」の取組の深化

- 「関係人口」が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、
    - ・ 「関係人口」と地域との継続的な協働事業
    - ・ 「関係人口」も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体を支援
- (取組例)
- ・ 被災地ボランティアへの参加を契機に「関係人口」となった者と協働した、被災地の児童に対する学習支援などの継続的な復興事業
  - ・ 地域外の者のアイデアを取り入れた地域ブランド商品の開発

深化した取組が全国で定着

全国へ横展開

## 目指す姿

全国各地で、  
「関係人口」が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献



<愛媛県西条市の例(H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場製品のPR



○関係人口の創出・拡大に向けて、関係人口と地域との継続的な協働事業や関係人口も意識した地域活性化に取り組む地方公共団体への支援により、取組を深化させるとともに、全国に向けた情報発信により、深化した取組の横展開を推進

### 【これまでの取組・現状】

○モデル事業実施団体数  
H30：30団体、R元：44団体

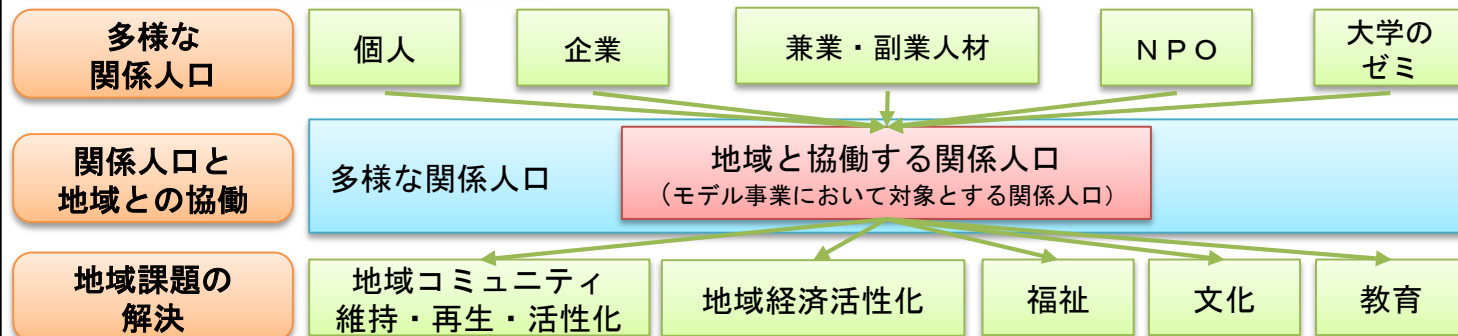
### 【目標・成果イメージ】

○全国各地で、関係人口が地域と関わり合いながら地域活性化に貢献する姿を目指す  
○関係府省庁と連携して、関係人口の創出・拡大に取り組む地方公共団体数を明確な数値目標を掲げて増やす

## 地方公共団体の取組の深化を支援

○関係人口が地域と継続的に深くつながる事例を創出・発掘するため、**関係人口と地域との協働に取り組む地方公共団体をモデル事業により支援**  
(協働の手法は、現地における協働や都市部における遠隔での協働など多様な形を想定)

### モデル事業のイメージ



深化した取組が全国に定着

## 目指す姿

**全国各地で、  
関係人口が地域と  
関わり合いながら  
地域活性化に貢献**



<愛媛県西条市の例 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR

## 全国に向けた情報発信

○「『関係人口』ポータルサイト」や全国ブロック別勉強会を通じて、関係人口の意義や事例を**全国に向けて情報発信**することで、深化した取組の横展開を推進

## 成果検証

○過去のモデル事業実施後の取組状況等について把握し、専門家による成果検証を実施

等

## 【参考】関係人口について

- **「関係人口」とは、移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、特定の地域に継続的に多様な形で関わる者。**
- 地方圏は、人口減少・高齢化により地域づくりの担い手不足という課題に直面しているところ、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、**「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できる。**

### 関係人口が増えることの意義

関係人口は、その地域の担い手として活躍することにとどまらず、**地域住民との交流がイノベーションや新たな価値を生み、内発的発展につながる**ほか、**将来的な移住者の増加にもつながる**ことが期待される。また、関係人口の創出・拡大は、受入側のみならず、**地域に関わる人々にとっても、日々の生活における更なる成長や自己実現の機会をもたらす**ものであり、双方にとって重要な意義がある。  
(第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」抜粋)

### 関係人口の取組例



<宮崎県五ヶ瀬町 (R元モデル事業)>  
県立中高一貫校の卒業生を対象とした  
関係人口案内育成



<鳥取県鳥取市 (R元モデル事業)>  
地方の農業に関心のある都市部からの  
滞在者との協働による農業用水路の修繕

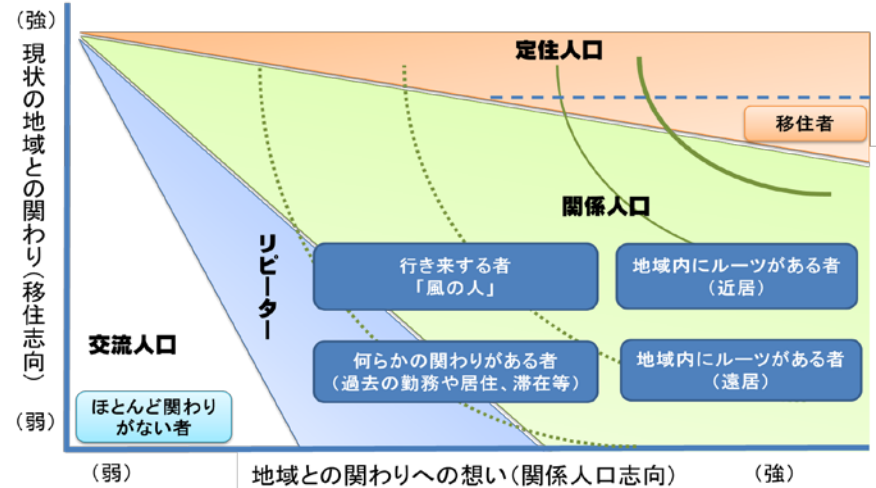


<愛媛県西条市 (H30モデル事業)>  
「自立循環型関係人口プラットフォーム構築事業」での  
「LOVE SAIJO ファンクラブ」を活用した地場産品のPR



<島根県邑南町 (H30モデル事業)>  
「はすみファンと共に創る地域」事業  
での「INAKAイルミ」の実施

### 関係人口のイメージ



- 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる者である「関係人口」に着目し、地域外からの交流の入り口を増やすことが必要（「これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会」）。
- 地域外の者が関係人口として、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけの提供に取り組む地方公共団体を支援するモデル事業を実施。将来的には、定住人口の増加も期待。

## 事業内容

### 1 関係深化型（地域との関わりを持つ者に対して）

11団体



#### ① ゆかり型

**その地域にルーツがある者等**を対象に、関係人口を募る仕組みを地方公共団体が設け、その取組に賛同する者に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。

#### ② ふるさと納税型

ふるさと納税制度を活用し、ふるさとに一定の関心を持っている**寄附者**に対して地域と継続的なつながりを持つ機会を提供。

### 2 関係創出型（これから地域との関わりを持とうとする者に対して）

7団体

**これから地域との関わりを持とうとする者**を対象に、地域と継続的なつながりを持つ機会・きっかけを提供。地域の課題やニーズと、関係人口となる者の想いやスキル・知見等をマッチングするための中間支援機能を形成。

### 3 裾野拡大型（都市住民等の地域への関心を醸成する取組）

21団体

地方公共団体が都市部等に所在する個人・企業・その他団体（NPO・大学のゼミなど）と連携し、都市住民等の地域への関心を高めるための取組



### 4 裾野拡大（外国人）型（訪日外国人の地域への関心を醸成する取組）

5団体

地方公共団体が地域住民や地域団体等と連携し、訪日外国人との交流を促進し地域（地域住民や地場産業）との継続的なつながりを創出するために行う取組



# 地域おこし協力隊について

## 地域おこし協力隊とは

- **制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を移動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「**地域協力活動**」を行いながら、**その地域への定住・定着を図る**取組。
- **実施主体**：地方公共団体
- **活動期間**：**概ね1年以上3年以下**
- **地方財政措置**：
  - ◎ 地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、**特別交付税措置**
    - ① 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり400万円上限  
(報償費等200万円〔※〕、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など)200万円)  
※ 平成27年度から、隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で最大250万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている(隊員1人あたり400万円の上限は変更しない。)
    - ② 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：最終年次又は任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限
    - ③-1 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり200万円上限
    - ③-2 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限
  - ◎ 都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置(平成28年度から)



## 地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～

### 地域おこし協力隊

- 自身の才能・能力を活かした活動
- 理想とする暮らしや生き甲斐発見

### 地域

- 斬新な視点(ヨソモノ・ワカモノ)
- 協力隊員の熱意と行動力が地域に大きな刺激を与える

### 地方公共団体

- 行政ではできなかった柔軟な地域おこし策
- 住民が増えることによる地域の活性化

## 隊員数、取組団体数の推移

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

**隊員の約4割は女性**

**隊員の約7割が20歳代と30歳代**

**任期終了後、約6割が同じ地域に定住**  
※H29.3末調査時点

○ 地域おこし協力隊の更なる拡充のため、全国サミットの開催等により広く制度の周知を行うとともに、隊員・地方公共団体双方への研修等により、隊員の円滑な活動を支援し、地域への人材環流を推進

## 制度周知・隊員募集

### ■「地域おこし協力隊全国サミット」の開催

- ・地域おこし協力隊や地方公共団体関係者のほか広く一般の方の参加も得て「地域おこし協力隊全国サミット」を開催し、事例報告やPR等により広く制度を周知するとともに、隊員同士の学び、交流の場を提供。

### ■地域おこし協力隊の更なる制度周知

- ・3大都市圏をはじめとする都市地域において制度を発信するとともに、関連機関と連携し、応募者の裾野を拡大。



## 隊員活動期間中

### ■「地域おこし協力隊サポートデスク」等による相談体制の確保

- ・隊員や地方公共団体担当職員からの相談に一元的に対応できるように「地域おこし協力隊サポートデスク」において効果的なアドバイスを提供。
- ・各地域における協力隊OB・OGのネットワークづくりを推進することにより、より身近なサポート体制を構築。

### ■「初任者研修会」、「ステップアップ研修会」及び「地方公共団体職員向け研修会」の開催・充実

- ・初任隊員向けや、2～3年目の隊員向け、地方公共団体職員向けなど、隊員の円滑な活動の支援や地域への人材環流を推進するための各種研修会を開催するとともに、更なる研修機会の確保・充実を図る。

### ■「起業・事業化に向けた研修会」の充実

- ・起業や事業承継を目指す隊員が起業・事業化に向けた知識、ノウハウを身につける研修を実施。

### ■地域おこし協力隊「ビジネスサポート事業」の実施

- ・現役隊員、OB・OGから広く提案を募集し、隊員の創意工夫によるビジネスプランの磨き上げを実施。
- 優れたビジネスプランについては、現地において専門家によるサポートを強化。



## 任期後

### 起業・定住

地域への人材環流を推進！

# 地域おこし協力隊の拡充について

## 活動隊員数の推移

5年間で約5倍に増加

平成21年度  
89人  
31団体

平成25年度  
978人  
318団体

平成30年度  
5,530人  
1,061団体

令和6年度  
**8,000人**へ

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が  
20歳代と30歳代

任期終了後、約6割が  
同じ地域に定住※H29.3末調査時点

## 活動事例

<伝統技術の保存・伝承>



<地域資源を活用した商品開発など>



<インバウンド観光の活性化>



## 今後の取組

### ○隊員数の拡充

将来的な隊員のなり手を確保するための「関係人口」の創出・拡大  
シニア層や「ふるさとワーキングホリデー」参加者など、応募者の裾野を拡大

### ○任期終了後の定住・定着支援

起業支援資金の充実や関係省庁と連携した事業承継の支援の拡充

### ○隊員の受入・サポート体制の充実

今後増加する隊員OB・OGの経験などを活かすためのネットワークづくり

地方での  
「人」と「仕事」  
の好循環の  
拡大

## 2. 地域経済の活性化

---

- 産学金官の連携により、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型事業の立ち上げを支援。
- 「ローカル10,000プロジェクト」の更なる展開を図るため、引き続き、国の重要施策と連動した事業の重点支援を行う。

## 事業スキーム

支援対象

### 民間事業者等の初期投資費用

- ・ 地域資源を活かした持続可能な事業
- ・ 行政による地域課題への対応の代替となる事業
- ・ 高い新規性・モデル性がある事業

対象経費は、  
・ 施設整備費  
・ 機械装置費  
・ 備品費

- ・ 原則 1/2
- ・ 条件不利地域かつ財政力の弱い市町村の事業は 2/3, 3/4
- ・ 新規性・モデル性の極めて高い事業は 10/10

公費による交付額 ※1

国費

地方費

地域金融機関による融資等 ※2

- ・ 公費による交付額以上
- ・ 無担保(交付金事業による取得財産の担保権設定は除く。)・無保証

自己資金等

※1 上限2,500万円。融資額(又は出資額)が公費による交付額の1.5倍以上2倍未満の場合は、上限3,500万円。2倍以上の場合は、上限5,000万円  
※2 地域金融機関による融資の他に、地域活性化のためのファンド等による出資を受ける事業も試験的に対象

## これまでの実績 (377事業、308億円)

(事業数は交付決定数、金額は事業実績(見込み含む)(H30年度末時点))

公費交付額 110億円、融資額 151億円、  
自己資金等 46億円

## 重点支援

- ① 国等が開発・支援して実証段階にある新技術の活用
  - ② 再犯防止等の推進 <新規>
  - ③ 農林水産物・食品の輸出促進 <新規>
- に関連する事業等であって、全くの新規分野における事業の立ち上げであり、新規性・モデル性の極めて高い事業については、**国費10/10**により支援



○地方公共団体を核として、需要家、地域エネルギー会社及び金融機関等、地域の総力を挙げて、バイオマス、廃棄物等の地域資源を活用した地域エネルギー事業を立ち上げるマスタープランの策定を支援する分散型エネルギーインフラプロジェクトを展開

<補助対象> 地方公共団体が定める地域の特性を活かしたエネルギー供給事業導入計画(マスタープラン)の策定費用

<補助対象額> 2,000万円(上限。ただし、他の地方公共団体と共同実施する場合は原則4,000万円)

<補助率> 原則1/2。財政力指数0.5未満市町村は 2/3、財政力指数0.25未満市町村は 3/4

新規性、モデル性の極めて高い事業計画は 10/10

**令和元年度は8団体が計画策定中**

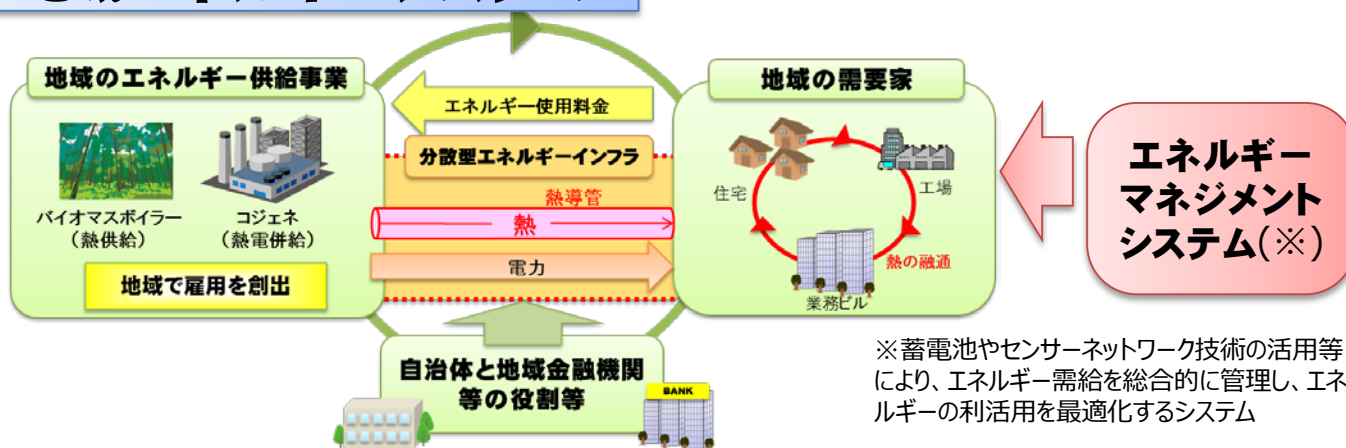
※平成26~28年度は委託事業として実施

これまでの  
取組

平成26年度に14団体、27年度に14団体、28年度に11団体※、29年度に4団体、30年度に3団体計46の団体がプランを策定

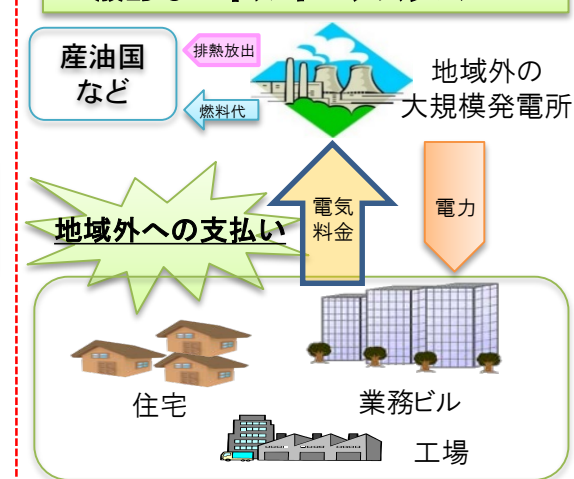
○マスタープランの策定段階から事業化まで、総務省に窓口を設け、関係省庁タスクフォース(農林水産省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省)と連携して徹底したアドバイス等を実施

## 地域エネルギーシステム



※蓄電池やセンサーネットワーク技術の活用等により、エネルギー需給を総合的に管理し、エネルギーの利活用を最適化するシステム

## 一般的なエネルギーシステム



## ◆ 災害時の自立エネルギー供給を可能とするシステムの推進

近年の豪雨・台風・地震などの災害を踏まえ、平時は分散型エネルギーを確保しつつ、災害時には避難所などへのエネルギー供給を可能とするシステムの構築を推進

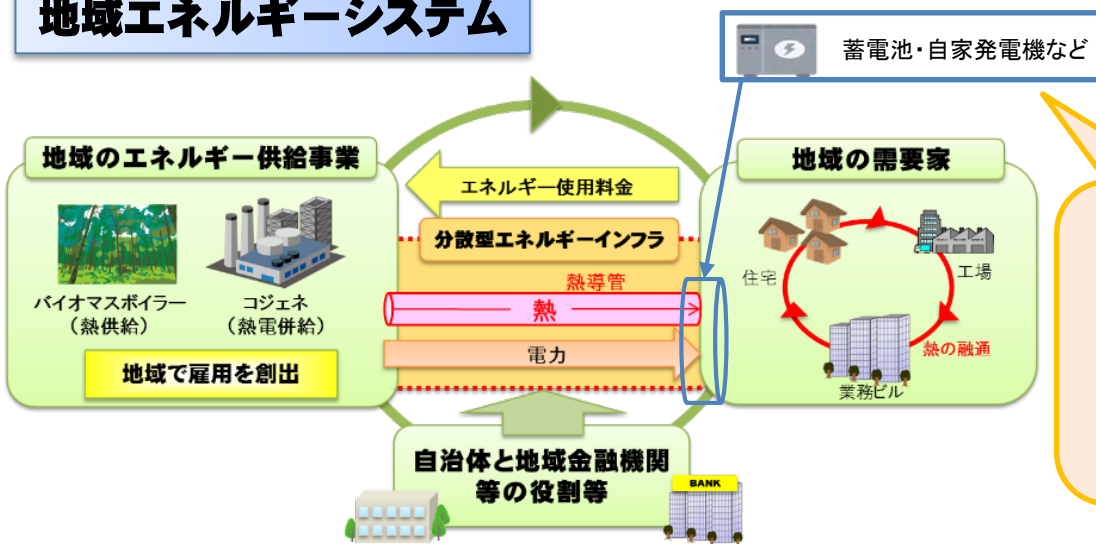
- ・ 好事例の横展開
- ・ 関係省庁(環境省、資源エネルギー庁、国土交通省など)の関連事業との連携

## ◆ マスタープラン策定団体に対する事業化支援の強化

策定済みマスタープラン(46団体)の総点検と事業化に向けた助言

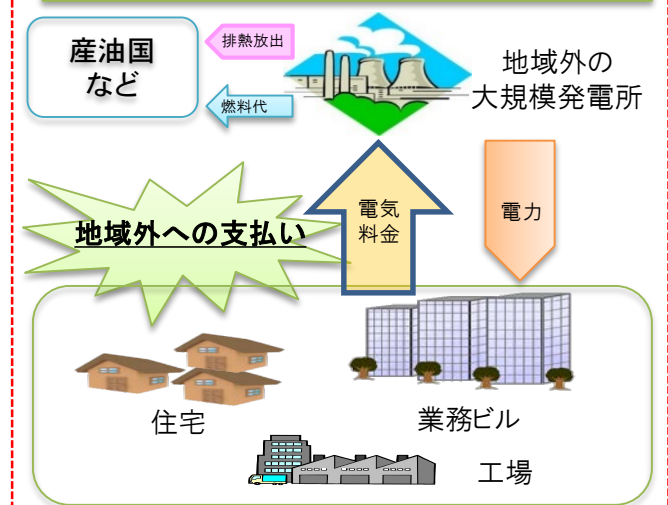
- ・ マスタープランと現状とを比較検証し、今後の事業化に向けた助言を強化
- ・ 「自治体主導の地域エネルギーシステム整備研究会」(座長: 柏木孝夫 東京工業大学特命教授)の知見も活用

### 地域エネルギーシステム



エネルギー供給ルートに蓄電池などを組み込み災害時には避難所などへのエネルギー供給を可能とするシステムに

### 一般的なエネルギーシステム



### **3. 特定地域づくり事業推進法**

---

# 特定地域づくり事業協同組合制度（案）イメージ図

## 人口急減地域の課題

- ・事業者単位で見ると年間を通じた仕事がない
  - ・安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない
- ⇒人口流出の要因、UJターンの障害

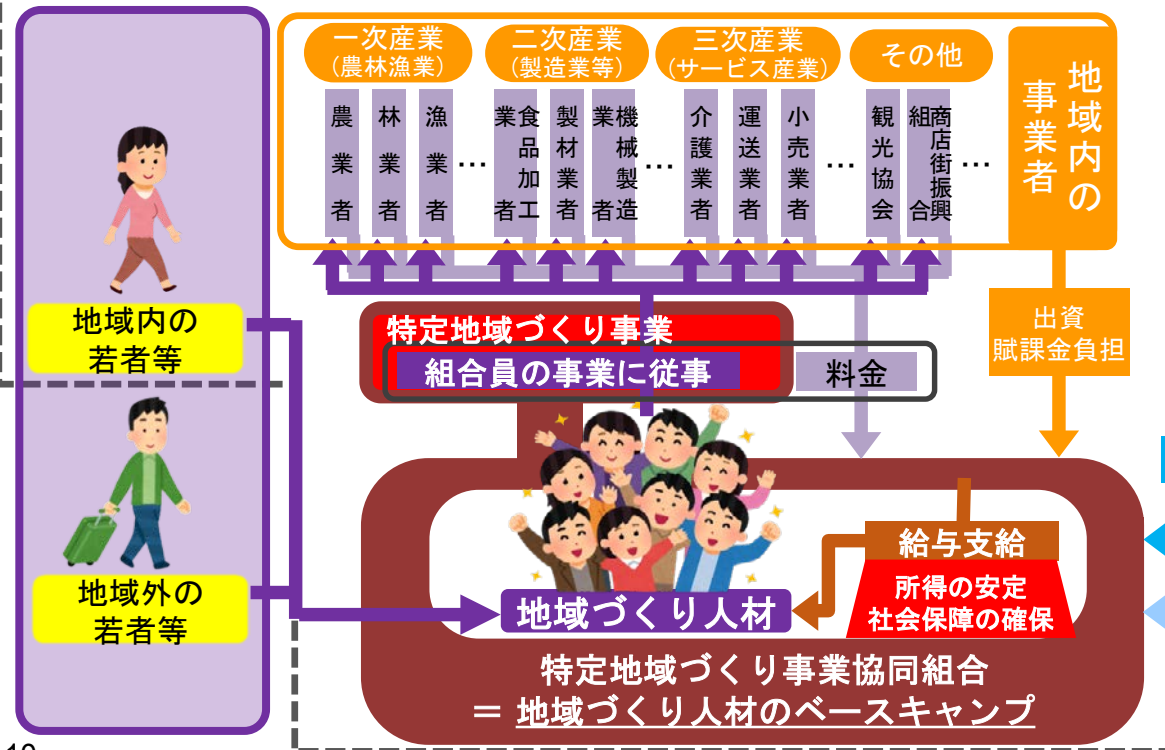
## 特定地域づくり事業協同組合制度

- ・地域全体の仕事を組み合わせて年間を通じた仕事を創出
  - ・組合で職員を雇用し事業者に派遣（安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保）
- ⇒地域の担い手を確保

## 制度概要

対象地域：人口急減地域（過疎法に基づく過疎地域及び過疎地域と同程度の人口減少が生じている地域）  
 対象団体：中小企業等協同組合法に基づく事業協同組合  
 対象事業：マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）の派遣等  
 認定手続：事業協同組合の申請に基づき、都道府県知事が認定（10年更新制）  
 特例措置：労働者派遣法に基づく労働者派遣事業（無期雇用職員に限る）を許可ではなく、届出で実施することが可能  
 財政支援：組合運営費の1/2を国・市町村が財政支援  
 根拠法：地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律<令和2年6月4日施行>

## 人口急減地域



## 都道府県

### 市町村

- 組合運営費の1/2を市町村が財政支援
  - 市町村負担の1/2を国庫補助
  - 対象経費は、①派遣職員人件費、②事務局運営費
    - ・対象経費の上限額 派遣職員人件費 400万円/年・人
    - 事務局運営費 600万円/年
  - 令和2年度予算案 5億円
- <1組合当たりの財政支援のイメージ>

派遣職員6名 運営費2,400万円/年

1/2  
利用料金収入  
(1,200万円)

1/2  
市町村助成 (1,200万円)

1/4  
国負担  
(600万円)

1/4  
市町村負担  
(600万円)

## 4. 地域におけるSociety5.0の推進

---

# 地域における情報通信基盤等の環境整備

- ・Society5.0時代を迎え、5GをはじめとするICTインフラ整備支援策と5G利活用促進策を一体的かつ効果的に活用し、ICTインフラをできる限り早期に日本全国に展開するため、「ICTインフラ地域展開マスタープラン」を策定。(令和元年6月25日の総務大臣閣議後会見冒頭発言で公表)
- ・本マスタープランを実行することにより、特に地方のICTインフラの整備を加速し、都市と地方の情報格差のない「Society5.0時代の地方」を実現する。

## ① 4G/5G携帯電話インフラの整備支援

- ・条件不利地域のエリア整備(基地局整備)
- ・5G基地局の整備
- ・鉄道/道路トンネルの電波遮へい対策の推進

R2予算案: 15.1億円

R2予算案: 29.2億円の内数

## ② 地域での5G利活用の推進

- ・ローカル5G導入のための制度整備(令和元年に制度化)
- ・ローカル5G等の開発実証の推進

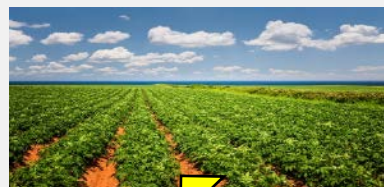
R元補正予算案: 6.4億円  
R2予算案: 37.4億円

## ③ 光ファイバの整備支援

- ・高度無線環境整備推進事業

R2予算案: 52.7億円

### 自動農場管理



### 遠隔診療



## Society5.0を支える 「ICTインフラ地域展開マスタープラン」

インフラ整備支援策と地域における5G利活用の促進策を総合的に実施することにより、ICTインフラの地域展開を加速する。

### 河川等の監視の高度化



センサー、4K/8K



### スマートファクトリ



# ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

## <他のシステムと比較した特徴>

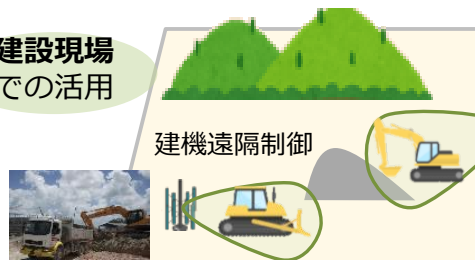
- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
  - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを**先行して構築**可能。
  - 使用用途に応じて**必要となる性能を柔軟に設定**することが可能。
  - **他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい。**
- Wi-Fiと比較して、**無線局免許に基づく安定的な利用が可能。**

### ゼネコンが建設現場で導入 建機遠隔制御



## 建物内や敷地内で自営の5Gネットワークとして活用

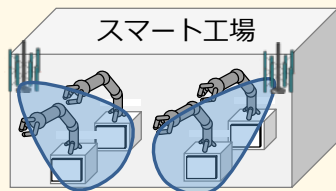
### 建設現場での活用



建機遠隔制御



### 工場での活用



スマート工場

インフラ監視



スマート農業

### 農業での活用



### 農家が農業を高度化する 自動農場管理



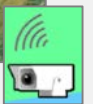
### 自治体等が導入 河川等の監視



河川監視

### 防災現場での活用

センサー、4K/8K



- 地域におけるAI・IoT等の革新的技術を活用したサービスの実装を推進するため、AI・IoT等の革新的技術（地域IoT）の実装を目指す地域を対象に、地域IoT実装計画の策定支援、地域IoT実装に向けた財政支援、地域情報化アドバイザー派遣による人的支援など、地域IoTの実装を総合的に支援。

## 横展開に向けた取組支援策

### ① 地方公共団体のIoTなどの実装計画の策定支援

- ・ 現場における推進体制整備、IoT・AIの実装に向けた具体的な計画策定の支援

### ② 地域におけるIoTなどの実装に向けた財政支援※

- ・ IoT・AIの利活用の成功モデル実装への財政支援

※都道府県及び指定都市を除く地方公共団体などについて、事業費の1/2補助（補助額上限2,000万円）

### ③ 地域情報化アドバイザー派遣などによる人的支援

- ・ IoT・AIの知見を有する専門家の派遣などによる助言などの人材面の支援

### ④ 地域IoT実装の全国的な普及促進活動

- ・ 地域ICT/IoT実装セミナーの開催、ICT地域活性化大賞の授与など

## 横展開の支援事例

### スマート農業

- 水田センサーから水位や水温、湿度などの情報が農業者にメール配信され、水田の見守り回数を削減し、水田管理の省力化を実現。
- 平成29年から令和元年まで27件の横展開を支援。

### サテライトオフィス

- テレワーク（ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方）によって、都市部と同じように仕事ができる環境を整えた、サテライトオフィスの環境を整備。
- 平成28年から令和元年まで44件の横展開を支援。

### 子育て支援（保育所マッチング）

- AIを活用した地方公共団体が行う保育所の入所選考業務を効率的に行うもの。
- 平成29年から令和元年まで13件の横展開を支援。

### 防災（G空間情報システム）

- 地震・津波などの災害に対してG空間情報とICTを活用して地方公共団体の防災情報管理、津波浸水被害予測などを行うもの。
- 平成29年から令和元年まで6件の横展開を支援。



## **5. マイナンバーカードを活用した消費活性化策**

---

# マイナポイントによる消費活性化策について

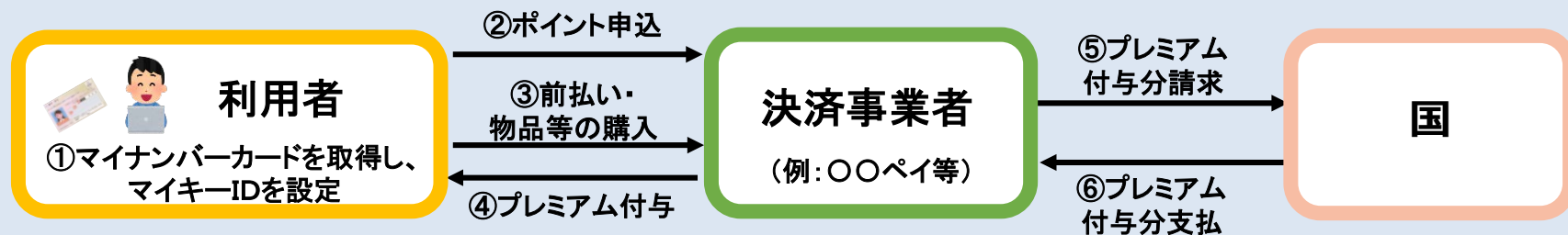
令和元年12月20日  
デジタル・ガバメント閣僚会議  
配付資料

- 消費税率引上げに伴う需要平準化策として、東京オリンピック・パラリンピック後の消費を下支えする観点から実施する。あわせて、キャッシュレス決済基盤の構築を図る。

## 制度概要

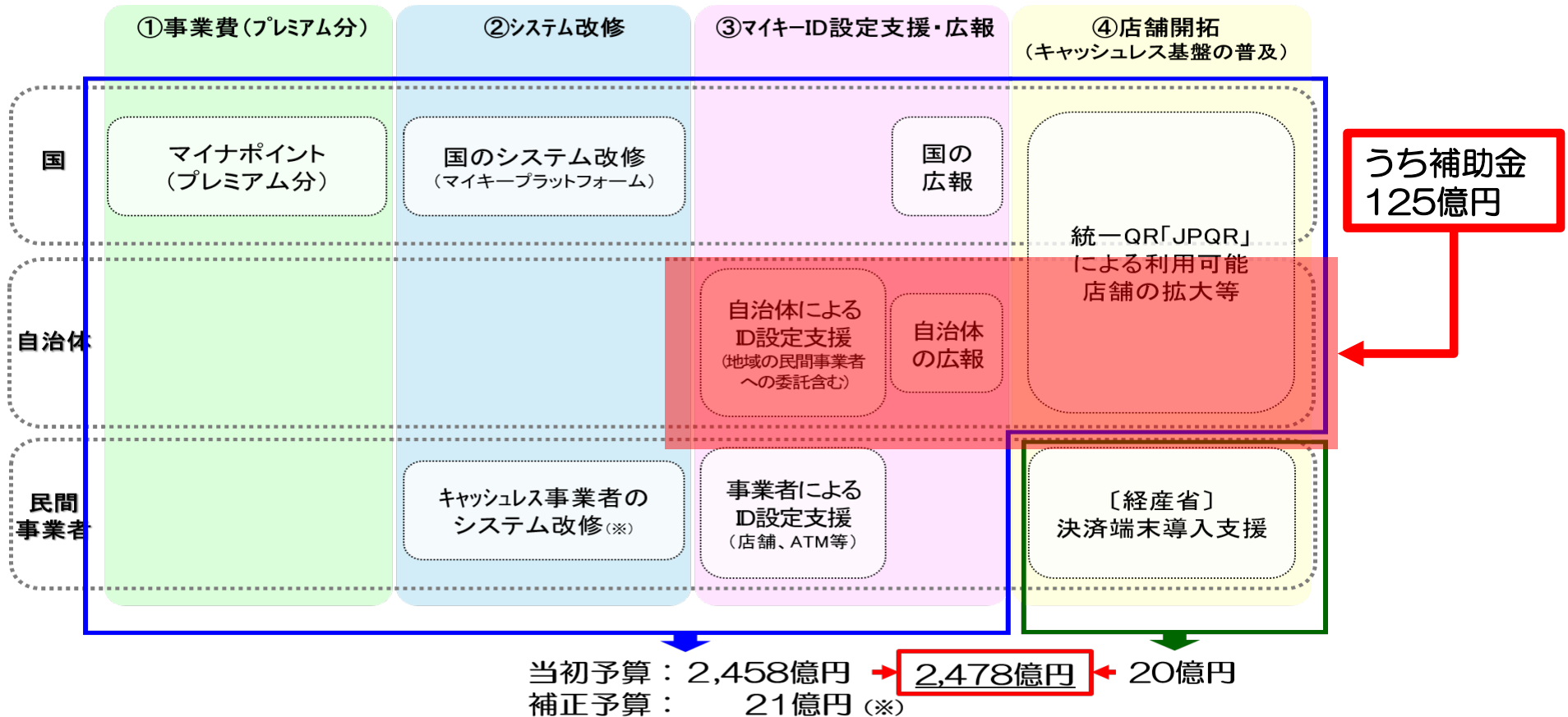
- **マイナポイントの利用が可能なる者**：マイナンバーカードを取得し、かつ、マイキーIDを設定した者(4,000万人)<sup>(①)</sup>
- **マイナポイント利用方法**：
  - ・利用者がキャッシュレス決済サービスを1つ選択して、マイナポイントを申込み<sup>(②)</sup>
  - ・当該決済サービスにおいて、「前払い」または「物品等の購入」を行った場合<sup>(③)</sup>に、マイナポイント(プレミアム分)を、当該決済サービスのポイント等として取得<sup>(④)</sup>
  - ・当該決済サービスが利用可能な店舗等において、取得したポイント等を利用
- **国庫補助**：キャッシュレス決済事業者に対して、利用者に付与したポイント等に相当する額を国が補助<sup>(⑤,⑥)</sup>
- **マイナポイント利用上限**：5,000ポイント（2万円分の前払い等） ※1ポイント=1円相当
- **プレミアム率**：25% ※小口での前払い等も可能
- **事業実施期間**：令和2年9月～令和3年3月までの7カ月間（前払い又は物品等の購入が行われる期間）
- **令和2年度予算案**：2,478億円
- **令和元年度補正予算案**：21億円

## マイナポイント事業の仕組み



# マイナポイント事業費補助金の概要①

- 令和2年度予算政府原案において、マイナポイント事業費補助金<sup>(※1)</sup>は、事務費総額479億円の  
内数<sup>(※2)</sup>
  - ※1 令和2年度より、個人番号カード利用環境整備費補助金から名称を変更予定
  - ※2 125億円程度を交付予定
- 全地方公共団体において、前年度比+50%を超える基準額を設定予定
- 令和2年4月以降、補助率10/10で交付予定
- 令和元年度予算の明許繰越も執行可能



## マイナポイント事業費補助金の概要②

項目	内容
1. 総額	令和2年度予算案額:事務費総額479億円の内数※ (※125億円程度を交付予定)
2. 主な補助対象経費	○本事業の実施に要した事務経費相当額の100%を国が補助。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ID設定支援、マイナポイント申込み支援</li> <li>・JPQR、キャッシュレスサービスの普及促進、説明会出席等</li> <li>・消耗品費、印刷製本費等</li> <li>・新聞広告、チラシ作成等</li> <li>・説明会等会場使用料</li> <li>・パソコン等リース料</li> <li>・経済関連団体等への事務委託費用</li> </ul>
3. 算定方法	○対象経費の実支出額と基準額とを比較して少ない方の額 (※基準額は、全団体で同額を措置する「均等配分」と人口に比例する「人口按分」の和により算出。)
4. 補助対象期間	○令和2年4月1日～令和3年3月31日

※補助金の申請にあたっては、マイキープラットフォーム運用協議会の会員であることが必要。

## 6. その他 地域力創造施策

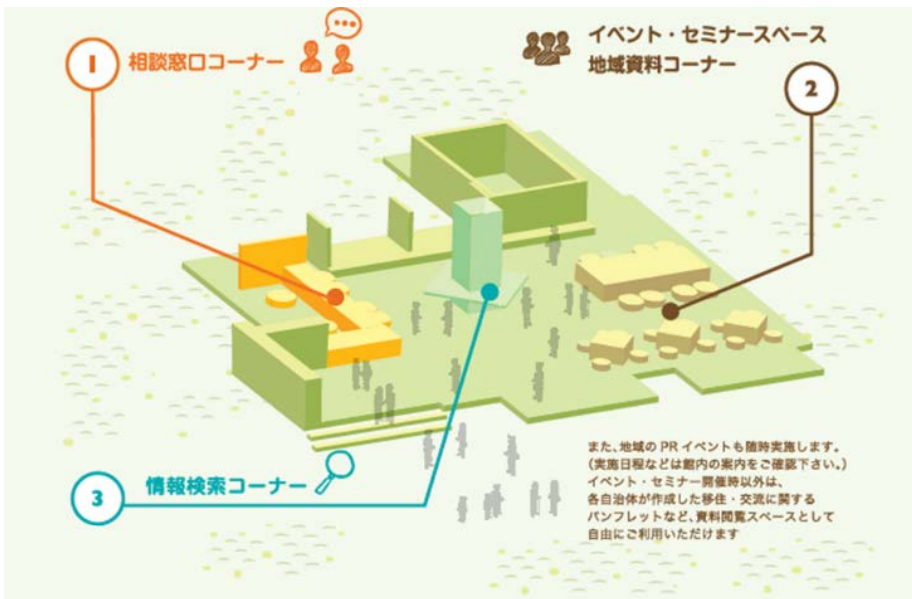
---

## 6. その他 地域力創造施策 目次

---

移住・交流情報ガーデン	… 25
「ふるさとワーキングホリデー」の推進	… 26
地域おこし企業人	… 28
サテライトオフィス・マッチング支援事業	… 29
子供の農山漁村体験の充実	… 30
定住自立圏の取組の充実	… 31
過疎地域等自立活性化推進交付金	… 32
地域運営組織の持続的な取組の支援	… 39
外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度	… 41
集落支援員について	… 42
復興支援員について	… 43
シェアリングエコノミーの活用推進	… 44

- 居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談についてワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。
- 地方自治体や関係省庁とも連携し、総合的な情報提供を実施。
- 地方自治体等による移住相談会、地域おこし協力隊の募集説明会、関係人口創出イベント等の場として利用可能。



## 【①相談窓口コーナー(移住、就農、しごと)】

- ・地方への移住・交流に係る一般的な相談、問合せに相談員が対応。
- ・しごと情報や就農支援情報などは、専門の相談員が対応。

※国の各府省とも連携

・厚生労働省(しごと情報) ・農林水産省(就農支援情報)

## 【②イベント・セミナースペース、地域資料コーナー】

- ・各地方自治体で作成した移住・交流に関するパンフレットを配架。
- ・地方自治体等による移住相談会、フェア等の場として利用可能。

## 【③情報検索コーナー】

- ・情報サイトを利用して、自由に地方への移住・交流に関する情報を検索できるように、専用パソコンを設置。



(移住フェアの様様)



[開館時間] (平日)11:00-21:00

(土日祝)11:00-18:00

[休館日] 月曜(月曜が祝日の場合は翌営業日)、年末年始

[所在地] 東京都中央区京橋1-1-6 越前屋ビル

[アクセス] JR/東京駅(八重洲中央口)より徒歩4分

地下鉄/東京メトロ銀座線 京橋駅より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線 都営浅草線 日本橋駅より徒歩5分

○ 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」を推進するため、説明会や総合広報を実施。

- ・専用のポータルサイトの運用
- ・SNS(Twitter、facebook)の運用
- ・インターネット広告の実施
- ・説明会の開催 等



支援

## ふるさとワーキングホリデー

### 地方公共団体

- ✓ 地域の魅力を知ってほしい
- ✓ 交流人口を増やし消費を拡大したい
- ✓ 少しでも多く定住してほしい



滞在中、地域住民との交流や学びの場として地域の魅力・特色を活かした、各地域ならではのプログラムを参加者に提供。

### 参加者

- ✓ 旅行では味わえない体験がしたい
- ✓ 地域との交流を深めたい
- ✓ 第二のふるさとが欲しい



地元農家や企業等の業務に従事し収入を得ながら、地域との関わりを深める取組を通じて地域での暮らしをまるごと体感。

### これまでの実績(H31.3時点)

ふるさとワーキングホリデー事業を通じて、約2,600人が地域での暮らしを体験。

実際に行ってみると思っていた以上に新しい人々との出会いや刺激に溢れていました。時間が許すなら理由がなくても、ぜひ参加すべきと思います。(大学4年生)

「ごっこ汁」の味や雪国での生活の知恵、価値観の違いによる町おこしの難しさなど、様々な人々との交流から多くのことを学びました。(大学1年生)

麴の管理のために蔵の中に泊まることなどは、実際に酒造で働かなければ体験できないものでとても良い経験となりました。(大学2年生)



- 就職氷河期世代の社会人の将来的な移住や地方での雇用機会の創出を推進するため、「ふるさとワーキングホリデー」への社会人参加を促進する取組を実施。

## 【背景】

- ・ 都市部の人たちなどが一定期間地方に滞在し、働いて収入を得ながら、地域住民との交流や学びの場などを通じて地域での暮らしを体感する「ふるさとワーキングホリデー」は、主に大学生層をターゲットに取組を推進してきたが、就職氷河期世代といわれる30代・40代の参加者も一定の割合を占めている(8.5%)
  - ・ また、30代・40代の参加者の中には、特定の地域への移住や地域の特色ある仕事への転職を念頭に置いてふるさとワーキングホリデーに参加し、その後実際に移住・就職を果たした例がある。
    - ※ 30代・40代参加者の定住率6.0%(全体1.5%)
- ⇒ このため、この世代をターゲットとする広報活動を重点的に実施し、参加を拡大することにより、就職氷河期世代の移住関心層の地方への移住・就職の機会を創出

## 【事業概要】

- ・ 30代・40代の参加者に効果的に訴求するPR動画・Webページ等の作成
- ・ ふるさとワーホリ参加を契機に移住・転職等した過去の参加者の追跡調査
- ・ 転職フェア等就職氷河期世代が多く参加するイベントへの出展 等

# 地域おこし企業人交流プログラム

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かし、地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらうプログラム。

## 対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

## 活動地域

- ① **定住自立圏**に取り組む市町村(中心市及び近隣市町村)
- ② **条件不利地域**を有する市町村

## 期間

6月～3年

## 特別交付税措置

- 企業人の受入の期間前に要する経費  
 上限額 年間100万円(措置率0.5)／団体  
 (派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)
- 企業人の受入の期間中に要する経費  
 上限額 年間560万円／人  
 (派遣元企業に対する負担金等)
- 企業人が発案・提案した事業に要する経費  
 上限額 年間100万円(措置率0.5)／人

## 実績

※特別交付税ベース

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業人数	22人	28人	37人	57人	70人
受入団体数	17団体	25団体	32団体	50団体	56団体

## 【地域における企業人の活動事例】

(ICT分野)

○ ICTを活用した高齢者生活支援・アクティブシニア活躍支援・健康増進事業

(観光分野)

○ 観光分野の専門知識や経験をいかし、観光連携組織(DMO、観光協会等)との連携によるインバウンド対策・着地型旅行商品の開発・閑散期の誘客対策

(シティプロモーション)

○ 営業の専門知識や人脈と経験をいかし、地域ブランドを大都市圏でPRし、販路を拡大

(エネルギー分野)

○ 再生可能エネルギーの専門知識をいかし、新産業及び地域雇用を創出

## 民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ

## 自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

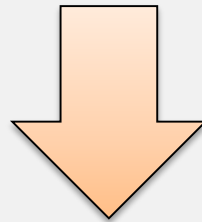
- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

# サテライトオフィス・マッチング支援事業

R2予算案:0.1億円

- 地方公共団体と企業とのマッチング機会を提供するセミナーを開催し、地方へのヒト・情報の流れの創出を更に加速。

サテライトオフィスの誘致に取り組む地方公共団体からは、  
企業情報の提供や地方公共団体の取組に係る情報発信についての支援ニーズが高い



三大都市圏企業

多くの企業が  
サテライトオフィスに前向き

## サテライトオフィス マッチングセミナー

地方公共団体と民間企業との  
マッチング機会を提供

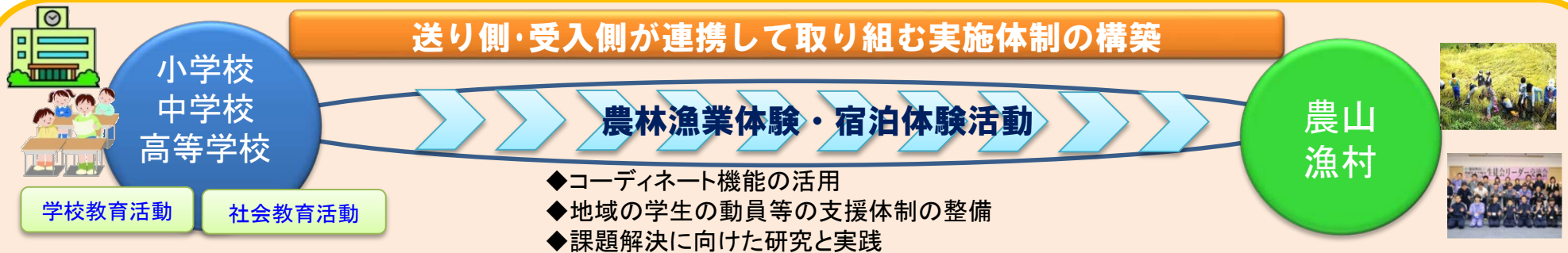


地方公共団体

600を超える地方公共団体が  
誘致に取り組む

- 農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて、学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い子供の成長を支えるとともに、受入れ地域の活性化や交流による地域間の相互理解の深化に寄与。
- 子供の農山漁村体験交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援する事業を実施。また、継続的な実施体制の構築を目指す地方公共団体による「子供の農山漁村体験交流計画」策定を支援する事業を実施。
- 課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するため、総務省、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、文部科学省、農林水産省、環境省の主催によるセミナーを開催。

## 送り側・受入側が連携して取り組む実施体制の構築



### 1 子供農山漁村交流支援事業

送り側・受入側双方が連携して宿泊体験活動の実施体制の構築に取り組む地方公共団体をモデルとして実証調査を行い、その事例やノウハウを横展開することにより、子供の農山漁村交流を推進。

#### 【対象経費の例】

送り側	受入側
<ul style="list-style-type: none"> <li>・コーディネートに要する経費</li> <li>・スタッフを含む宿泊・体験施設等の使用料</li> <li>・バス借り上げ等の移動経費</li> <li>・指導者等への謝金</li> <li>・児童・生徒や指導者等に係る保険料 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記のほか、受入体制の整備に係る経費など</li> </ul>

### 2 体験交流計画策定支援事業

長期間継続できる体制を構築するため、効果的な取組内容や、取組にかかる課題解決について研究・検討を行い、この活動に取り組む地方公共団体のモデルとなる「子供の農山漁村体験交流計画」策定を推進。

#### 【対象経費の例】

・外部有識者等の旅費・謝金 ・研修・会議に要する経費 ・関係団体との調整に要する経費 ・外部研修受講に係る受講料、旅費 ・印刷製本費 等

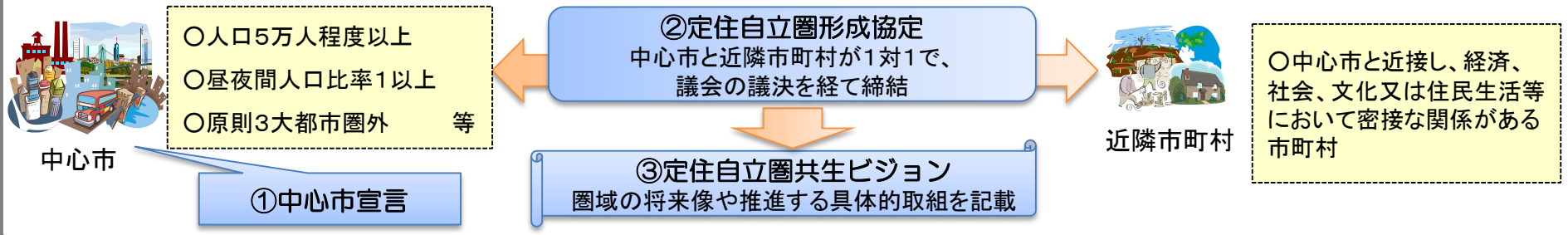
### 3 子ども農山漁村交流プロジェクトセミナーの開催

子供の農山漁村体験の取組を拡大、推進するため、先進事例や課題解消に向けた創意工夫の事例、国の支援施策等について情報を提供するとともに、関係者間のネットワークを形成するためセミナーを全国各地で開催。

## 基本的考え方～集約とネットワーク化～

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、**圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。**

## 定住自立圏形成へ向けた手続き～国への申請や国の承認が必要ない分権的な仕組み～



## 定住自立圏に取り組む市町村に対する支援及び関連予算

### 特別交付税

- ・包括的財政措置
- ・外部人材の活用
- ・地域医療に対する財政措置 等

### 関連予算

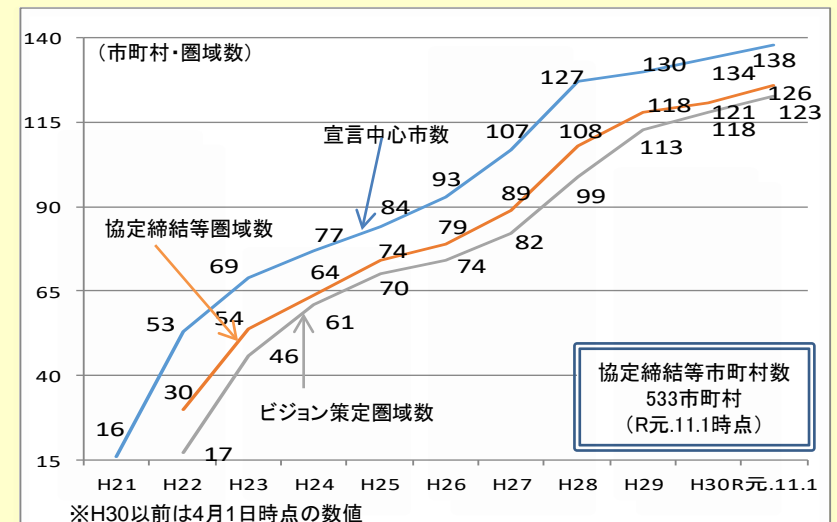
- ・取組検証・分析事業
- ・「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」の開催
- ・自治体向けセミナーの開催 等

### 各省による支援策

- ・産業振興・教育分野など、定住自立圏構想推進のための関係各省による事業の優先採択

## 定住自立圏構想の取組状況

KPI: 2024年 140圏域(R元.11.1現在 126圏域)



## ○ 過疎地域等における喫緊の諸課題に対応するための事業を支援することにより、過疎地域等の自立活性化を推進。

### ① 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

(まち・ひと・しごと創生総合戦略:「小さな拠点」の形成関連事業)

- 基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとする「集落ネットワーク圏」(小さな拠点)において、「くらし」を支える多様な主体の連携による生活支援の取組や「なりわい」を創出する活動を支援
  - ※ Society5.0時代の技術を活用して、過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組を重点的に支援
- 令和2年度予算案 4.0億円 (令和元年度予算額4.0億円)  
 <1事業当たり2,000万円以内>

### ② 過疎地域等自立活性化推進事業

- 過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための先進的で波及性のあるソフト事業を幅広く支援
  - ・生活の安心・安全確保対策
  - ・田園回帰の促進
  - ・地域文化伝承対策 等
- ※ Society5.0時代の技術を活用した先進的で波及性のあるソフト事業を重点的に支援
- 令和2年度予算案 1.4億円 (令和元年度予算額1.4億円)  
 <1事業当たり1,000万円以内>

### ③ 過疎地域集落再編整備事業

- 過疎地域の集落再編を図るために行う次の事業に対して補助
  - ・定住促進団地整備事業
  - ・定住促進空き家活用事業
  - ・集落等移転事業
  - ・季節居住団地整備事業
- 令和2年度予算案 0.9億円 (令和元年度予算額0.9億円)  
 <交付率1/2以内>

### ④ 過疎地域遊休施設再整備事業

- 過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設の整備に対して補助
  - ・生産加工施設
  - ・農林漁業等体験施設
  - ・地域芸能・文化体験施設 等
- 令和2年度予算案 0.6億円 (令和元年度予算額0.6億円)  
 <交付率1/3以内>

# ①集落ネットワーク圏の推進

(まち・ひと・しごと創生総合戦略：「小さな拠点」の形成関連)

R2予算案 4.0億円

- 過疎地域等においては、小規模化・高齢化により集落機能が低下し、生活の維持が困難な集落が増加。
- 個々の集落では様々な課題の解決が困難なケースもあることから、より広い範囲で、基幹集落を中心に複数集落で「集落ネットワーク圏」を形成し、集落を活性化する取組が必要。

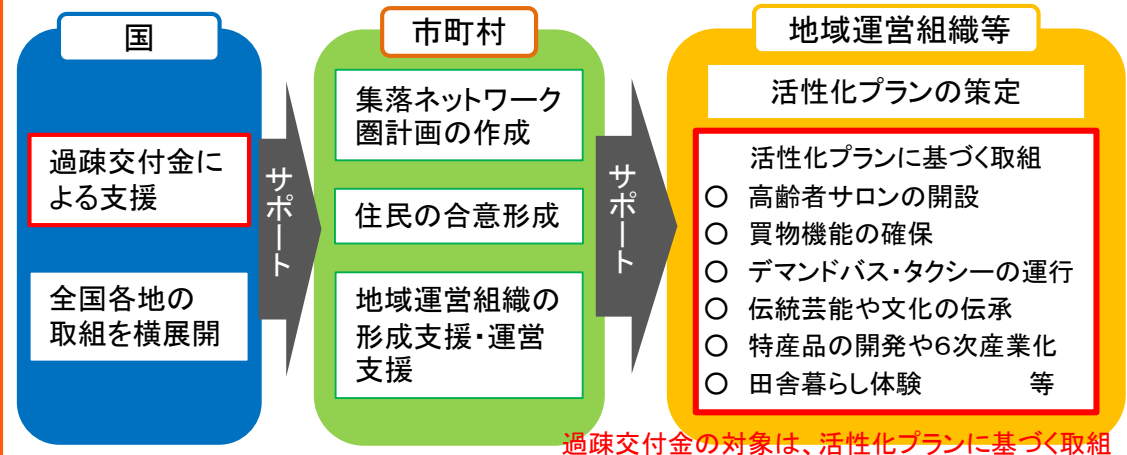
## 集落ネットワーク圏のイメージ

基幹集落を中心に周辺の複数集落をひとつのまとまりとして集落機能確保することにより、持続可能な暮らしを実現



## 過疎地域等自立活性化推進交付金 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- (1) 対象地域 過疎地域をはじめとした条件不利地域
- (2) 事業主体 集落ネットワーク圏を支える中心的な組織  
(地域運営組織等(郵便局含む))  
※交付金の申請は市町村が実施
- (3) 交付額 1事業当たり 2,000万円以内
- (4) 令和2年度予算案 4.0億円(令和元年度予算額 4.0億円)
- (5) 対象事業 活性化プランに基づく集落機能の維持・活性化に資する取組(Society5.0時代の技術を活用して、過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組を重点的に支援)



○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域における喫緊の諸課題に対応するためのソフト事業による取組を支援

### 施策の概要

先進的で波及性のあるソフト事業を支援し、取組の内容を横展開することにより、他の市町村におけるソフト事業の取組の後押しを図る(Society5.0時代の技術を活用した先進的で波及性のあるソフト事業を重点的に支援)。

#### (1) 事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2) 交付額 1事業当たり1,000万円以内

(3) 令和2年度予算案 141,000千円  
(令和元年度予算額 141,000千円)

### 対象事業

おおむね以下の分野に該当するソフト事業を対象とする。

- ① 産業の振興
- ② 生活の安心・安全確保
- ③ 集落の維持・活性化
- ④ 移住・交流・若者の定住促進
- ⑤ 田園回帰の促進
- ⑥ 地域文化の伝承
- ⑦ 環境貢献施策の推進

#### Society5.0時代の技術を活用した取組のイメージと期待される効果

アプリを活用したデマンド型の買物支援バスの運行



高齢者等の移動手段の確保、買い物支援等

ICTを活用した鳥獣被害対策、鳥獣の出没情報の配信



農作物被害の低減、安心安全な地域の確保等

ビックデータの分析による特産品や観光商品の開発



地域産業の育成、地域経済の活性化等



## ○ 過疎市町村が実施する、過疎地域における集落再編を図る取組を支援

### 施策の概要

#### (1) 事業の種類

##### ① 定住促進団地整備事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成する事業に対して補助

##### ② 定住促進空き家活用事業

過疎地域における定住を促進するため、基幹的な集落に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備する事業に対して補助

##### ③ 集落等移転事業

基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居から基幹的な集落等に移転するための事業に対して補助

##### ④ 季節居住団地整備事業

漸進的な集落移転を誘導するため、交通条件が悪く、公共サービスの確保が困難な地域にある住居を対象に、冬期間など季節的に居住等することを目的に、団地を形成する事業に対して補助

#### (2) 事業主体

過疎地域を有する市町村

#### (3) 交付率

1/2以内

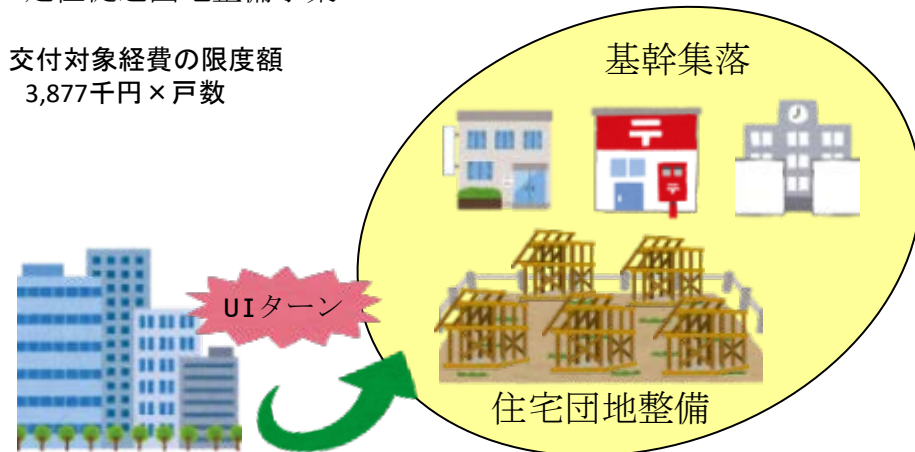
(4) 令和2年度予算案 89,652千円

(令和元年度予算額 89,652千円)

### 事業のイメージ

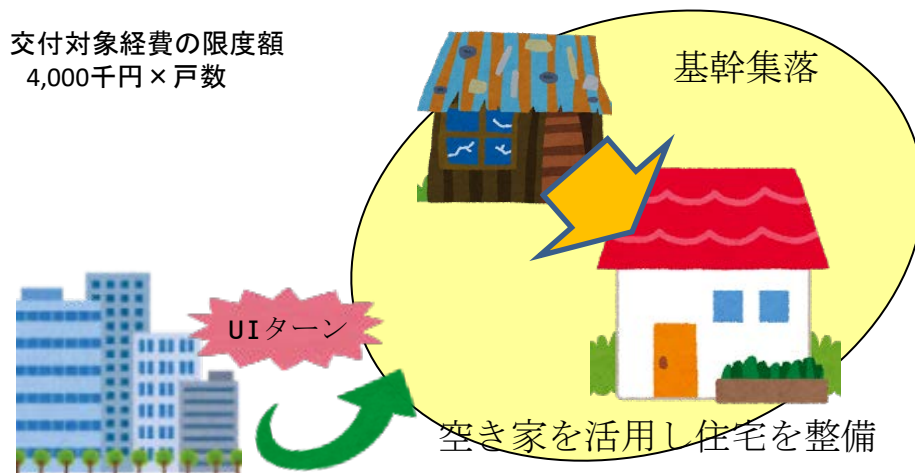
#### 定住促進団地整備事業

交付対象経費の限度額  
3,877千円×戸数



#### 定住促進空き家活用事業

交付対象経費の限度額  
4,000千円×戸数



○ 過疎市町村等が実施する、過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流や地域振興を図る取組を支援

施策の概要

過疎地域に数多く存在している廃校舎や使用されていない家屋等の遊休施設を有効活用し、地域振興や都市住民等との地域間交流を促進

生産加工施設、農林漁業等体験施設、地域芸能・文化体験施設等の整備に要する事業に対して補助

(1)事業主体

過疎地域を有する市町村

構成市町村の1/2以上が上記市町村である一部事務組合等

(2)交付対象経費の限度額

60,000千円

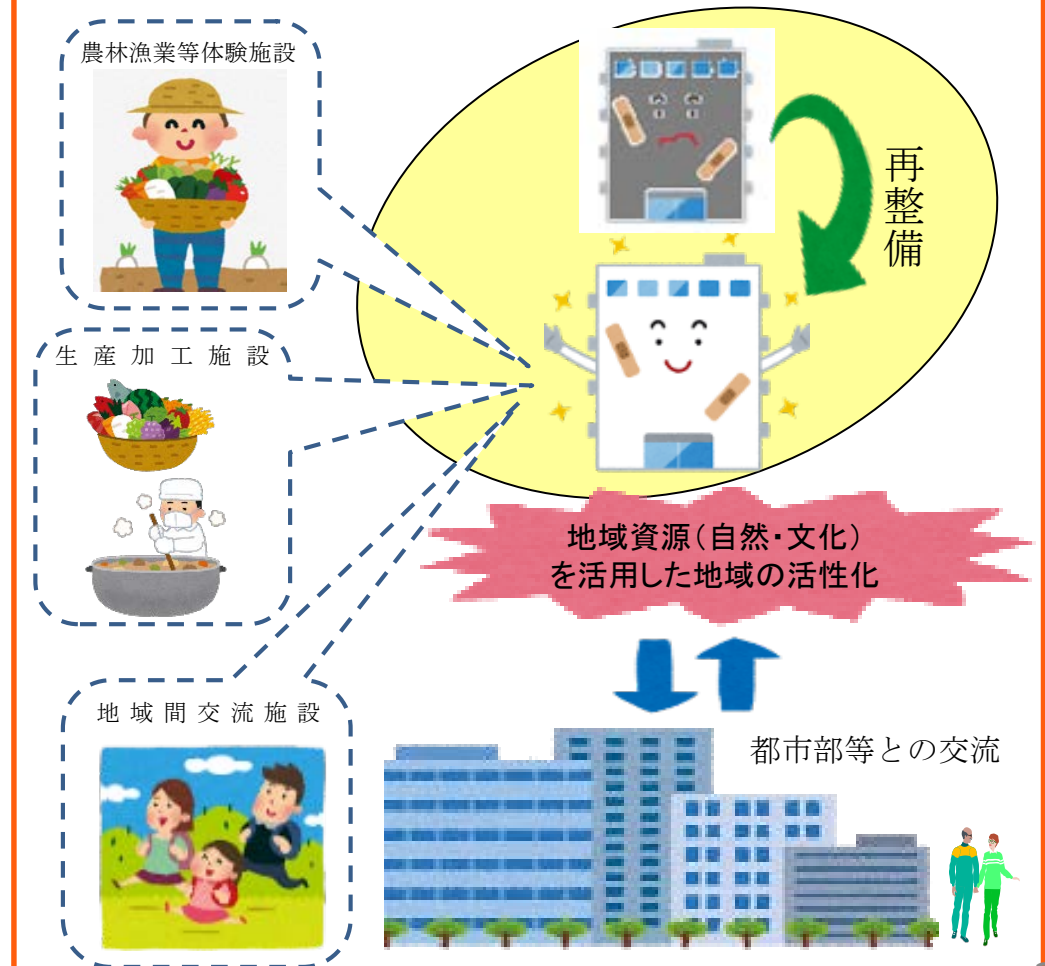
(3)交付率

1/3以内

(4)令和2年度予算案 60,000千円

(令和元年度予算額 60,000千円)

事業のイメージ



# 過疎対策事業債の概要

過疎対策事業債は、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)により過疎地域とされた市町村が、過疎地域自立促進市町村計画に基づいて行う事業の財源として特別に発行が認められた地方債である。

過疎対策事業債は、総務大臣が各都道府県に同意等予定額の通知を行い、各都道府県知事が市町村ごとに同意(許可)を行う。充当率は100%であり、その元利償還金の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっている。

## 1 対象事業

産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○漁港、港湾施設</li> <li>○地場産業の振興に資する施設</li> <li>○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所</li> <li>○観光、レクリエーションに関する施設</li> <li>○産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○林業用作業路</li> <li>○農林漁業の経営の近代化のための施設</li> <li>○商店街振興のために必要な共同利用施設</li> </ul>	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○下水処理のための施設</li> <li>○一般廃棄物処理のための施設</li> <li>○火葬場</li> <li>○消防施設</li> <li>○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設</li> <li>○保育所及び児童館</li> <li>○認定こども園</li> <li>○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設</li> <li>○診療施設</li> <li>○簡易水道施設</li> <li>○市町村保健センター、母子健康包括支援センター</li> </ul>
交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道</li> <li>○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両</li> <li>○電気通信に関する施設</li> <li>○交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道</li> <li>○住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設</li> <li>○除雪機械</li> </ul>	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公民館その他の集会施設</li> <li>○公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</li> <li>○市町村立の専修学校、各種学校</li> <li>○図書館</li> <li>○地域文化の振興等を図るための施設</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備</li> <li>○公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○集落再編整備</li> <li>○自然エネルギーを利用するための施設</li> </ul>			
過疎地域自立促進特別事業(いわゆるソフト対策事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(基金の積立てを含む)</li> </ul>		

## 2 地方債計画額

令和2年度 4,700億円(前年度同額)

# これまでの各過疎対策法の背景・考え方

法律名	過疎地域対策緊急措置法	過疎地域振興特別措置法	過疎地域活性化特別措置法	過疎地域自立促進特別措置法	(延長)
期間	昭和45年度～昭和54年度	昭和55年度～平成元年度	平成2年度～平成11年度	平成12年度～平成21年度	平成22年度～平成32年度
目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口の過度の減少防止</li> <li>・地域社会の基盤を強化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の振興</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の活性化</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過疎地域の自立促進</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民福祉の向上</li> <li>・雇用の増大</li> <li>・地域格差の是正</li> <li>・美しく風格ある国土の形成</li> </ul>	
背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規学卒者を中心とした急激な都市への人口吸収</li> <li>・897市町村で10%以上、117市町村で20%以上、36村で30%以上減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の就業機会や医療の不足</li> <li>・若年層を中心とした人口流出による高齢化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2次オイルショックを克服した新たな東京一極集中</li> <li>・高齢化、産業面、公共施設整備面での遅れ等の「新たな過疎問題」の発生</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢化の進行・自然減の重みの増大</li> <li>・農林水産業の著しい停滞</li> <li>・集落存続危機</li> <li>・引き続き若年者の流出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・著しい高齢化の進行</li> <li>・身近な生活交通の不足</li> <li>・地域医療体制の弱体化</li> <li>・各地域の地域資源や創意工夫を活かす柔軟な支援確立の要望</li> </ul>
考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急の対策</li> <li>・生活環境におけるナショナルミニマムの確保</li> <li>・開発可能な地域に産業基盤等を整備</li> <li>・人口の過度の減少、地域社会の崩壊、市町村財政の破綻防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去における人口減少に起因した地域社会の機能低下、生活水準、生活機能の改善</li> <li>・総合的かつ計画的な振興施策による住民福祉の向上、雇用の増大及び格差の是正</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「振興を図る」から「活性化を図る」へ</li> <li>・地域の個性を活かして地域の主体性と創意工夫を基軸とした地域づくりを重視</li> <li>・公共施設の整備のみならず、民間活力も含む総合的な地域の発展を重視</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国的視野に立った過疎地域の新しい価値、公益的機能</li> <li>・「活性化」から「自立促進」</li> <li>・個性を発揮して自立できる地域社会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民が将来にわたり安心・安全に暮らすことのできる地域社会の実現を図るため、ソフト事業拡充</li> </ul>
成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率9% → 22.7%、舗装率2.7% → 30.6%</li> <li>・集会施設整備80%</li> <li>・昭和50年度における人口減少の鈍化(10%台 → 8%台)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率22.7% → 39%、舗装率30.6% → 55.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通通信体系の整備のための経費ウエイトが下がり、産業振興、高齢者等の保健福祉、生活環境の整備のシェアが増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村道改良率54.2%、舗装率70.5%</li> <li>・生活安定と福祉向上</li> <li>・個性ある地域形成(観光入込客数の増加)</li> </ul>	

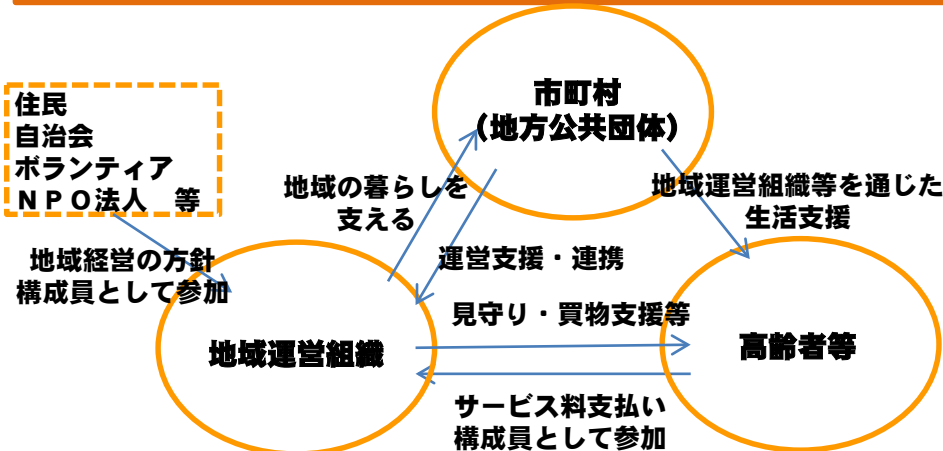
## 過疎地域の状況

	(過疎関係市町村)	(全国)	(過疎地域の割合)
市町村数(平29.4.1)	817	1,718	47.6%
人口(平27国調:万人)	1,088	12,709	8.6%
面積(平27国調:km <sup>2</sup> )	225,468	377,971	59.7%

# 地域運営組織について

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織。(全国には概ね小学校区を単位に4,787組織がある。)

地域課題の多様化・広域化により、自治会・町内会では対応が困難な課題について、既存の自治会・町内会を補完しつつ、住民自治を充実させるための新たな仕組み。



## 先発事例① (島根県雲南市)

市内全域で概ね小学校区を単位とする任意の住民組織「地域自主組織」が結成され、小規模多機能自治の活動として、高齢者の見守り事業、配食事業等を実施している。



## 先発事例② (山形県川西町) NPO法人きらりよしじまネットワーク

地区の全世帯が加入しているNPO法人であり、コンビニエンスストアの休憩スペースを利用した産直朝市、グリーンツーリズム、農家レストラン、6次産業化、地域のスポーツクラブ運営、買い物支援・見守りサービス等に取り組んでいる。



## 地域運営組織等に関する調査研究

### (1) 地域運営組織に関する調査研究(H25～)

地域運営組織の形成及び持続的な運営に関する調査研究事業  
(座長: 小田切徳美 明治大学教授)

### (2) 「小さな拠点」の形成に向けた新しい「よろずや」づくり(H26～H28)

地域が主体となったコミュニティビジネスの形で地域住民が支える持続可能な拠点づくりに関する調査研究

(座長: 飯盛義徳 慶應義塾大学総合政策学部教授)

### (3) 地域における生活支援サービス提供の調査研究(H26)

コミュニティビジネスを活用しながら生活支援サービスを継続的に展開する取り組みの調査研究

(座長: 作野広和 島根大学教育学部教授)

○総務省ホームページ 地域づくり関連調査・統計資料

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/kanrentoukei.html)

## 令和元年度における地方財政措置

### 1. 高齢者の生活支援等の地域の暮らしを支える仕組みづくり【市町村】

#### (1) 地域運営組織の運営支援

- ① 運営支援に関する経費(運営交付金等)・・・普通交付税((2)と合計で標準団体で700万円)
- ② 形成支援に関する経費(施設改修、ワークショップ開催等)・・・特別交付税(措置率1/2)

#### (2) 高齢者等の暮らしを守る取り組みへの支援

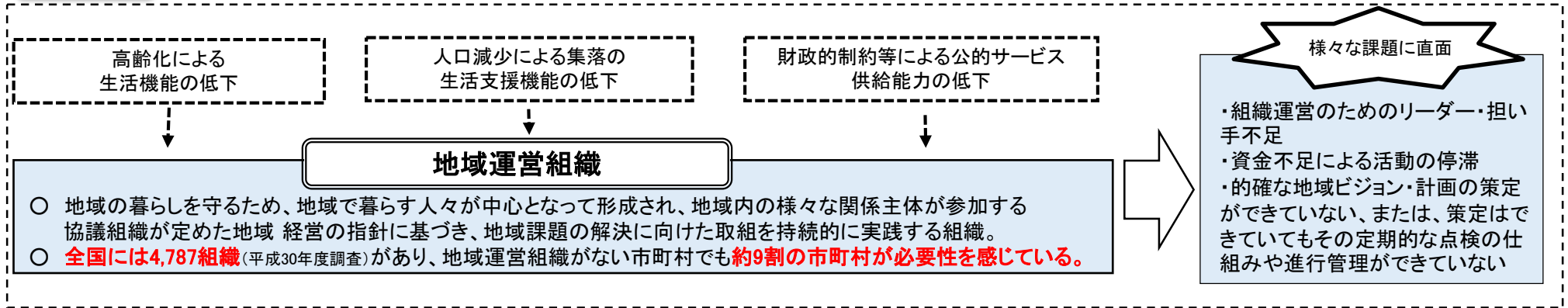
地域における住民同士の支え合いによる高齢者支援の取り組み(高齢者交流、声かけ見守り、買物支援、配給食等)に係る所要の経費・・・普通交付税

※(1)①及び(2)において、一般財源充当額のうち、普通交付税算定額を上回る経費について、特別交付税による措置を講ずる(措置率1/2)

### 2. 地域運営組織の運営体制強化のため、収益事業の起業等に係る経費を支援(令和元年度から特別交付税措置)【都道府県及び市町村】

- 地域の課題解決のための住民による取組体制の確立のため、地域における多様な主体を包摂し、連携させる地域運営組織の形成及び持続的な運営を確保する方策について調査研究等を実施。

## 概要



## 事業内容

### 【事例収集・事例研究】

①地域ビジョンの作成及び着実な実行に向けた取組、②専門的知識や経験を有する人材・リーダーの育成等、担い手不足に対する取組、③地域での収益事業の起業等を通じた、地域経済の下支えや多様な財源確保に対する取組 等の取組を実践している地域運営組織について事例収集し、運営上の課題解決に向けた取組を実践している地域運営組織の個別事例について調査・分析を実施。地域運営組織が課題解決に向けた取組を自ら実践できるための方策を整理し、全国的な横展開を図る。

### 【実態調査】

地域運営組織の活動状況等に関する全国的な実態を把握することを目的として、全国の地方公共団体及び地域運営組織を対象としたアンケート調査を実施。(毎年度実施)

# 外部専門家（地域力創造アドバイザー）制度

## 地域人材ネット

### 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(344名)、先進自治体で活躍している職員(15名(組織を含む))

(令和元年10月2日現在 計359名・組織)

- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

## 特別交付税措置

- 対象市町村:定住自立圏を実施する市町村、  
条件不利地域を有する市町村
- 特別交付税措置の内容:  
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上(※1)招へいして、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置。  
  
※1 日帰りの場合は1回あたり6時間以上を確保すること  
※2 業務委託の場合も外部専門家の報償費(現地指導及び資料作成分のみ)と自治体までの旅費・宿泊費、ワークショップに係る経費のみを対象とする(その他の経費や事業費等は対象としない)

■ 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間

- ◇ 民間専門家等活用 (5,600千円/年)
- ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (2,400千円/年)

## 活用例

以下のような事業の実施に当たり、外部人材を活用。

- 地域運営組織が行政に頼らず、自立し、自主運営していく基盤を作り上げることにより、市民と行政の協働によるまちづくりを推進するため、まちづくりコーディネーターとして活躍する人材を育成するために活用

(外部専門家の役割)

- ・講義、ワークショップ等による、まちづくりコーディネーターの養成

- 市直営のワイン製造施設運営に関し、製造するワインの品質向上及び販売増進を図るために活用

(外部専門家の役割)

- ・醸造技術・商品開発指導

# 集落支援員について

## 集落支援員

**地域の実情に詳しく、集落対策の推進に関してノウハウ・知見を有した人材**が、地方自治体からの委嘱を受け、市町村職員と連携し、集落への「目配り」として集落の巡回、状況把握等を実施

※平成30年度 専任の「集落支援員」の設置数 1,391人 ※ 自治会長などとの兼務の集落支援員の設置数 3,497人

- ・地方自治体⇒集落支援員を設置し、集落支援員と協力して集落対策を推進
- ・総務省 ⇒地方自治体に対して、財政措置(支援員一人あたり350万円(他の業務との兼任の場合一人あたり40万円)を上限に特別交付税措置※人口集中地区を除く)、情報提供等を実施

※特別交付税の対象経費・・・集落支援員の設置に要する経費・集落点検の実施に要する経費・集落における話し合いの実施に要する経費・地域の実情に応じた集落の維持・活性化対策に要する経費

※この対策は、過疎地域に所在する集落や、高齢者比率が一定以上の集落など特定の集落に限定していない。(参考)総務省通知(平成20年8月1日総行過第95号)

## 地方自治体の取組のフロー

### ■集落支援員の設置

- ・地方自治体の委嘱により「**集落支援員**」を設置。
- ・集落支援員は、市町村職員とも連携し、集落への「目配り」として、集落の巡回、状況把握等を行う。

集落支援員による支援

### ■集落点検の実施

- ・集落支援員は、市町村職員と協力し、住民とともに、**集落点検**を実施

※点検項目の例:「人口・世帯数の動向」、「通院・買物・共同作業の状況、農地の状況」、「地域資源、集落外との人の交流、UIターン、他集落との連携の状況」、など

### ■集落のあり方についての話し合い

- ・住民と住民、住民と市町村との間で集落の現状、課題、あるべき姿等についての**話し合い**を促進(「集落点検」の結果を活用)
- ・話し合いに当たり、実施時期・回数・参加者などを検討したり、集落支援員、市町村、住民や外部有識者の参加を求めるなど、行政との「話し合い」を実施

### 《 集落点検や話し合いを通じ必要と認められる施策 》

- ①デマンド交通システムなど地域交通の確保、②都市から地方への移住・交流の推進、③特産品を生かした地域おこし、④農山漁村教育交流、⑤高齢者見守りサービスの実施、⑥伝統文化継承、⑦集落の自主的活動への支援 等

積極的に実施

支援

総務省



# 復興支援員について

## 制度の概要

- 目的: 被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」を通じ、コミュニティ再構築を図る
- 実施主体: 被災地方公共団体 ※東日本財特法に定める「特定被災地方公共団体」又は、「特定被災区域」を区域とする市町村(9県・227市町村)
- 設置根拠等: 被災地方公共団体が定める復興計画やそれに基づく要綱等を根拠とし、被災地域内外の人材を委嘱
- 期間: 概ね1年以上 ※平成28年6月16日付総行応第228号「復興支援員推進要綱の一部改正等について(通知)」において、「最長5年の期間」としていた復興支援員の活動期間を「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」に延長。
- 総務省の支援

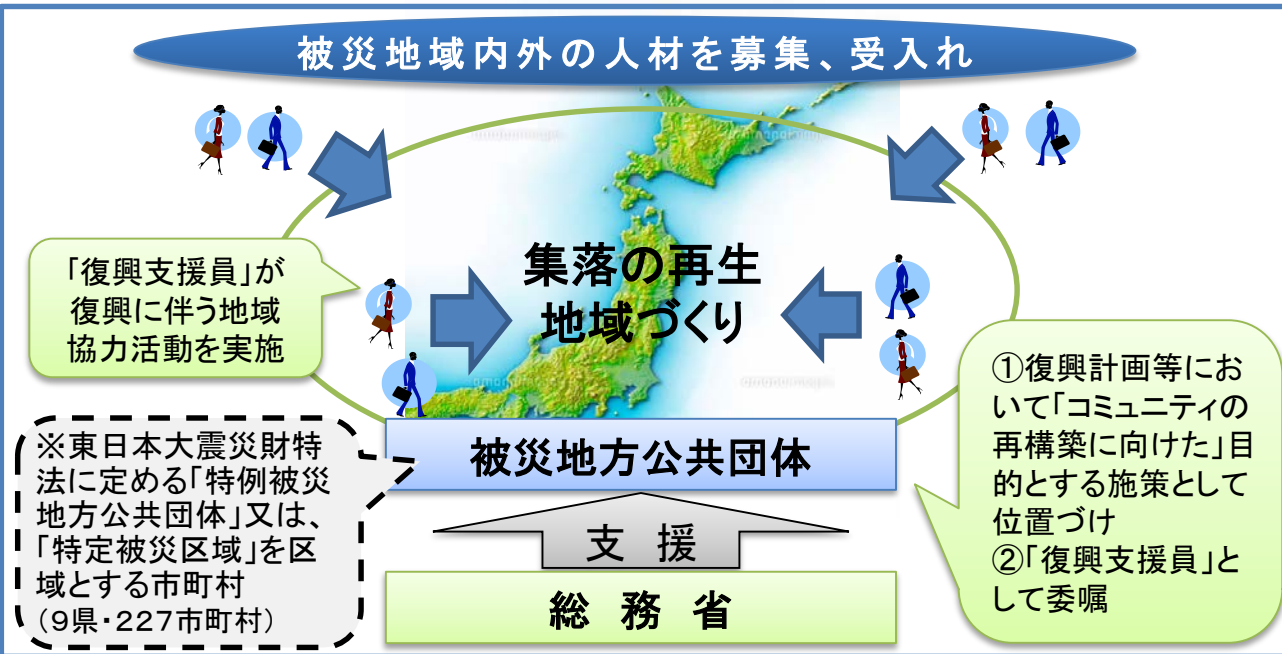
### ①復興支援員を設置する地方公共団体に対し震災復興特別交付税による財政措置(2011年度～)

⇒ 支援員1人につき、報酬等(地域の実情に応じて地方公共団体が定める額)※+活動費(必要額)を措置

※参考: 地域おこし協力隊の報酬等 2,000千円を上限に特別交付税措置

### ②その他、地域おこし協力隊等のノウハウを活かし、 募集や研修、マネージメント、情報提供の面で地方公共団体をサポート

○支援員数: 355名(平成30年度復興特交算定ベース) 25団体(3県・22市町村)

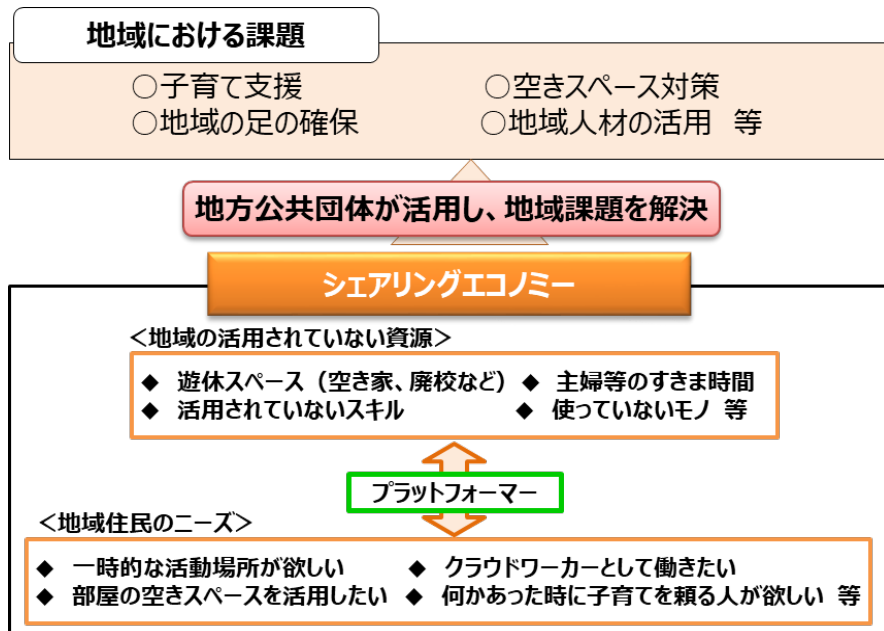


## 復興に伴う地域協力活動の例

- 被災者の生活支援、見守り・ケア等  
(当該活動と一体として行う相談業務を含む。)
  - ・話し合いの場づくり
  - ・仮設住宅等に居住する住民の巡回、話し相手、巡回時における住民からの健康・生活支援等に関する一般的な相談対応、適切な相談窓口の案内等
  - ・複数の仮設住宅等に分かれて居住する被災コミュニティの連絡調整
- 地域おこし活動の支援
  - ・地域行事、伝統芸能コミュニティの活動再開及び活動の応援等
  - ・都市との交流事業実施応援等
  - ・地域ブランドづくりやプロモーションの支援、地場製品の販売等
- 集落のビジョン策定  
※具体的内容については、各被災地方公共団体が委嘱において地域の実情に応じ定める

- Society5.0を支える革新的技術(マッチングプラットフォーム)を活用した取組としてのシェアリングエコノミー(※)を通じて、地域の社会課題解決や新たな生活産業の実証・実装による地域経済の活性化を図るため、地方公共団体が実施する取組を支援する。
  - ・ 地域の社会課題解決のためにシェアリングエコノミーを活用するスキームの検討・開発。
  - ・ シェアリングエコノミー活用に当たっての課題を解決し、活用を促進するための方策の検討。
- 地域内の助け合い(社会課題解決)へのシェアリングエコノミーを活用した先進技術の導入を支援することによる「共助」の仕組みの効率化・高度化を推進する。

※ 個人等が保有する活用可能な資産等を、インターネット上のマッチングプラットフォームを介して他の個人等も利用可能とする経済活性化活動



## 事業内容

### 【H30・R元モデル事業実施団体フォローアップ調査事業】

- ・ 過年度のモデル事業実施団体について、継続的取組を行う中で、取組がうまくいっている要因、課題解決に至っていない要因などについて分析等を実施。
- ・ 多様な地域主体がシェアリングエコノミーを継続的に活用できる効果的な手法を明らかにし、ハンドブックを作成、全国的な横展開を推進。

### 【モデル事業】

- ・ シェアリングエコノミーを活用し地域の社会課題解決を図る取組のうち、地域運営組織などの多様な地域主体が参画する新規性・モデル性の高いものを対象としたモデル事業を実施。

# 法務省における地方創生関連施策について

---



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 従前の交付金の概要

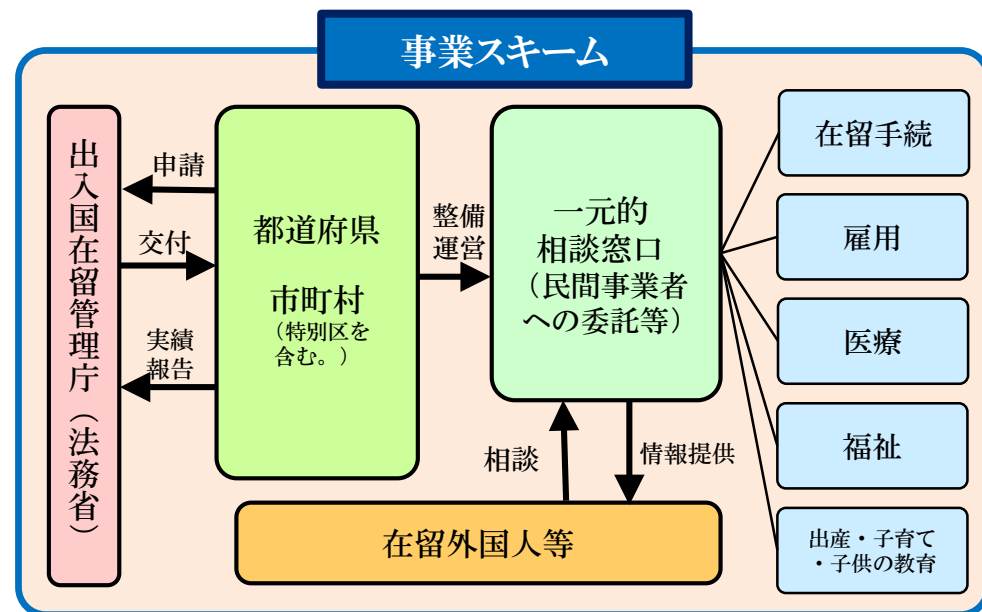
- 目的  
在留外国人が在留手続，雇用，医療，福祉，出産・子育て，子供の教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう，情報提供・相談を多言語で行う一元的相談窓口の整備に取り組む地方公共団体を支援
- 交付対象  
全都道府県・市区町村（1,788団体）  
※ 当初は都道府県・指定都市等の111団体
- 交付限度額（整備費・運営費）
 

都道府県（47団体）	1,000万円
外国人住民5千人以上（105団体）	1,000万円
外国人住民1千人以上5千人未満（290団体）	500万円
外国人住民500人以上1千人未満（199団体）	300万円
外国人住民500人未満（1,147団体）	200万円
- 交付率  
整備費：必要経費の10分の10  
※ 新たな一元的相談窓口体制の構築又は体制の拡充に必要な経費  
運営費：必要経費の2分の1  
※ 一元的相談窓口体制の維持・運営に必要な経費  
※ 地方負担分については，財政運営に支障が生じないよう，地方交付税措置が講じられる。

## 令和2年度の変更点等

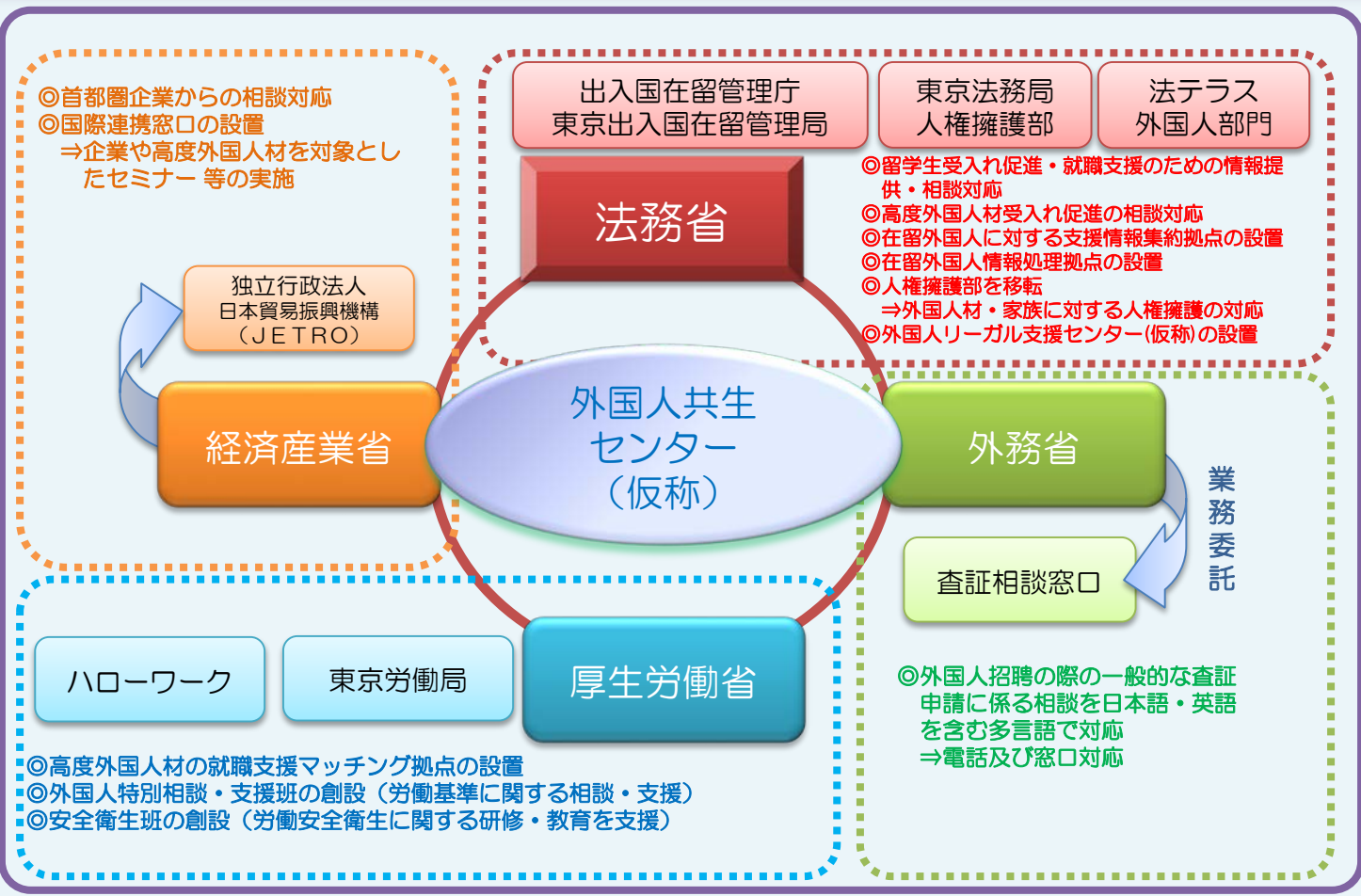
- 複数地方公共団体の連携による「共同設置」を交付対象化
  - (1) 市区町村同士による共同設置  
連携する市区町村の合計外国人住民数に応じた交付限度額を適用
  - (2) 単独設置及び共同設置による整備・運営  
単独設置及び共同設置を行う場合は，交付限度額範囲内で両方の経費を交付対象
- 整備費に対する交付額  
過去の交付額の累計が，各団体の交付限度額に達するまで交付することができる。  
※ 当初の111団体については，特別の事情があると認められる場合に交付。

## 事業スキーム



# 外国人共生センター（仮称）構想

～ 新しい活力を日本全土へ～



**国際観光振興機構**

- 日本国内の観光情報の提供
- 在留外国人を通じたニーズの把握及びその活用
- 国内観光の魅力を伝えるセミナー等の実施
- 上記活動を通じた在留外国人のSNSによる情報発信の促進

**国際交流基金**

- 基金制作日本語教材や文化事業開催情報の提供
- 基金図書館利用案内
- 多文化共生シンポジウム開催
- 地方での文化交流事業、地方在住日本語教員・ボランティアへの研修

**地方雇用の推進に向けた取組**

- ◇各省庁施策に係る地方研修やテキストなどの全国発信拠点として機能
- ◇外国人対応の経験豊富な職員が各地からの問合せにきめ細やかに対応
- ◎全国各地への就職も支援（地方の求人情報提供、地方就職イベント、地方ハローワークの業務支援）（厚生労働省）
- ◎ポータルサイトによる全国事業主向け安全衛生教育用教材等の提供（厚生労働省）
- ◎地方企業支援のためのイベントの企画及び開催の支援（経済産業省）
- ◎地方からの一般的な査証申請に係る相談対応（外務省）
- ◎全国の「多文化共生総合相談ワンストップセンター」への支援
- ◎各地方自治体にスペースを提供 国・地方が連携して、外国人材をフォロー（法務省）
- ◎人権擁護のための啓発活動を主導（法務省）
- ◎「生活・就労ガイドブック」を多言語で作成し、全国へ展開（法務省）
- ◎生活上の法的トラブルに関する対応事例等を全国へ展開（法務省）

⇒各地への支援・各地からの相談受付のツールとして、webシステムなどを利用し、より高水準な対応の実現を目指す。

# 文部科学省における地方創生関連施策について

●  
令和2年1月14日（火）  
文部科学省 提出資料



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 第2期「総合戦略」 <第2期「総合戦略」の政策体系>

目指すべき将来

基本目標

主な施策の方向性

横断的な目標

将来にわたって「活力ある地域社会」の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育ての希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子育てに温かい社会の実現に向かってしていると考える人の割合、50%

魅力を育み、ひとが集う

○ 地方に住みたい希望の実現

地域の外から稼ぐ力を高めるとともに、地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した地域をつくる

「東京圏への一極集中」の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

## 1 稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする

○ 地域の特性に応じた、生産性が高く、稼ぐ地域の実現

◆ 地方における若者を含めた就業者増加数 100万人（2019年～2024年）

○ 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化  
○ 専門人材の確保・育成

○ 安心して働ける環境の実現

◆ 若い世代（15～34歳）の正規雇用労働者等の割合 全ての世代と同水準を維持 等

○ 働きやすい魅力的な就業環境と担い手の確保

## 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

○ 地方への移住・定着の推進

◆ UIJターンによる起業・就業者数、6万人（2019年～2024年）等

○ 地方移住の推進  
○ 若者の修学・就業による地方への定着の推進

○ 地方とのつながりの構築

◆ 「関係人口」の創出・拡大に取り組む地方公共団体の数 1,000団体

○ 関係人口の創出・拡大  
○ 地方への資金の流れの創出・拡大

## 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

○ 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

◆ 第1子出産前後の女性継続就業率、70%（2025年） 等

○ 結婚・出産・子育ての支援  
○ 仕事と子育ての両立

○ 地域の実情に応じた取組の推進

## 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

○ 活力を生み、安心な生活を実現する環境の確保

◆ 市町村域内人口に対して、居住誘導区域内の人口の占める割合が増加している市町村数、評価対象都市の2/3 等

○ 質の高い暮らしのためのまちの機能の充実  
○ 地域資源を活かした個性あふれる地域の形成

○ 安心して暮らすことができるまちづくり

多様な人材の活躍を推進する

○ 多様なひとびとの活躍による地方創生の推進  
○ 誰もが活躍する地域社会の推進

◆ 地域再生法等に基づき指定されている NPO法人等の数 150 団体  
◆ 女性の就業率、82 % 等

新しい時代の流れを力にする

○ 地域における Society 5.0 の推進

◆ 未来技術を活用し地域課題を解決・改善した地方公共団体の数及びその課題解決・改善事例数、600 団体・600 件  
○ 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

◆ SDGs の達成に向けた取組を行っている都道府県及び市区町村の割合、60 %

◆: KPIの項目、目標値及び目標年度(目標年度の記載のない項目の目標年度は2024年度)

# 第2期「総合戦略」における文部科学省の主な取組

第2期「総合戦略」における文部科学省の主な取組

目指すべき将来

将来にわたって  
「活力ある地域社会」  
の実現

人口減少を和らげる

結婚・出産・子育て  
の希望をかなえる

◆ 結婚、妊娠、子供・子  
育てに温かい社会の  
実現に向かっていると  
考える人の割合、50%

魅力を育み、  
ひとが集う

○地方に住みたい希望の  
実現

地域の外から稼ぐ力を  
高めるとともに、  
地域内経済循環を実現する

人口減少に適応した  
地域をつくる

「東京圏への一極集中」  
の是正

◆ 地方・東京圏の転出入均衡

## 1 稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

### ○地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

・地域の成長に貢献しようとする地域大学に事業プロデュースチームを創設し、地域の競争力の源泉（コア技術等）を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、社会的インパクトが大きく**地域の成長とともに国富の増大に資する事業化プロジェクト**を推進する。事業化を通じて、**日本型イノベーション・エコシステムの形成と地方創生**を実現する。

## 2 地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

### ○地域との協働による高等学校教育改革推進事業

・高校生と地域課題の**マッチング**を効果的に行うための**コンソーシアム**を構築

### ○大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

・大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、**地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラム**を構築。指標に基づき、出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施する。

## 3 結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### ○放課後子供教室の整備

・「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「**放課後子供教室**」の計画的な整備等を推進

## 4 ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

### ○文化芸術創造拠点形成事業

・地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の**文化芸術資源**を活用した**文化芸術事業**を支援

### ○スポーツ・健康まちづくり

・各地域が「スポーツの持つ潜在的で多様な価値」を積極的に引き出して様々な社会課題の解決に取組み、優秀な人材を育成・輩出することが重要であるため、「**経済・社会の活性化**」、「**健康増進・心身形成・病気予防**」、「**自然と体を動かしてしまふ楽しいまちへの転換**」を3つの柱とし、これらの取組みを実施する「**政策を推進する基盤整備**」を推進する。 ※ 2, 3月頃に全国説明会を実施予定

多様な人材の活躍を推進する

○社会教育士の活用促進

・地域の**人材や資源等**をつなぐ**人材**としての**専門性や活躍の場**を**広報**

新しい時代の流れを力にする

○GIGAスクール構想の実現

・**児童生徒一人一台端末の整備**・**校内通信ネットワークの整備**



# 地域イノベーション・エコシステム形成プログラム

令和2年度予算額(案)  
(前年度予算額)

3,624百万円  
3,633百万円



文部科学省

## 背景・課題

- 地方創生を実現するために、科学技術が駆動するイノベーションが重要な役割を果たすことが求められている（統合イノベーション戦略2019等）。
- 一方、地方大学・研究機関等に特徴ある研究資源があっても、事業化経験・ノウハウ及び資金等が不足しているため、事業化へのつながりが進まず、また、グローバルに展開可能な、社会的インパクトの大きい成功事例も少ない。
- 地方大学等の研究成果を事業化につなげるためには、多くの機能支援と資金が必要。

<地域イノベーション創出における課題>（上位2つ）  
（文科省アンケート調査）

- 応用・実用化研究から商品化が進まない【64.4%】
- 資金の確保が難しい【53.3%】

統合イノベーション戦略2019

（令和元年6月21日閣議決定）

## II. 2. (1)

**地域の大学等の特色ある研究シーズや事業化経験を持つ人材の活用を通じて、地域から新産業を創出する取組を推進**する。また、地域の未来ビジョン実現の障壁となる社会課題を大学等の科学技術イノベーションで解決することにより、社会変革を目指す取組を推進する。

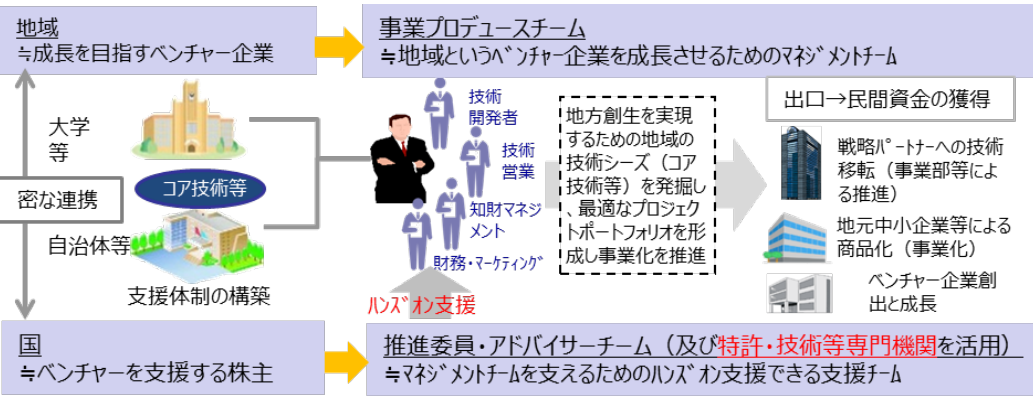
## 事業概要

### 【事業の目的・目標】

地域の成長に貢献しようとする地域大学に**事業プロデュースチーム**を創設し、地域の**競争力の源泉（コア技術等）**を核に、地域内外の人材や技術を取り込み、グローバル展開が可能な事業化計画を策定し、社会的インパクトが大きく**地域の成長とともに国富の増大に資する事業化プロジェクト**を推進する。事業化を通じて、**日本型イノベーション・エコシステムの形成**と**地方創生**を実現する。

### 【事業概要・イメージ】

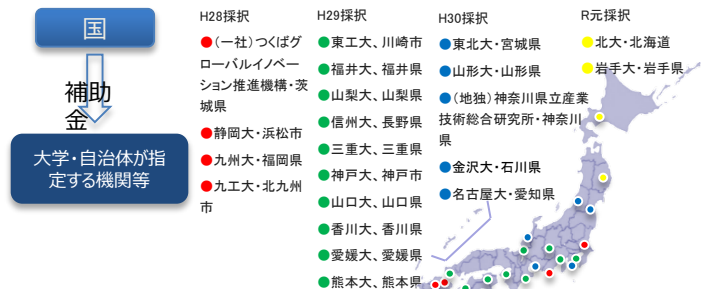
特徴ある研究資源を有する地域の大学において、事業化経験を持つ人材を中心とした**事業プロデュースチーム**を創設。**専門機関を活用し市場・特許分析を踏まえた事業化計画を策定**し、大学シーズ等の事業化を目指す。



事業プロデュースの招へい、技術シーズ（コア技術等）の発掘、調査機関等を活用したプロジェクトの厳選、戦略構築、出口として民間資金等の獲得を目標、国の知見・ネットワーク等を活用して各地域をサポート

### 【事業スキーム】

- ✓ 支援対象：大学・研究開発法人及び自治体が指定する機関等
- ✓ 事業規模：1.7億円程度／機関・年（継続・21機関）
- ✓ 事業期間：平成28年度～ 1件あたり5年間の支援を実施。



### 【これまでの成果】

- 平成28年度に4地域、29年度に10地域、30年度に5地域、令和元年度に2地域を採択。
- これまでに以下のツールを通じて各地域の事業推進体制を構築。
  - ✓ 事業プロデュースのリアルディング
  - ✓ 各地域の常時モニタリング
- 地域における取組
  - ✓ 製品版手術用立体内視鏡システム・改良型の完成（浜松）
  - ✓ 高耐久な有機EL青色・黄色発光材料の開発（福岡）
  - ✓ 希少糖の量産を可能とする酵素の選抜に成功（香川）
  - ✓ 超小型光源モジュールのプロトタイプ開発（福井）
  - ✓ 携帯型(タンブラー型)浄水器の大学・企業のダブルネーム試供品の製造・配布（長野）

# 地域との協働による高等学校教育改革推進事業

令和2年度予算額（案） 252百万円  
（前年度予算額 251百万円）



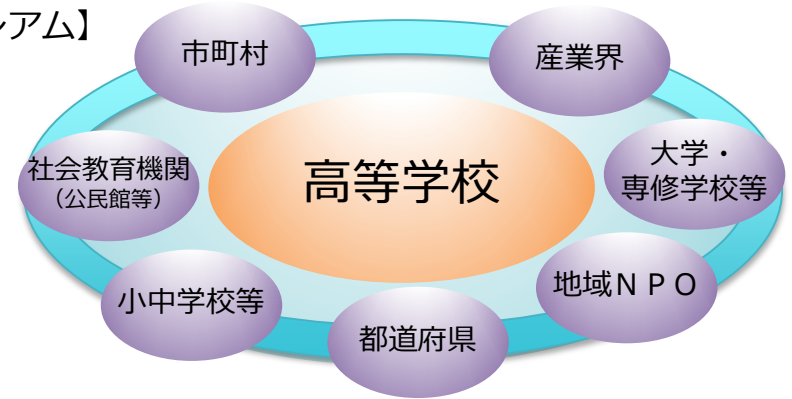
文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、地域を分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2019」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等との協働によりコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

## 高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築

- ◆ 地域との協働による活動を学校の教育活動として明確化
- ◆ 専門人材の配置等、校内体制の構築
- ◆ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ◆ 将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発

## 【コンソーシアム】



## 地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

(R2新規指定 13件程度)  
(R1指定校 合計51校)

### 【プロフェッショナル型】

地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進

〔※専門学科を中心に実施  
(R1指定校 11校)〕

### 【地域魅力化型】

地域課題の解決等を通じた学習カリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成

〔※普通科を中心に実施  
(R1指定校 20校)〕

### 【グローバル型】

グローバルな視点を持って地域を支えるリーダーを育成

〔※全学科を対象に実施  
(R1指定校20校)〕

## 【PDCAサイクル構築のための調査研究】

成果指標等の作成検証等による地域との協働による教育改革のPDCAサイクルの構築、成果普及のための全国サミット等を実施

# 大学による地方創生人材教育プログラム構築事業

令和2年度予算額(案)

254百万円  
(新規)



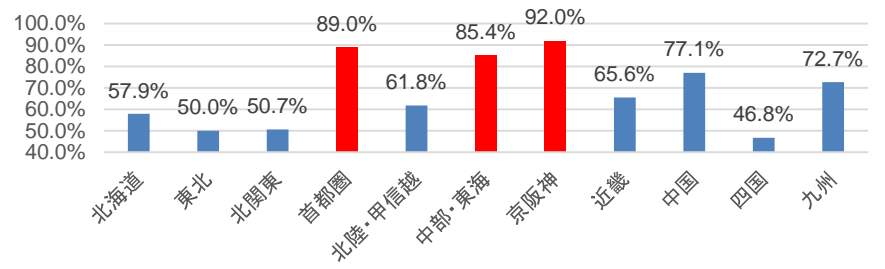
## 【背景・課題】

- 地方創生に向けては、当該地域にある高等教育機関が核となって、その地域の経済圏における教育と職業、教育と新たな産業を結びつけていく活動が不可欠。
- 人生100年時代においては、高等教育機関には多様な年齢層の多様なニーズを持った学生を教育できる体制が必要となるため、いわゆる就職氷河期世代も含めた様々な社会人に対しても受けやすく即効性のある出口一体型人材養成の確立が求められる。

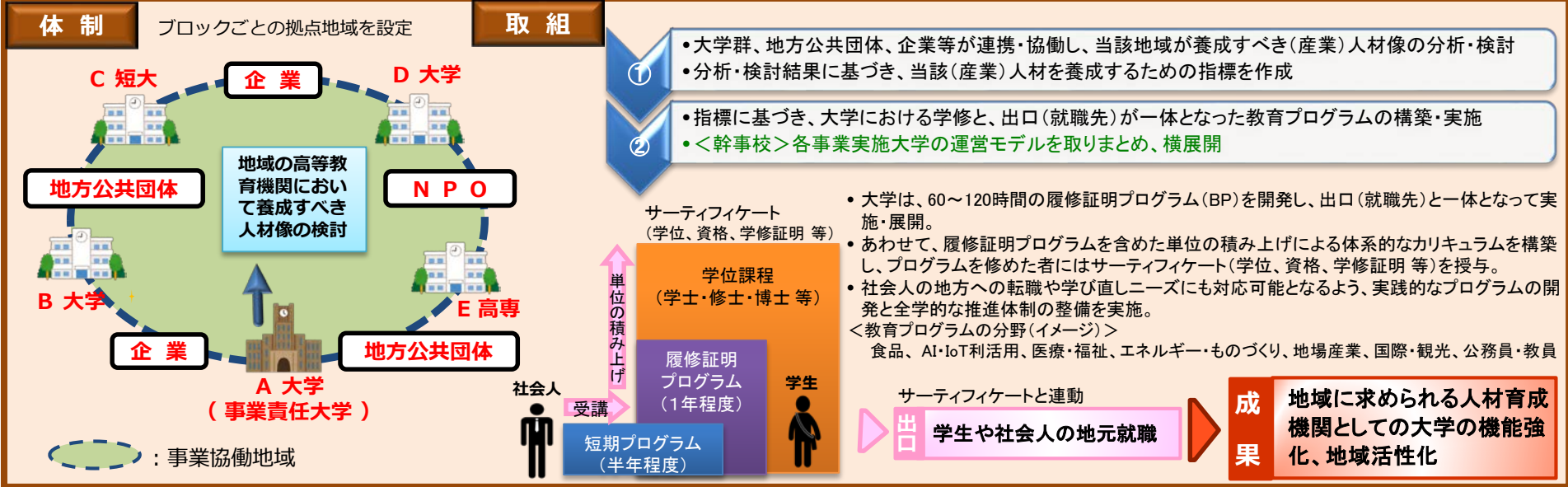
## 事業概要

- 大学・地方公共団体・企業等の各種機関が協働し、地域が求める人材を養成するための指標と教育カリキュラムを構築。
  - 指標に基づき、**出口(就職先)が一体となった教育プログラムを実施**する。
- 事業期間：最大5年間 財政支援(2020年度～2024年度)
- 選定件数・単価：事業実施大学3件 × 約5,860万円
- 幹事校1件 × 約7,800万円

## 2019年卒の大卒新卒採用予定人数の充足率

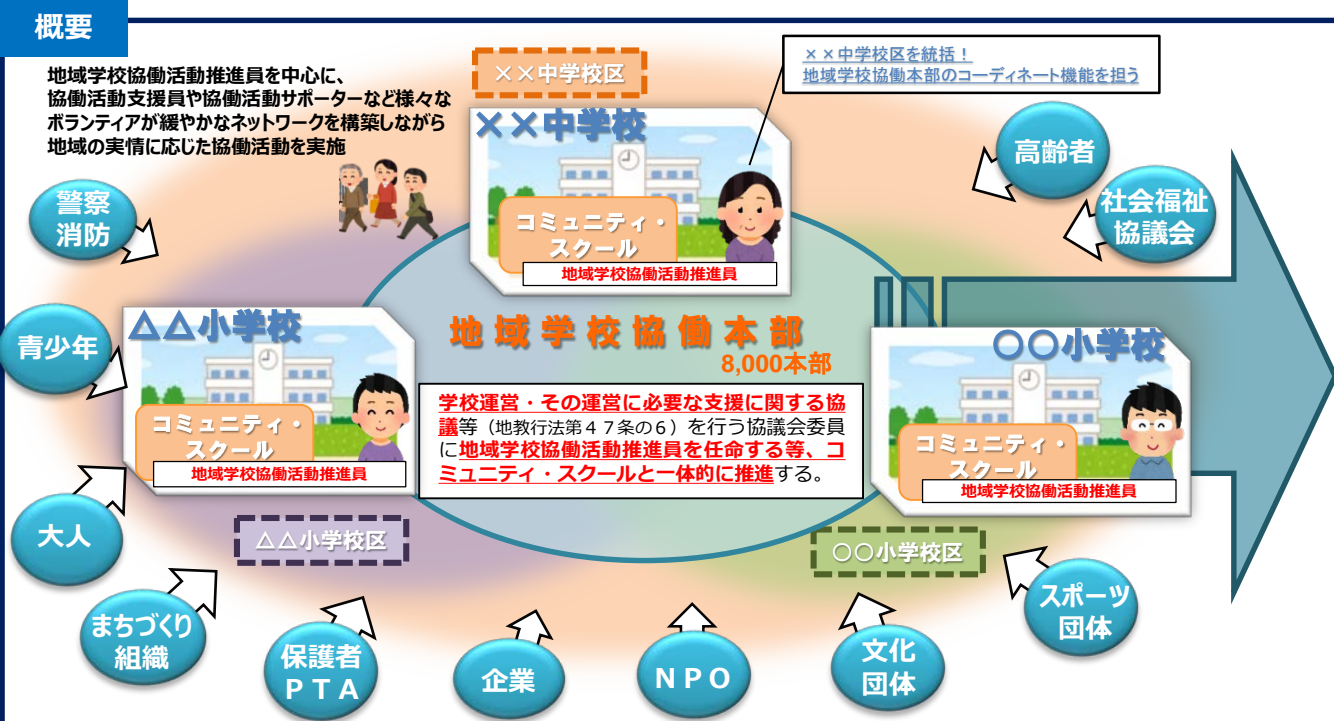


※ 2019年4月17日「地域経済社会システムとごとの働き方検討会」提出資料より  
リクルートワークス研究所「ワークス採用見通し調査2018」(従業員規模、業種によってウェイトバックしたもの)



地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による**地域の教育力の低下**や、学校が抱える課題の複雑化・困難化といった社会的課題の解決を目指すとともに、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤として、**地域と学校が連携・協働**し、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていくため、「**コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)**」と「**地域学校協働活動**」の**一体的な推進**が必要。

<b>目標</b>	2022年度までに全小中学校区において、幅広い地域住民や地域の多様な機関・団体等の参画を通じた地域学校協働活動の推進を図る。その際、コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度) との一体的な推進を図る。
<b>事業内容</b>	「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた基盤となる体制を構築するために、「 <b>コミュニティ・スクール (学校運営協議会制度)</b> 」と「 <b>地域学校協働活動</b> 」を <b>一体的に推進</b> するとともに、地域における学習支援や体験活動などの取組を支援する。 「地域学校協働活動」を推進するため、地域と学校をつなぐ「 <b>地域学校協働活動推進員</b> 」を配置し、地域の実情に合わせた様々な地域学校協働活動の総合化、ネットワーク化を目指し、組織的で安定的に継続できる「 <b>地域学校協働本部</b> 」の整備を推進するほか、コミュニティ・スクールの導入に向けた取組を支援する。これらの活動を通じ、各地方自治体における地域と学校との連携・協働を進め、 <b>社会全体の教育力の向上及び地域の活性化</b> を図る。
<b>補助要件</b>	①コミュニティ・スクールを導入していること、または導入に向けた具体的な計画があること ②地域学校協働活動推進員を配置すること
<b>補助対象</b>	<b>学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組に重点化</b> ① 「学校における働き方改革」を踏まえた活動 ② 地域における学習支援・体験活動



## 地域学校協働活動

幅広い地域住民や企業・団体等の参画により、地域全体で未来を担う子供たちの成長を支え、地域を創生するための活動

多様な地域学校協働活動のうち、学校・家庭・地域を取り巻く喫緊の課題の解決に向けた取組を必須の活動と位置づけ、重点的に補助を行う。

**【重点的に補助を行う地域学校協働活動】**

- 「学校における働き方改革」を踏まえた活動  
 例) 働き方改革答申における以下の活動等を実施。
  - 登下校に関する対応
  - 放課後から夜間などにおける見守り、児童生徒が補導されたときの対応
  - 児童生徒の休み時間における対応
  - 校内清掃
  - 部活動
- 地域における学習支援・体験活動 (放課後等における学習支援活動等)

# 放課後子供教室の概要

(前年度予算額 5,924百万円)

地域と学校の連携・協働体制構築事業の内数 令和2年度予算額(案) 6,737百万円



## 趣旨・目的

子供たちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう、**地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として、学習や体験・交流活動などを行う事業**

## 現状(平成30年11月現在)

- 実施数：18,749教室(うち一体型：4,913か所)
- 実施市区町村数：1,171市区町村
- 実施場所：小学校 74.8%  
その他(公民館、中学校など) 25.2%

## 目標(新・放課後子ども総合プラン(平成30年9月14日 文部科学省・厚生労働省策定))

**2023年度末までに、全ての小学校区で放課後子供教室と放課後児童クラブを一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型\*として1万か所以上で実施する。**

放課後児童クラブ：共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対し、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供(厚生労働省事業)

\*一体型：同一の小学校等において両事業が実施されており、放課後児童クラブの児童も放課後子供教室のプログラムに参加可能とされているもの

## 地域学校協働活動※

### 放課後子供教室

小学生を対象に、平日の放課後や土曜日、夏休み等に、小学校の余裕教室や体育館、公民館等において、多様な学習・体験プログラムを実施

地域学校協働活動推進員  
(地域と学校をつなぐコーディネーター)

連携・協力

協働活動支援員・協働活動サポーター・特別支援サポーター等  
(学習支援や多様なプログラムの実施、安全管理)

参画

大学生、地域の高齢者、民間教育事業者、NPO  
文化・芸術団体等の様々な地域人材

## 【放課後子供教室におけるプログラムの例】

- ・ 学習支援(予習・復習、補充学習・ICTを活用した学習活動など)
- ・ 体験プログラム(実験・工作教室、英会話、文化・芸術教室、地域探検、農業体験など)
- ・ スポーツ活動(野球、サッカー、バドミントン、卓球、一輪車など)



※地域学校協働活動：地域と学校が連携・協働し、幅広い地域住民等の参画により、地域全体で子供たちの成長を支える多様な活動

- 共働き家庭が否かにかかわらず、全ての児童が参加可能
- 地域ボランティアや大学生、企業、NPO等の多様な人材が学びを支援
- 複数校の児童を対象とした活動や、親子参加プログラムなど多様な活動が可能
- 実費以外は原則利用者負担なし(保険料等を徴収している自治体もある)
- 地域学校協働活動の一環として、協働活動支援員等への謝金や消耗品費等を補助

# 文化芸術創造拠点形成事業

令和2年度予算額（案） 1,001百万円  
（前年度予算額 1,051百万円）



2020東京大会とその後を見据え、地方公共団体が主体となって取り組む文化芸術事業を支援することにより、**地方公共団体の文化事業の企画・実施能力を全国規模で向上**させるとともに、**多様で特色ある文化芸術の振興**を図り、ひいては**地域の活性化に寄与**する。

## 【事業内容①】

地方公共団体が主体となり、地域住民や地域の芸・産学官とともに取り組む地域の文化芸術資源を活用した文化芸術事業を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体
- 補助金上限額：3千万円
- 補助対象経費：文芸費、舞台費、報償費、消耗品 等

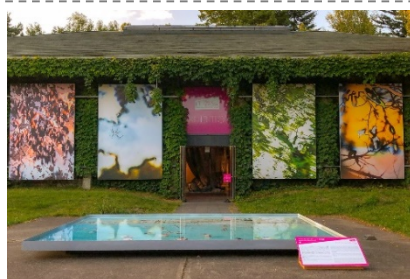
### 地方公共団体

音楽、演劇、舞踊、美術、メディア芸術等を中心とする地域の文化芸術資源を活用した文化事業を実施

【取組例】・地域の音楽、踊り、演劇の公演、ワークショップ、アウトリーチ  
・芸術祭、音楽祭、写真展、美術展、メディア芸術の展示 等



舞台芸術への県民参加推進プロジェクト（新潟県）



浅間国際フォトフェスティバル（長野県御代田町）

多様で特色ある文化芸術の振興、地域の活性化

## 【事業内容②】

地方公共団体等における文化芸術分野の専門的人材の確保、地域のアーツカウンシル機能の強化等、地域の文化施策推進体制を構築する取組を支援（補助率：1/2）

- 補助対象事業者：地方公共団体（都道府県、政令指定都市）
- 補助金上限額：2千万円
- 補助対象経費：専門人材及び専門性を有する組織による文化芸術施策の企画立案・遂行に要する経費、調査研究・情報発信に要する経費 等

### 都道府県・政令指定都市

委託等

#### 文化振興財団等

文化芸術施策の  
立案・遂行

助成事業

調査研究  
情報発信

文化芸術分野の支援に専門性を持つ  
独自の職員の配置

地方公共団体の文化事業の企画・実施能力が向上

# スポーツ・健康まちづくり（概要）

## 【背景】

- ①東京オリパラ、ワールドマスターズゲームズ2021関西等のレガシーを全国に残す
- ②スポーツ関連産業の拡大とそれが地域経済にも貢献できる仕組みが必要
- ③スポーツ実施率を上げ、国民の健康長寿に貢献

## スポーツ・健康まちづくり

- (1)スポーツの力を活用して、各地域が持つ多様な社会課題（地域経済の低迷等）を解決し、地域経済活性化に貢献
- (2)様々なスポーツ関連領域で活躍する優秀な人材を継続的に育成・輩出

## 【5年後のスポーツ・レガシー】

- ① 地域経済やスポーツツーリズム・ヘルスケア産業の拡大
- ② 元気な「ひと」と「まち」の増加（健康格差の減少）
- ③ 社会保障費の適正化への貢献

【目標】5年後にスポーツ・健康まちづくりに取り組む地方公共団体の割合  
⇒20%

## 【政策の柱】

### 1. スポーツを活用した経済・社会の活性化

- スポーツツーリズムの推進、地域スポーツコミッションの設置支援・機能強化
- 大学スポーツによる地域貢献及びUNIVASの活用
- 大会の開催都市やホストタウンのレガシー形成支援 等

### 2. スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防

- スポーツ実施率向上に向けた推進体制の構築
- 学校体育施設の活用促進
- 学校体育と地域スポーツの連携・協働
- 医療機関との連携の促進 等

### 3. 自然と体を動かしてしまおう「楽しいまち」への転換

- Walkable Cityの実現
- 公園のさらなる活用によるスポーツがしたくなる環境整備（広場の芝生化等）
- 自転車の活用推進（自転車通行空間の整備促進等） 等

## 【政策を推進する基盤整備】

- 自治体等のマインドチェンジ・キャパシティビルディング
  - ・首長・自治体職員、民間企業社員、スポーツ指導者等に対するWeb講習、研修会、ガイドラインや手引書の配布等
  - ・セカンドキャリアを見据えたデュアルキャリア教育の推進
- 組織・体制の再構築及び連携の強化
  - ・自治体内における関係部局（スポーツ部局、企画部局、健康福祉部局、まちづくり部局、国際部局等）間での連携の促進
  - ・地域スポーツコミッションや総合型スポーツクラブ等について現状と課題を把握し、今後の組織の在り方を検討 等

全国説明会実施予定（時期）2、3月頃（場所）全国7カ所程度

※準備出来次第スポーツ庁からお知らせ予定

62（内容）本取組の目的、メリット、効果等の説明や、優良事例、過去の事例で評価されたポイントの紹介等 9

# 社会教育士について

## 「社会教育士」とは！？～学びを通じて、人づくりと地域づくりに中核的な役割をはたす～

- 社会教育主事講習等の学習成果が、教育委員会事務局や首長部局、企業、NPO等の社会教育に携わる多様な主体の中で広く活用され、連携・協働して人づくりや地域づくりに取り組むことができるよう、社会教育主事講習等規程の一部改正により、2020年度以降の社会教育主事講習等の修了者は「社会教育士」と称することができることとなっ

## 「社会教育士」に期待される役割

- NPOや企業等の多様な主体と連携・協働して、社会教育施設における活動のみならず、環境や福祉、まちづくり等の社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる
- 住民の地域社会への参画意欲を喚起する
- 住民の多様な特性に応じて学習支援を行う
- 住民の学習成果を地域課題解決やまちづくり、地域学校協働活動等につなげる
- 地域の多様な専門性を有する人材や資源をうまく結びつけ、地域の力を引き出す
- 地域活動の組織化支援を行い、地域住民の学習ニーズに応じていく



## 社会教育を担う多様な主体に社会教育士がいることで、さらなる学習機会の充実とネットワーク化を推進！





- Society 5.0時代を生きる子供たちにとって、教育におけるICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められる一方で、現在の学校ICT環境の整備は遅れており、自治体間の格差も大きい。**令和時代のスタンダードな学校像として、全国一律のICT環境整備が急務。**
- このため、**1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる。**

## 事業概要

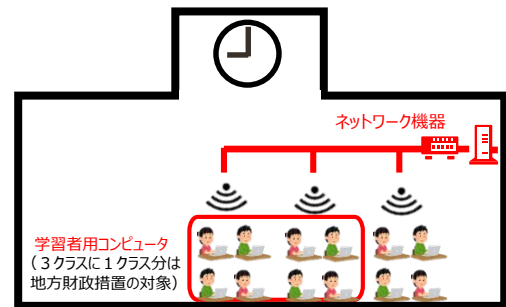
- |   |   |
|---|---|
| (1) 校内通信ネットワークの整備<br>- 希望する全ての小・中・特支・高等学校等における <b>校内LANを整備</b><br>加えて、小・中・特支等に <b>電源キャビネットを整備</b> | (2) 児童生徒1人1台端末の整備<br>- 国公立の小・中・特支等の <b>児童生徒が使用するPC端末を整備</b> |
|---|---|

## 事業スキーム

- |   |   |
|---|---|
| (1) <b>公立</b> 補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村<br>補助割合：1/2 ※市町村は都道府県を通じて国に申請<br><b>私立</b> 補助対象：学校法人、補助割合：1/2<br><b>国立</b> 補助対象：国立大学法人、（独）国立高等専門学校機構<br>補助割合：定額 | (2) <b>公立</b> 交付先：民間団体（執行団体）<br>補助対象：都道府県、政令市、その他市区町村 補助割合：定額（4.5万円）<br>※市町村は都道府県を通じて民間団体に申請、国は民間団体に補助金を交付<br><b>私立</b> 補助対象：学校法人、補助割合：1/2（上限4.5万円）<br><b>国立</b> 補助対象：国立大学法人、補助割合：定額（4.5万円） |
|---|---|

## 措置要件

- ✓ 「1人1台環境」における**ICT活用計画**、さらにその達成状況を踏まえた教員スキル向上などの**フォローアップ計画**
- ✓ 効果的・効率的整備のため、**国が提示する標準仕様書**に基づく、都道府県単位を基本とした**広域・大規模調達計画**
- ✓ **高速大容量回線の接続が可能な環境**にあることを前提とした**校内LAN整備計画**、あるいは**ランニングコストの確保を踏まえたLTE活用計画**
- ✓ 現行の「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づく、地方財政措置を活用した「**端末3クラスに1クラス分の配備**」計画



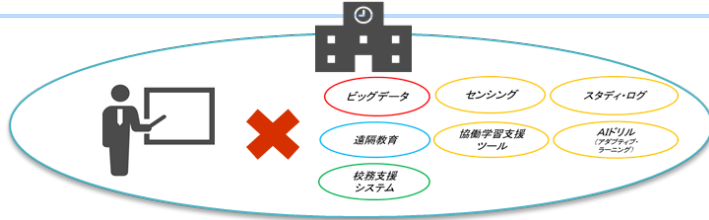
※ 支援メニュー ① 校内LAN整備+端末整備、② 端末独自整備を前提とした校内LAN整備、③ LTE通信費等独自確保を前提とした端末整備

## 趣旨

- Society5.0の時代に求められる資質・能力を育成するためには、新学習指導要領の着実な実施やチームとしての学校運営の推進が不可欠であり、その中核を担う教師を支え、その質を高めるツールとしての先端技術（データの利活用を含む）には大きな可能性がある。
- GIGAスクール構想（※）を推進し、教師の指導や子供の学習の質をさらに高め、「子供の力を最大限引き出す学び」を実現するため、様々な先端技術の効果的な活用方法の整理・普及と、その基盤となるICT環境整備を一層促進する必要がある。  
※令和元年度文部科学省補正予算（案）：231,805百万円

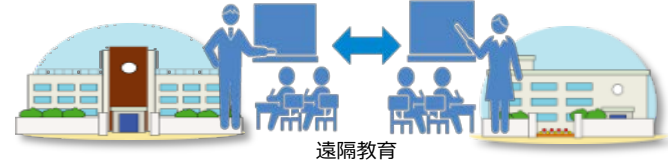
### ○ 先端技術の効果的な活用に関する実証

- 「誰一人取り残すことない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けて、学校現場と企業等との協働により、昨今の技術革新を踏まえながら、学校教育において効果的に活用できる先端技術の導入・活用について実証を行う。
- 学習指導、生徒指導、管理運営等、学校全体において先端技術を活用した事例を創出するとともに、学校教育の中で先端技術が効果的に作用すると考えられる場面とその実施方法等を整理する。



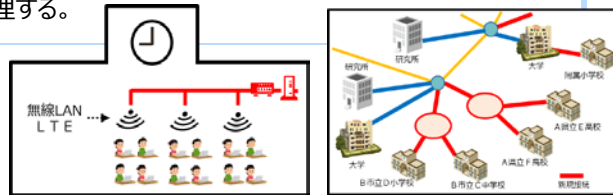
### ○ 遠隔教育システムの効果的な活用に関する実証

- 教師の指導や子供たちの学習の幅を広げたり、学習機会の確保を図ったりする観点から、学校教育における遠隔教育の導入・活用に関する実証を行う。
- 遠隔教育が特に効果的に作用すると考えられる活用場面及びその実施方法、ICT機器の設置等に関する留意点等を整理する。  
（多様な学習環境の実現・専門性の高い授業の実現に関するポイント 等）



### ○ 多様な通信環境に関する実証

- GIGAスクール構想の実現に向けて、多様な学校の規模・ニーズ等に対応できるよう、様々な通信回線・ネットワークの構成についての実証を行う。
- Wi-FiやLTE、5Gの利用モデル、また、基幹網としてSINETや商用のネットワークの活用モデル等を整理する。



### ○ 「ICT活用教育アドバイザー」の活用

- 教育の質の向上に向けて、全国の自治体における学校のICT環境整備の加速とその効果的な活用を一層促進するため、各都道府県ごとにエリアをカバーした支援スタッフの配置（教員研修講師、指導面技術面助言、遠隔教育実施のサポート等）



## 成果

- 全国の自治体・学校において、GIGAスクール構想が円滑に実現される。
- 「誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学び」の実現に向けた、先端技術や教育データを効果的に活用した教育活動が展開される。
- 希望する全ての初等中等教育段階の学校が、学習の幅を広げる観点から、適切な場面で遠隔教育を実施する。

# 厚生労働省及び内閣府子ども・子育て本部における 地方創生関連施策について

令和2年1月14日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部

# (1) 厚生労働省における地方創生関連施策について

# 第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略における厚生労働省関連施策

1. 地域共生社会の実現に向けた  
包括的支援体制の構築について

## 【基本目標①】稼ぐ地域をつくとともに、安心して働けるようにする

- ・誰もが働きやすい魅力的な就業環境の確保
- ・多様な働き方の実現

## 【基本目標②】地方とのつながりを築き、地方への新しいひとの流れをつくる

## 【基本目標③】結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- ・結婚、妊娠・出産、子育ての支援
- ・仕事と子育ての両立支援
- ・女性活躍の推進

## 【基本目標④】ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる

- ・疾病・介護予防や健康増進の取組の支援
- ・地域包括ケアシステムの推進

3. 健康寿命の延伸に向けた  
介護予防・フレイル対策

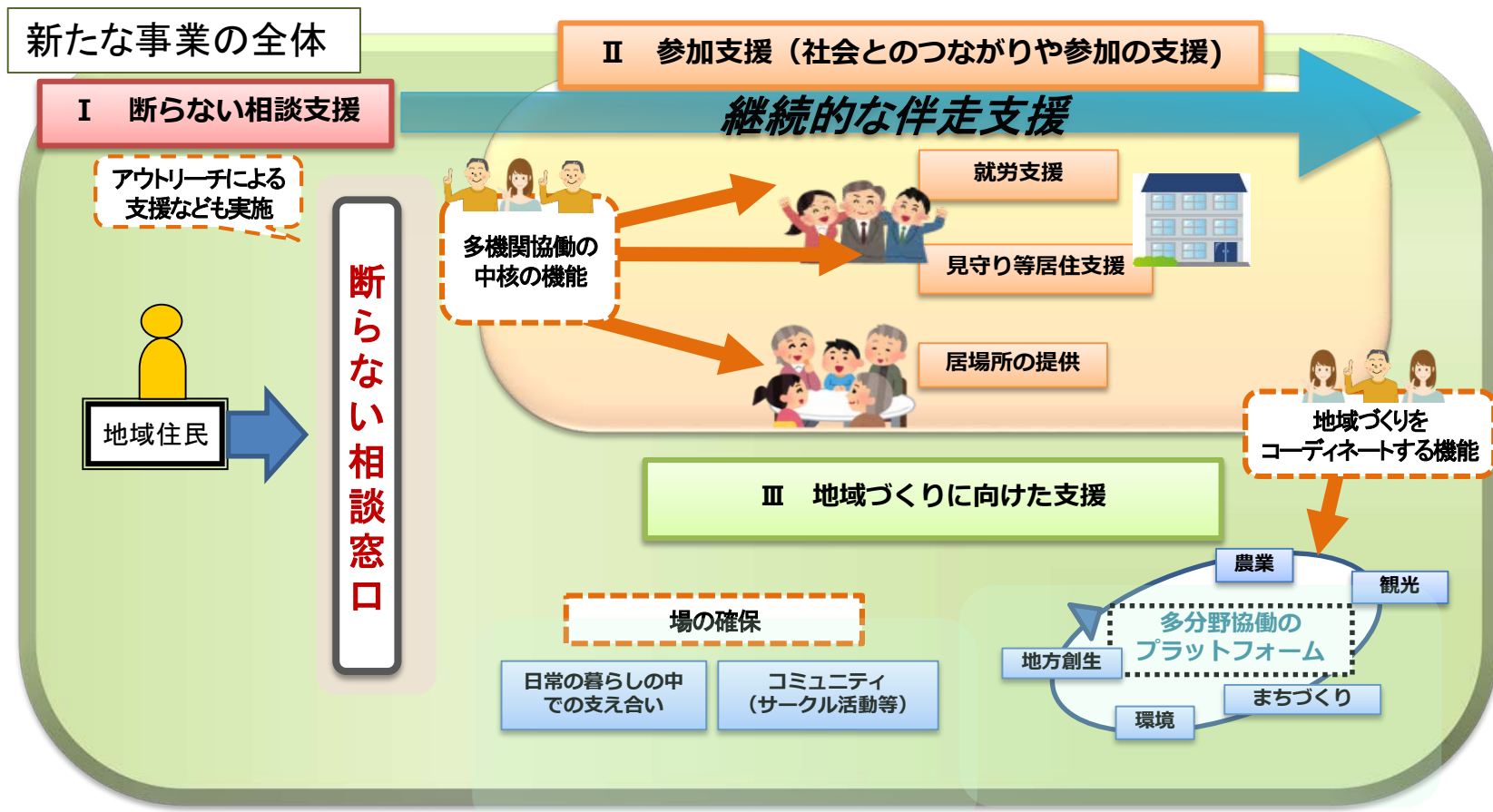
【横断的な目標①】  
多様な人材の活躍を推進する  
(地域コミュニティの維持・強化)

【横断的な目標②】  
新しい時代の流れを力にする

2. 結婚・出産・  
子育てしやすい  
環境の整備

# 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の構築について

- 市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、以下の3つを一体的に実施する事業を創設
  - I 本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、断らない相談支援（介護、障害、子ども、生活困窮者の相談支援に係る事業を一体的に実施）
  - II 就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する、参加支援
  - III 地域社会からの孤立を防ぐとともに、地域における多世代の交流や多様な活躍の場を確保する、地域づくりに向けた支援



# 結婚・出産・子育てしやすい環境の整備

- 活力ある地域社会を維持するために、妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援や子ども・子育て支援の更なる充実と、仕事と子育ての両立支援等の両面から結婚・出産・子育てしやすい環境整備を推進。

## 妊娠・出産・子育ての切れ目ない支援、子ども・子育て支援の更なる充実

- 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とし、子育て世代包括支援センターの設置を促進し、2020年度末までの全国展開を目指す。

(※) 実施市町村数：983市町村（2019年4月1日現在）

### 【参考】子育て世代包括支援センターの機能

保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う。

- 出産後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するための産後ケア事業を推進する。

(※) 実施市町村数：667市町村（2018年度）

- 「子育て安心プラン」に基づき、2020年度末までに待機児童解消を図り、女性の就業率8割に対応できるよう、2017年度末から約32万分の保育の受け皿を整備する。

(※) 待機児童数：16,772人（2019年4月時点）

- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、放課後児童クラブの量的拡充を図り、2021年度末までの待機児童の解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿整備を図る。

(※) 待機児童数：17,279人（2018年5月時点）

## 仕事と子育ての両立支援対策、女性の活躍推進

- 育児・介護休業法に基づく両立支援制度の周知・定着を図るとともに、子の看護休暇及び介護休暇の更なる柔軟化を行う。

- 仕事と子育てが両立しやすい職場環境を整備するため、

- ① 両立支援に取り組む事業主への助成金（両立支援等助成金）の拡充、
- ② 子育てサポート企業として認定する制度（くるみん及びプラチナくるみん）の普及促進等の施策を推進する。

- 働き方と休み方の見直しを進めるため、

- ① 時間外労働の上限規制の円滑な履行、
- ② 年次有給休暇の取得しやすい時季における集中的な広報を行う。

- 女性が働きながら安心して仕事と育児を両立できるような職場環境を整備する。このため、改正女性活躍推進法に基づき、常用労働者301人以上の事業主に対する情報公表の強化等は来年度施行、101人以上300人以下の事業主への対象拡大は2022年度施行に向け、事業主に対して必要な支援等を行い、円滑な施行を図る。

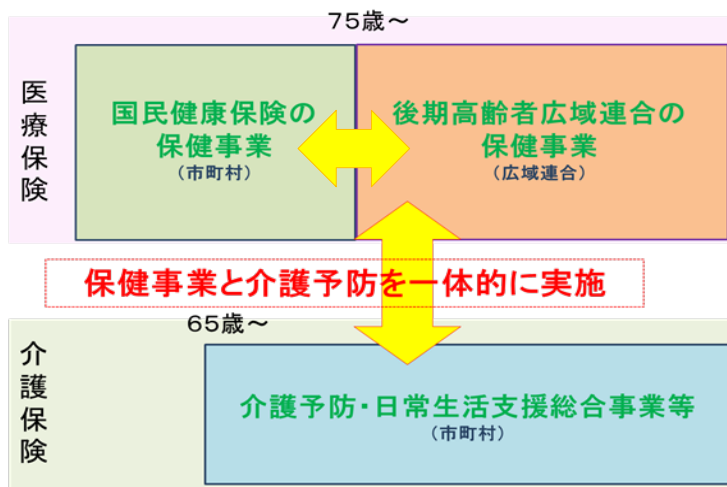
# 健康寿命の延伸に向けた介護予防・フレイル対策

- 2040年までに健康寿命を75歳以上とすることを旨とし、地域の実情に応じた疾病・介護予防や健康づくりの取組を推進。
- 高齢者一人ひとりに対して、心身の多様な課題(フレイル等)に対応したきめ細やかな保健事業を行うため、**市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進。**
- 介護予防について、更なる推進方策を検討するとともに、**介護保険の保険者機能強化推進交付金の中で重点的に評価。**

## 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

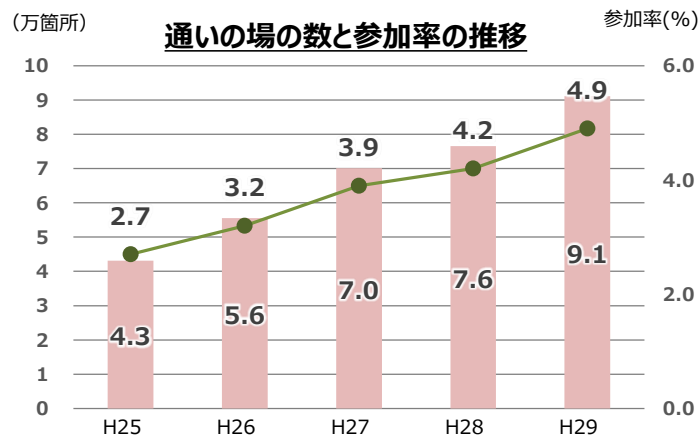
- ・ 市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、2020年度以降、特別調整交付金を活用して、医療専門職を配置するとともに、次のような取組を強化（2019年通常国会に健康保険法等改正法案を提出し、成立（2020年4月施行））。

- ① 医療・介護情報等の一体的な分析
- ② 閉じこもりがちの方へのアウトリーチ支援
- ③ 必要な医療・介護サービスへの接続(かかりつけ医等との連携)
- ④ 通いの場の拡充と、市民自ら担い手となって参画する機会の充実



## 通いの場等の更なる拡充

- ・ 介護予防として、通いの場等を更に拡充して行くことが必要。  
このため、有識者による検討会を設置し、今後求められる機能やPDCAサイクルに沿った推進方策等を検討し、2019年12月に取りまとめ
- ・ 保険者機能強化推進交付金のメリハリ強化を行う中で、「通いの場」等介護予防を重点的に評価





## (2)内閣府子ども・子育て本部における 地方創生関連施策について

# 地域の実情に応じた少子化対策の位置づけ

## 地域における取組の重要性

### ● 少子化社会対策大綱(平成27年3月20日閣議決定)(抄)

#### Ⅲ 重点課題

(5) 地域の実情に即した取組を強化する。

少子化の状況や原因は、都市と地方など「地域」により異なる。また、結婚、妊娠・出産、子育ては、人々の暮らしそのものでもある。**実効性のある少子化対策を進める上で重要なことは、地域が少子化対策の主役になるという視点を持ち、地域の実情に即した取組を進めていくことである。**

● 令和元年度内に策定を予定している新たな大綱に向けた検討でも、有識者から、**結婚・出産・子育てしやすい環境の整備など、地域の実情に応じたきめ細かな取組の重要性が指摘されている**

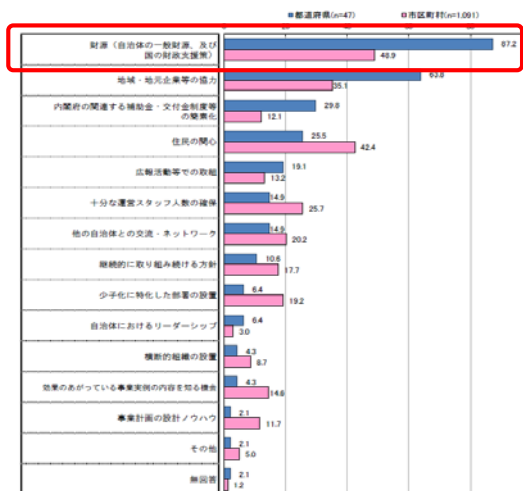
## 地域の取組に当たっての課題

- 結婚に対する取組を進めるにあたり不可欠なもの
- 妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に不可欠なもの

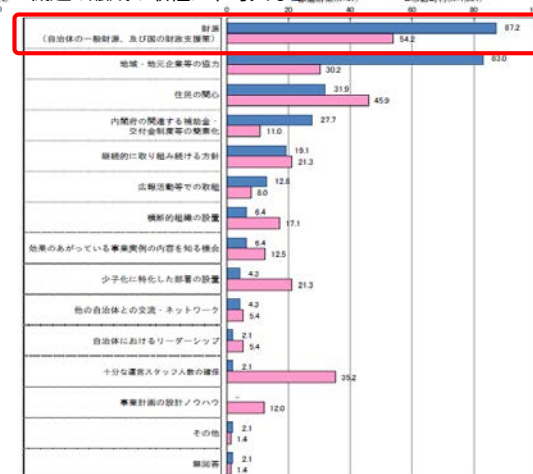


いずれも、都道府県・市区町村とも「**財源**(自治体の一般財源、及び国の財政支援策)」がトップ

結婚に対する取組を進めるにあたり不可欠なもの



妊娠・出産、乳幼児を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に不可欠なもの



資料出所: 地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査報告書(平成29年度内閣府委託事業)

地域の実情に応じた少子化対策の取組を促進するため、**地域少子化対策重点推進交付金により支援**

# 地域少子化対策重点推進交付金

令和2年度当初予算案 9.5億円・令和元年度補正予算案 11.5億円

## 事業の目的

- 地方自治体における「結婚に対する取組」「子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組」に不可欠なものの第一位は「財源」(\*)。
- この課題に対応するため、地方自治体が行う結婚支援や子育てに温かい社会づくり・機運醸成等の少子化対策事業について、**地域の実情や課題に応じた取組を財政的に支援。** ※地域少子化対策強化事業の効果検証・分析と事例調査報告書（平成29年度内閣府委託事業）より

## 事業の内容

### (1) 地域少子化対策重点推進事業

地方自治体が行う以下のような取組に係る費用を支援。

- **結婚に対する取組**
  - ・結婚支援センターの運営、出会いの機会・場の提供
  - ・結婚支援ボランティアの育成・ネットワーク化
  - ・複数の自治体による結婚支援の取組 等
- **結婚、妊娠・出産、乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運醸成の取組**
  - ・中高生や若い世代向けのライフデザインセミナー
  - ・乳幼児とのふれあい体験
  - ・男性の家事・育児参画促進のための講座・セミナー
  - ・結婚・子育て応援パスポートの作成
  - ・複数の自治体による機運醸成の取組
  - ・「結婚新生活支援事業」の周知広報 等

補助率	1/2又は2/3
実施主体	都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含む。）

### (2) 結婚新生活支援事業

地方自治体が行う、結婚に伴う新生活のスタートアップに係るコストを支援する結婚新生活支援事業（新婚世帯を対象に家賃、引越費用等を補助）を支援。

#### ○補助要件等

交付上限額	1世帯当たり30万円
補助率	1/2
対象世帯	夫婦共に34歳以下かつ夫婦の合計所得340万円未満の新規に婚姻した世帯

\* 地方自治体において、独自要件を追加することも可能

## スケジュール

- ・令和2年度執行分に係る自治体からの計画協議 **~1/27**  
(※年度途中の交付申請も随時受付)

(担当) 内閣府子ども・子育て本部(少子化対策担当)

# 農林水産省における地方創生関連施策について

---

# 1. 地方創生と農林水産政策

- 農林水産政策は、地域の基幹産業である農林水産業を強くするための**産業政策**（農林水産業の成長産業化）と、農山漁村に活力を取り戻すための**地域政策**とを、「車の両輪」として推進しており、**今年3月に改定予定の食料・農業・農村基本計画**においては、**むらづくり（地域政策）**を前面に打ち出していく方針。
- 第2期総合戦略においても、**食料・農業・農村基本計画策定に向けた議論もふまえ**、「農林水産業の成長産業化」とともに、「**地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり**」に取り組むことを明確化。

## 産業政策：農林水産業の成長産業化

### 生産現場の強化

- 農地中間管理機構の創設
- 米政策の見直し
- 農協・農委等の改革の推進
- 経営所得安定対策の見直し
- 日本型直接支払制度の創設
- 人口減少社会における農山漁村の活性化

### 多面的機能の維持・発揮

### 需要フロンティアの拡大

- 新たな国内ニーズへの対応
- 日本食材の活用推進  
食文化・食産業の海外展開  
農林水産物・食品の輸出等による輸出拡大
- 食の安全と消費者の信頼の確保
- ICTを活用したスマート農業の推進
- 6次産業化の推進

### バリューチェーンの構築

## 地域政策：美しく活力ある農山漁村の実現

## 「食料・農業・農村基本計画」 (H27.3改訂)

農業の構造改革や新たな需要の取り込み等を通じて農業や食品産業の成長産業化を促進するための**産業政策**と、構造改革を後押ししつつ農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を促進するための**地域政策**を**車の両輪**として進めるとの観点に立ち、食料・農業・農村施策の改革を進め、若者たちが希望を持てる「**強い農業**」と「**美しく活力ある農村**」の創出を目指していく。

## 2. 我が国農業をめぐる状況

### 農政改革は着実に進展

#### ○輸出額は6年連続で過去最高

【農林水産物・食品の輸出額】  
4,497億円(2012)

↓ 6年間で倍増

9,068億円(2018)

【TPP11、EUとのEPAによる効果】

- ・TPP11向け乳製品輸出→前年比約3割増  
(TPP11向け1～10月累計)
- ・EU向け牛肉輸出→前年比約3割増  
(EU向け2～10月累計)

#### ○生産農業所得は19年ぶりの高水準

【生産農業所得】  
2兆8,300億円 (2014)

↓ 3年間で9,000億円増加

3兆7,600億円 (2017)

#### ○若者の新規就農者が増加

【49歳以下の新規就農者数】  
18,800人/年 (2009～13平均)

↓ 約2,000人程度高い水準

21,400人/年 (2014～18平均)

### 近年、様々な政策課題が発生

#### ○頻発する自然災害

【主な自然災害による農林水産関係被害額】

- ・平成30年7月豪雨 3,409億円(本年6/21時点)
- ・令和元年台風第15号 814億円(本年11/18時点)
- ・令和元年台風第19号 3,081億円(本年12/2時点)

#### ○CSFの発生

- ・2018年に岐阜県で確認されて以降、飼養豚における陽性確認県が7県(野生イノシシも含めた陽性確認県は12県)に拡大。
- ・アジア各国で感染が拡大するASFに関し、我が国への侵入を防ぐため水際対策等を強化。

#### ○農産物貿易をめぐる国際情勢の変化

- ・TPP11、EUとのEPAに続く日米貿易協定で新たな国際環境へ。
- ・TPP等大綱に基づく対策で、生産者の懸念や不安を払拭。
- ・相手国の関税撤廃など輸出機会の拡大に応えられる生産体制の構築が課題。

#### ○担い手不足、農地減少の深刻化

- ・基幹的農業従事者数  
205万人(2010)→140万人(2019)
- ・農地面積  
459万ha(2010)→440万ha(2019)

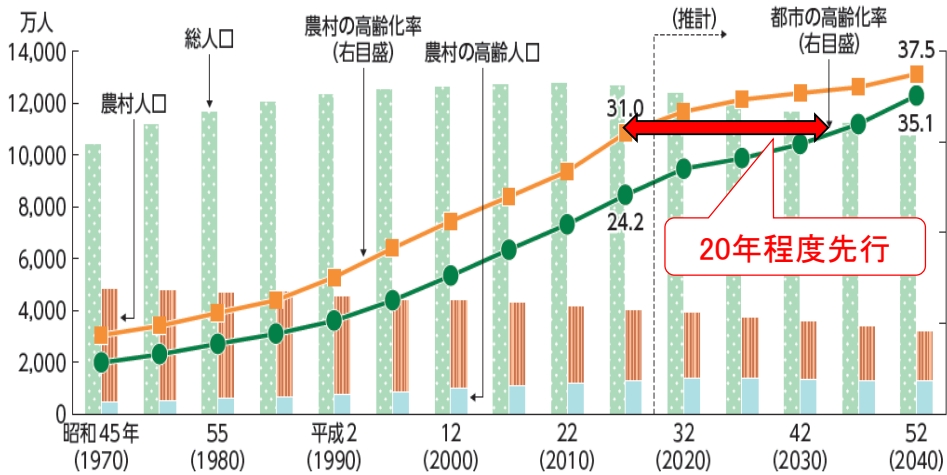
農業の成長産業化の土台である「生産基盤」の強化が必要

### 3. 農山漁村をめぐる状況①

○農山漁村における高齢化・人口減少は、都市に先駆けて進行。

○人口減少は、農村の平地～山間になるほど顕著となり、特に山間地域においては、平成27年から30年後の令和27年には半減すると見込まれる。

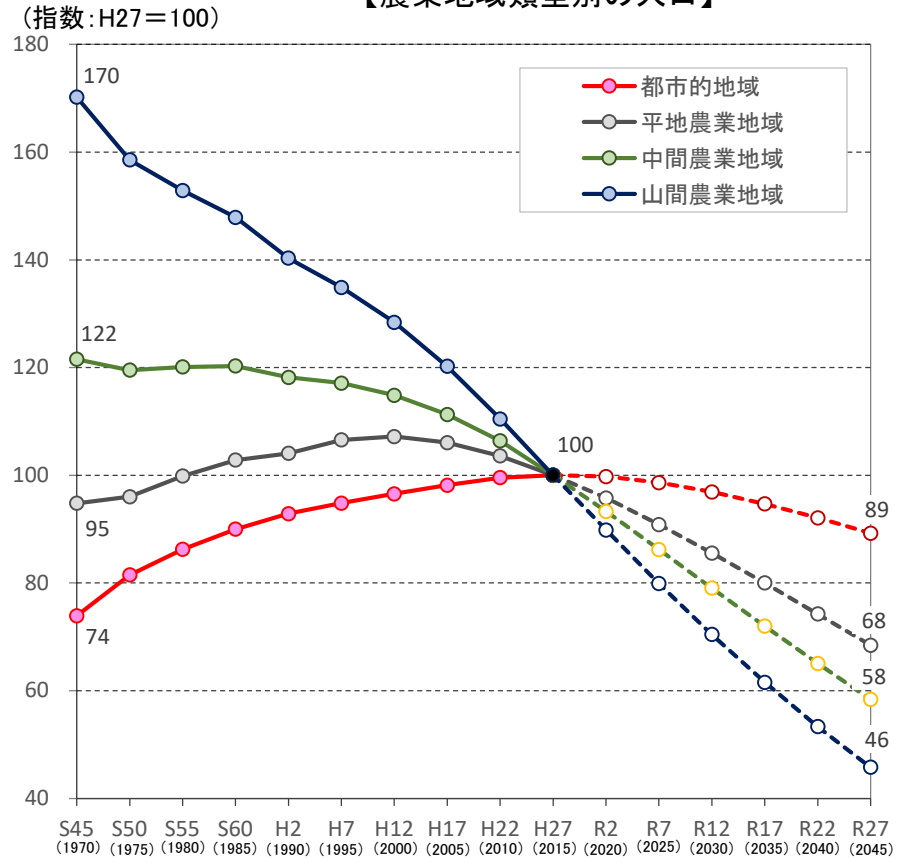
【農村・都市部の人口と高齢化率】



資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「都道府県の将来人口推計(平成25年3月推計)」を基に農林水産省で推計。

注：ここでは、国勢調査における人口集中地区(DID)を都市、それ以外を農村とした。  
なお、高齢化率とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合。

【農業地域類型別の人口】

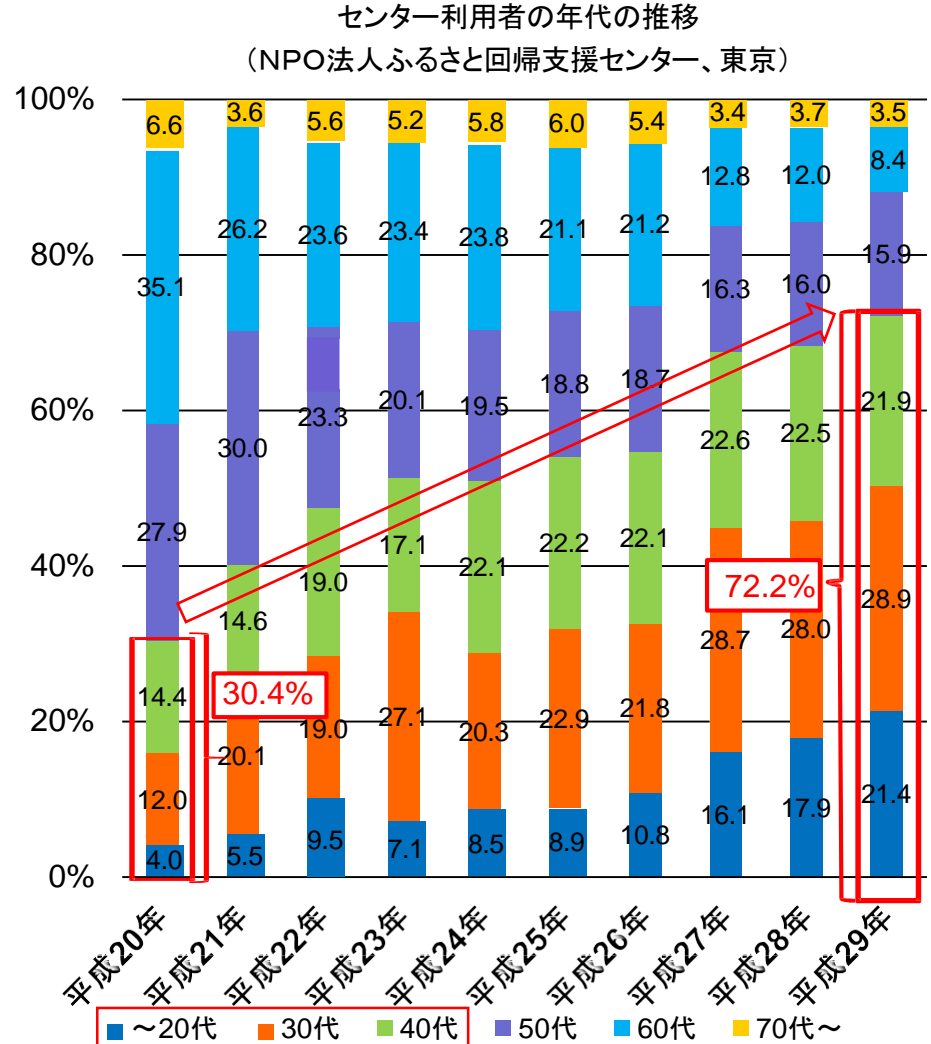
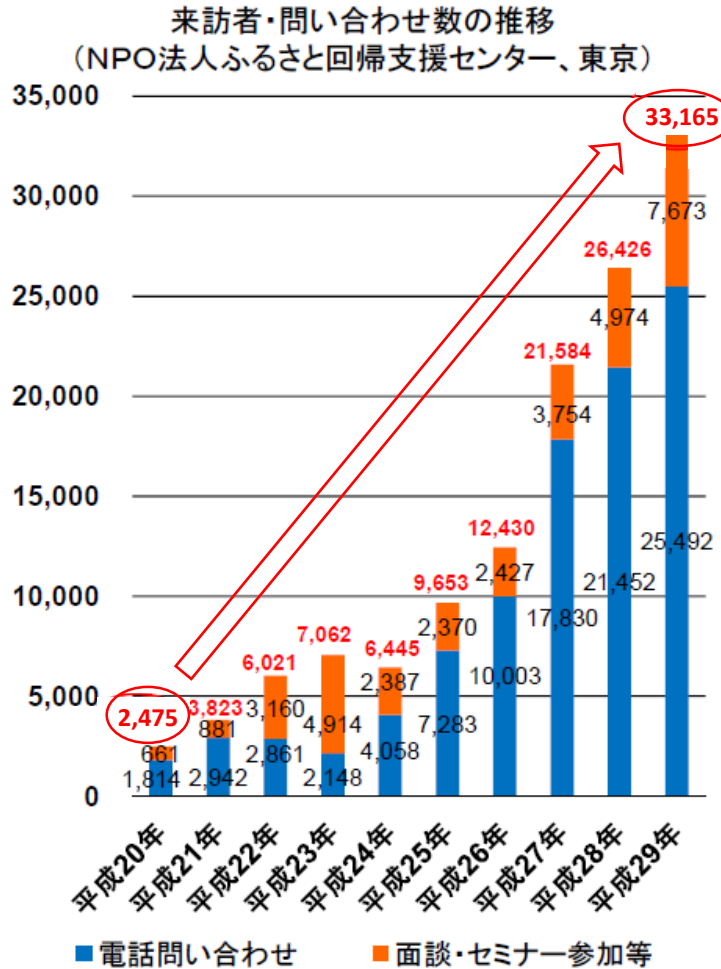


注1) 国勢調査の組替集計による。なお、令和2年以降(点線部分)はコーホート分析による推計値である。  
2) 農業地域類型は平成12年時点の市町村を基準とし、平成19年4月改定のコードを用いて集計した。

出典：農林水産政策研究所「農村地域人口と農業集落の将来予測」(令和元年8月)

### 3. 農山漁村をめぐる状況②

○ 高齢化・人口減少が進行する一方で、新たなライフスタイルの追求、自分が必要とされる活躍の場を求めて、地方への移住しようとする「**田園回帰**」の動きが**20~40代**で高まっている。





### 3. 農山漁村をめぐる状況③

○ 農泊、農福連携、鳥獣被害対策・ジビエ利活用といった、地域振興のための施策にも成果が表れてきている。

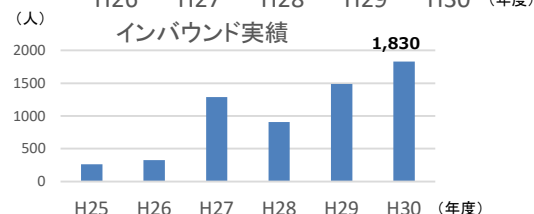
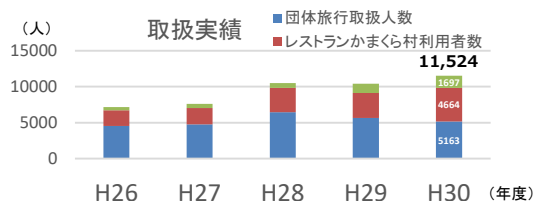
#### 農泊の推進

##### 【事業概要】

- 農泊とは、農山漁村地域に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」。
- 都市と農山漁村との交流や増大するインバウンド需要の呼び込みを促進するため、**地域による農泊推進体制の整備や地域資源を活用した観光コンテンツの磨き上げ及び専門人材の確保等を支援。**
- 増大するインバウンド需要にも対応できるようストレスフリーで滞在できる環境の整備等を支援。

##### 取組事例(長野県飯山市)

- ・平成22年に、一般社団法人信州いいやま観光局を設立。都道府県をまたがる旅行の受注と手配等ができる第3種旅行業者を取得し、農業体験、森林セラピーなど常時100件程度の着地型旅行を企画、販売。
- ・信州いいやま観光局のwebサイト「飯山旅々。」による団体旅行等の受入実績と、関係団体の「レストランかまくら村」の利用者の取扱数とインバウンド受入実績は年々増加。



#### 農福連携の推進

##### 【事業概要】

- 農福連携とは、農業と福祉が連携し、障害者等の農業での活躍を通じて、農業経営の発展と障害者の社会参画を促す取組であり、**労働力の確保等の農業・農村の課題、障害者等の就労先の確保等の福祉の課題について、双方の解決に資するWin-Winの取組。**
- 障害者等の雇用・就労に必要な農業生産施設等の整備、障害者等の農産物の生産・加工技術等の習得に加え、農業・福祉双方のニーズのマッチングを行う専門人材の育成等を支援。

##### 取組事例(静岡県浜松市)

- ・障害者視点で農作業の体制を整備。作業効率化が進み、経営規模と生産量が拡大。
- ・障害者雇用数に比例し売上増加 (6.2倍に拡大 (H9→H30))
- ・障害特性に配慮した作業体系
  - 無農薬栽培の可能に
  - 防除費の大幅な削減
  - 商品単価増による収益増
- ・作業の標準化による効率化
  - 単位時間当たりの売上の増加
- ・障害者視点で組織体制の見直し
  - 適材適所の配置
  - 人材力、組織力の向上



#### 鳥獣被害対策・ジビエ利活用の推進

##### 【事業概要】

- 鳥獣による農作物被害額は、30年度は158億円と6年連続で減少。しかしながら、農山漁村に引き続き深刻な影響を及ぼしているため対策が不可欠。
- 被害防止のために捕獲するだけでなく、ジビエ等の地域資源として外食産業、学校給食等で利用し、農山村の所得に変えるような、**「マイナス」の存在だった有害鳥獣を「プラス」の存在に変える取組を推進。**

##### 取組事例(鳥根県美郷町)

- ・イノシシの捕獲から利用までを行う取組に、多くの町民が関わる鳥獣被害対策を契機とした地域づくりのモデルを構築。
- ・農作物の被害対策として捕獲される町内のイノシシの約8割を利活用 (年間400~600頭)。
- ・イノシシを「おおち山くじら」と命名してブランド化し、低利用部位を活用した缶詰・くん製ハムを製造・販売。
- ・町内の女性グループが中心となってレザークラフト商品を製造・販売。



夏イノシシを活用した缶詰



レザークラフト商品の製造

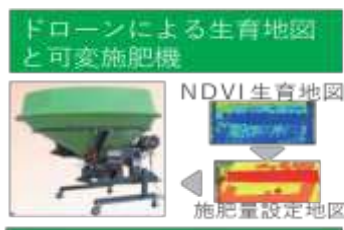
# 4. スマート農林水産業の現場実装とデジタル政策の推進

○ドローンやIoT、AI等を活用してスマート農林水産業の現場実装を強力に推進する。  
 ○全国69地区で実証。今後、果樹や野菜、畜産への拡大、被災地・中山間地の優先採択を行うとともに、シェアリング等の新サービスやデジタル技術の活用を促進する。

## (実証事例①) 農事組合法人たねっこ(秋田県大仙市)

実証品目: 水稲、大豆(実証面積: 50ha)

- ・ドローンのセンシングによる生育地図→可変施肥で精密農業
- ・可変施肥機→肥料の削減、収量の増加
- ・自動収量コンバイン→測定データから次年度の最適な施肥計画



## (実証事例②)(株)ジェイエイフーズみやざき(宮崎県西都市)

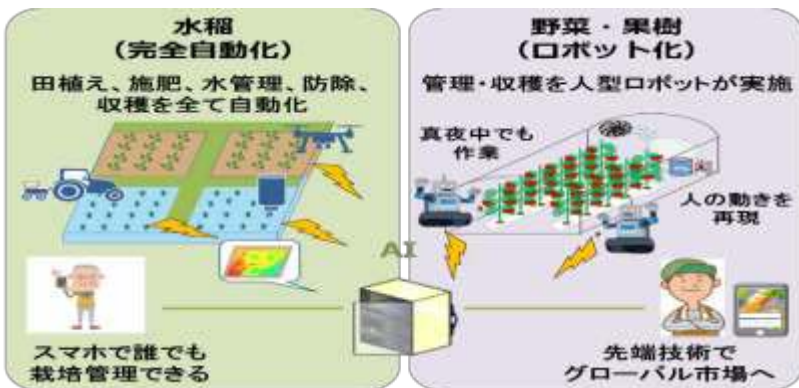
実証品目: ほうれん草、キャベツ、にんじん(実証面積: 103ha)

- ・ドローンのセンシング・出荷収量予測→適期収穫、品質向上
- ・ロボットトラクタ→省力化、労働時間・人件費の削減
- ・キャベツ自動収穫機→労働時間・人件費の削減



## 挑戦的な農林水産研究開発(ムーンショット)

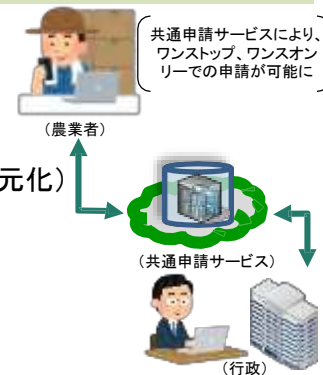
### 農業の完全自動化・無人化



## 農業デジタルトランスフォーメーション(農業DXの推進)

デジタル技術を活用してデータ駆動型の経営に取り組み、新たな価値を創造し得る環境を整備

- ・「農林水産省共通申請サービス(eMaff)」の構築(行政手続の電子化)
- ・農地情報の効率的な管理と効果的な活用を可能とする環境の整備(各種制度の農地情報の一元化)
- ・農業者や行政が利用するデータ項目の標準化(データの相互運用性の向上)
- ・「MAFFアプリ」の開発(農業者の関心に応じた政策情報の提供)



## 5. 総合戦略における農林水産政策に関する主な記載項目

### 1. 農林水産業の成長産業化

- i 農業生産基盤の強化
- ii 新規就農・就業への総合支援
- iii 林業の成長産業化
- iv 漁業の持続的発展
- v 需要フロンティアの拡大

### 2. 地域資源を活用した農山漁村（むら）づくり

- i 地域資源を活用した所得と雇用機会の確保
- ii 中山間地域も含め農村に人が住み続けるための条件整備
- iii 農村地域の魅力等の発揮と地域内外への情報発信等

### 3. 未来技術の活用による地域課題の解決、地域の魅力向上

- iv 農林水産分野での未来技術の活用

# 経済産業省の主要な取組

1. 中小企業生産性革命推進事業
2. 第三者承継支援総合パッケージ
3. 地域未来牽引企業に対する集中的な支援

令和2年1月14日  
経済産業省

# 1. 中小企業生産性革命推進事業

# 1 - 1. 地域資源・産業を活かした地域の競争力強化

## 地域中小企業の生産性の向上

○地域経済において重要な役割を担う中小企業は、人手不足に直面する中、働き方改革などの制度変更に対応することを求められている。

○（独）中小企業基盤整備機構が、複数年にわたって**中小企業が生産性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業」（仮称）を創設**。制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じ、**設備投資、IT導入、販路開拓等**を一体的かつ機動的に支援。

### ①ものづくり・商業・サービス補助事業

中小企業が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

### ②IT導入補助事業

中小企業が行う、バックオフィス業務の効率化、新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援。

### ③小規模事業者持続化補助事業

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む、販路開拓等の取組を支援。

#### 事例①：生産機械製造業

- ・複数形状の餃子を製造可能な、餃子全自動製造機を開発。
- ・海外での販売が好調で、餃子製造機において、世界シェアトップに。



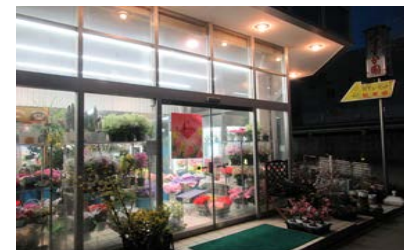
#### 事例②：建築業

- ・建築3次元CADの導入により、顧客の満足度・理解度が向上。意思決定スピードが上がり、利益もアップ。
- ・外注していた完成イメージを作成できるようになり、コスト・時間が削減され、労働生産性も向上。



#### 事例③：販売業

- ・客足が減少傾向にあったところ、店舗照明のLED化を実施。
- ・照明効果で気軽に店舗に出入りできるようになり、新規客が増え、来客数が50%増加、売上10%増加。発熱量が減少したため、商品(花)の寿命も延び、在庫ロスが1割減。



# 中小企業生産性革命推進事業

## 令和元年度補正予算案額 3,600億円

中小企業庁 技術・経営革新課 03-3501-1816  
中小企業庁 小規模企業振興課 03-3501-2036  
商務・サービスG サービス政策課 03-3580-3922

### 事業の内容

#### 事業目的・概要

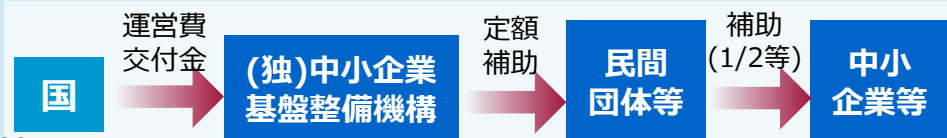
- 中小企業は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など複数年度にわたり相次ぐ制度変更に対応することが必要です。
- このため、中小企業基盤整備機構が複数年にわたって中小企業の実業性向上を継続的に支援する「生産性革命推進事業（仮称）」を創設し、中小企業の制度変更への対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓等の支援を一体的かつ機動的に実施します。
- 当該事業を通じて、賃上げにも取り組んでいただきます。なお、積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者は優先的に支援します。

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件とします。（持続化補助金及びIT導入補助金の一部事業者は加算要件）  
※要件が未達の事業者に対して、天災など事業者の責めに負わない理由がある場合や、付加価値額が向上せず賃上げが困難な場合を除き、補助金額の一部返還を求めます。

#### 成果目標

- ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業により、事業終了後3年以内に、以下の達成を目指します。
  - ・補助事業者全体の付加価値額が9%以上向上
  - ・補助事業者全体の給与支給総額が4.5%以上向上
  - ・付加価値額年率平均3%以上向上及び給与支給総額年率平均1.5%以上向上の目標を達成している事業者割合65%以上
- 小規模事業者持続的発展支援事業により、販路開拓及び生産性向上を支援し、販路開拓につながった事業の割合を80%とすることを目指します。
- サービス等生産性向上IT導入支援事業により、事業終了後3年以内に、補助事業者全体の労働生産性の9%以上向上を目指します。

#### 条件（対象者、対象行為、補助率等）



### 事業イメージ

#### 【基幹業務①】補助事業の一体的かつ機動的運用

##### ①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業（ものづくり補助金）

（補助額：100万～1,000万円、補助率：中小1/2 小規模2/3）

中小企業等が行う、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

##### ②小規模事業者持続的発展支援事業（持続化補助金）

（補助額：～50万円、補助率：2/3）

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

##### ③サービス等生産性向上IT導入支援事業（IT導入補助金）

（補助額：30万～450万円、補助率1/2）

中小企業等が行う、バックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

#### 【基幹業務②】先進事例や支援策の周知・広報

生産性向上に関する中小企業の先進事例を収集し、上記以外の支援策とともに、ホームページ等で幅広く情報発信します。

#### 【基幹業務③】相談対応・ハンズオン支援

制度対応にかかる相談に応じ、事業計画の策定段階から、国内外の事業拡大等にかかる専門家支援やIT化促進支援を提供します。

（使い勝手向上のポイント）

- 通年で公募し、複数の締め切りを設けて審査・採択を行うことで、予見可能性を高め、十分な準備の上、都合のよいタイミングで申請・事業実施することが可能になります。
- 補助金申請システム・Jグランツによる電子申請受付を開始します。
- 過去3年以内に同じ補助金を受給している事業者には、審査にて減点措置を講じることで、初めて補助金申請される方でも採択されやすくなります。

# 「ものづくり・商業・サービス補助金」がさらに使いやすくなりました

## 「ものづくり補助金」だからできること。

補助上限 **1,000万円**、補助率 **1/2**（原則）で  
新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資を支援します。

## 誰でも使える。生産性向上を目指すなら。

以下の要件を満たす事業計画（3～5年）を策定・実施する  
中小企業※なら、どなたでもご応募いただけます。

要件①：付加価値額 **+3%以上/年**      要件②：給与支給総額 **+1.5%以上/年**      要件③：事業場内最低賃金 **地域別最低賃金 + 30円**

※：業種によって定義が異なりますが、製造業の場合は、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業を指します。また、革新性や事業性等の審査がございます。年によって異なりますが、例年は2～3倍程度の採択倍率です。

## かつてない「使いやすさ」へ。



データ連携や海外展開等の  
高度な取組や事業計画策定  
を支援できるメニューを用意



最適なタイミングでの申請、  
十分な準備・事業期間の  
確保が可能に



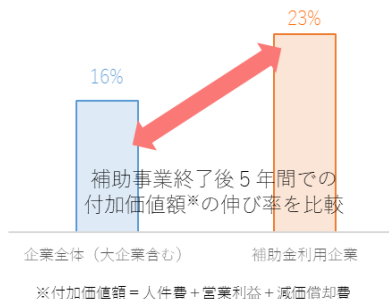
あらゆる補助金の手続を一つ  
のポータルサイトに集約  
(J-Grants)

※詳細については、裏面（次ページ）を参照下さい。

令和元年度補正予算案※及び令和2年度当初予算案で措置予定  
※中小機構に措置予定

## 様々なビジネスアイデアが続々と実現。

補助事業者は、企業全体平均の  
**1.5倍の付加価値額増加率**を達成



### 事例①(ものづくり)：生産機械製造業

- ・複数形状の餃子を製造可能な、餃子全自動製造機を開発。
- ・海外での販売が好調で、餃子製造機において世界シェアトップに。



### 事例②(サービス)：飲食業（カフェ）

- ・「食べられるクッキー生地」のコーヒークップの製造機械を導入し、生産効率が10倍に。
- ・女性客を中心に大ヒットし、全国チェーン店でも流通。



## 新しいメニューで、様々な取組に対応。

予算	事業類型	概要	補助上限	補助率
R1 補正予算 (ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業)	一般型	新製品・新サービス開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資及び試作開発を支援。	1,000万円	中小 1/2 小規模 2/3
	グローバル展開型(新)	海外事業(海外拠点での活動を含む)の拡大・強化等を目的とした設備投資等の場合、補助上限額を引上げ。	3,000万円	中小 1/2 小規模 2/3
	※個社 ※中小機構が実施	ビジネスモデル構築型(新) 中小企業30者以上のビジネスモデル構築・事業計画策定のための面的支援プログラムを補助。 (例：面的デジタル化支援、デザインキャンプ、ロボット導入FS等)	1億円	定額
R2 当初予算 (ものづくり・商業・サービス高度連携促進事業)	企業間連携型	複数の中小企業等が連携して行う高度なプロジェクトを最大2年間支援。 (連携体は5者まで)	2,000万円/者	中小 1/2 小規模 2/3
	※連携体 ※経産省が実施	サプライチェーン効率化型(新) 幹事企業が主導するサプライチェーン全体を効率化する取組を支援。 (連携体は10者まで)	1,000万円/者	中小 1/2 小規模 2/3

(今後のスケジュール) ※予算成立を前提としたものであり、今後変更の可能性あります。

2月頃 事務局決定  
3月頃 一般型・公募開始 (通年で公募し、複数の締切りを設けて審査・採択)  
4月以降 その他類型も順次開始

重要！：本補助金の申請にはGbizID (アカウント) の取得が必要です。  
ID取得に一定の期間を要しますので、お早めにお手続き下さい。

GbizID

検索



※今後、中小企業基盤整備機構や事務局（公募にて決定）等のHPにて詳細を掲載します



販路開拓を目指す皆様へ

ブランド力を高めたい  
商品を宣伝したい  
HPを開設したい

そんな小規模事業者の皆様ぜひ活用していただきたい補助金があります。

## ✓ 持続化補助金

(小規模事業者持続的発展支援事業)  
小規模事業者が経営計画を策定して取り組む販路開拓等の取組を支援

<補助額>

~50万円

※共同申請可(補助上限額×事業者数)、上限500万円(50万円×10者)

<補助率>

2/3

<補助対象>

店舗の改装、ホームページの作成・改良、  
チラシ・カタログの作成、広告掲載など

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を加点要件とします。

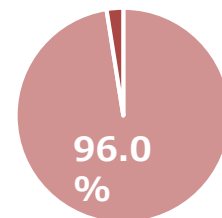
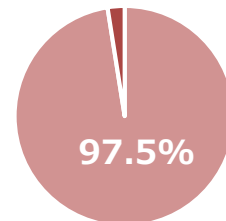
※令和元年度補正予算案において中小機構交付金として措置予定

## 持続化補助金活用イメージ

成果

採択事業者の  
97.5%が客数増加、96.0%が売上増加を実感!

※いずれも増加見込みを含む



※平成26年度補正予算事業採択事業者へのアンケート結果により集計

成功事例

事例①

そば屋の販路拡大のため、補助金を活用して「インバウンド向けの英語表記メニュー」や「のぼり」を作成。また、そば粉の製粉に使用する機械を一新。そば粉の前処理の安定化及び時間短縮となり、繁忙期の売り切れなどを回避。2ヶ月間で**売上が30万円増加**。

事例②

宿泊・飲食事業などを行う旅館にて、補助金を活用し、外国語版Webサイトや営業ツールを作成。また、ピクトグラムの活用やムスリム対応情報を発信した結果、**問合せ件数が倍増、海外客の団体旅行予約も2割程度増加**。

※事務局が決まり次第、事務局HP、中小企業庁HPに掲載予定

IT導入を検討中の皆様へ

# 経営状況を「見える化」したい 業務を自動化したい 働き方を改革したい

IT技術導入による業務効率化を後押しします。  
まずはIT導入補助金をチェック✓。

## ✓ IT導入補助金

(サービス等生産性向上IT導入支援事業)

バックオフィス業務の効率化等の付加価値向上に繋がるITツール導入を支援  
※飲食、宿泊、小売・卸、運輸、医療、介護、保育等のサービス業の他、製造業や建築業等も対象。

<補助額>

**30万~450万円**

<補助率>

**1/2**

<補助対象>

**バックオフィス業務の効率化や新たな  
顧客獲得などのためのITツール導入**

※事業計画期間において、「給与支給総額が年率平均1.5%以上向上」、「事業場内最低賃金が地域別最低賃金+30円以上」を満たすこと等を申請要件（一部事業者は加点要件）とします。

※令和元年度補正予算案において中小機構に措置予定

## 成果

採択事業者平均で、  
労働生産性が**24%増加**、売上が**16%増加**、  
勤務時間は**2%減少**

## 成功事例

### 事例①

事務業務担当の変更や後継者問題など、長年の勘から脱却するべく、補助金を活用して販売管理システムを導入。売上の多い得意先の需要予測や仕入れ単価の推移の**見える化**を行い、**売上が増加**した。

### 事例②

補助金を活用し、勤怠管理ツールを導入。タイムカードと給与管理システムを連動させることで、入力・集計作業が毎月10時間ほど短縮。社内規定の見直しなども行い、**更なる社員のモチベーションアップ**につながった。

### 事例③

これまで紙で管理していた業務日誌等を、ITツールで管理することで転記のための**手間や転記ミスがなくなった**。

※事務局が決まり次第、事務局HP、中小企業庁HPに掲載予定

## **2. 第三者承継支援総合パッケージ**

# 第三者承継のフローと具体的な支援策

- 地域経済を支える中小企業の円滑な事業承継を支援。
- 特に、第三者承継の促進に向け、**機運の醸成、マッチングの円滑化、マッチング後の取組支援**と、**それぞれのフェーズで顕在化している課題に応じて、切れ目のない支援を実施。**

(★R2年度からの新たな取組 ◆R元年度補正予算関連の取組 ●延長・継続する取組)

## 機運醸成・環境整備

### 売却を躊躇

#### ★事業承継の機運醸成

- 事業引継ぎ支援センターと民間プラットフォーマー等が連携し、身近な形での仲介を推進

#### ★地域金融機関・民間仲介事業者との連携強化等

- 地銀等を通じた中小企業への人材紹介の促進等

### 情報不足

#### ★事業引継ぎガイドライン

- 民間仲介事業者に中小M&A時の指針を提示

## マッチングの円滑化

### 個人保証

#### ★経営者保証解除パッケージ

- 「経営者保証ガイドライン」の特則を策定し、先代経営者と後継者からの保証の二重取りを原則禁止
- 経営者保証を不要とする新たな信用保証制度の創設

### 相手の不在

#### ●事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 後継者人材バンクの活用によるマッチング強化
- データベースの開放による民間事業者の参入促進

#### ●官民による事業承継ファンドの積極活用

- 民間・中小機構のファンドを通じた企業価値向上

#### ●中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- 投資の出資による資金調達と安定株主の導入

## マッチング後の取組支援

### マッチング後の事業化・経営戦略

#### ◆事業承継補助金の充実化

- ベンチャー型事業承継など、新規性の高い取組に対して、補助率の引上げなど支援充実化
- 事業の選択と集中と促す仕組みの導入

#### ◆事業承継ネットワークの体制強化

- 専門家派遣を通じた、承継後の経営指導

### 後継者の教育

#### ◆承継トライアル事業

- 後継者教育の「型」を実証しマッチング精度を向上

### マッチング後の税・資金負担

#### ●登録免許税・不動産取得税の軽減

- 買い手の負担軽減により、第三者承継の効果を最大化

#### ●金融支援

- 承継円滑化法に基づく信用保証・公庫融資の特例

# 事業引継ぎガイドラインの改訂

- 近年の中小M&Aマーケットの状況を踏まえ、第三者承継を行う際の具体的な指針とすべく、来春目途に「事業引継ぎガイドライン」を改訂予定。
- 経営者が適正な仲介業者・手数料水準を見極めるための指針を整備。

## 改訂の方向性

### M&A仲介の指針

- M&Aの経験・知見に乏しい事業者視点に立ち、M&A専門業者等のサービスの妥当性を客観的に評価できる指標を策定

例：

- ✓ 民間M&A専門業者の標準的な業務内容・適正水準（契約内容、料金体系等）、M&A専門業者を活用する際の留意点の提示
  - ✓ 売却価格の客観的な価値算定方法
  - ✓ M&Aの際に、リスク軽減に向けあらかじめ買い手が考慮すべき事項 等
- ITプラットフォームを用いたマッチングサービス業者の適切な業務遂行の指針

### 支援機関のあり方

- 上記指針を活用した事業者向けの支援サービスのあり方
- 金融機関、商工団体、士業における事業承継支援の具体的役割・留意すべき点

機運醸成  
・環境整備

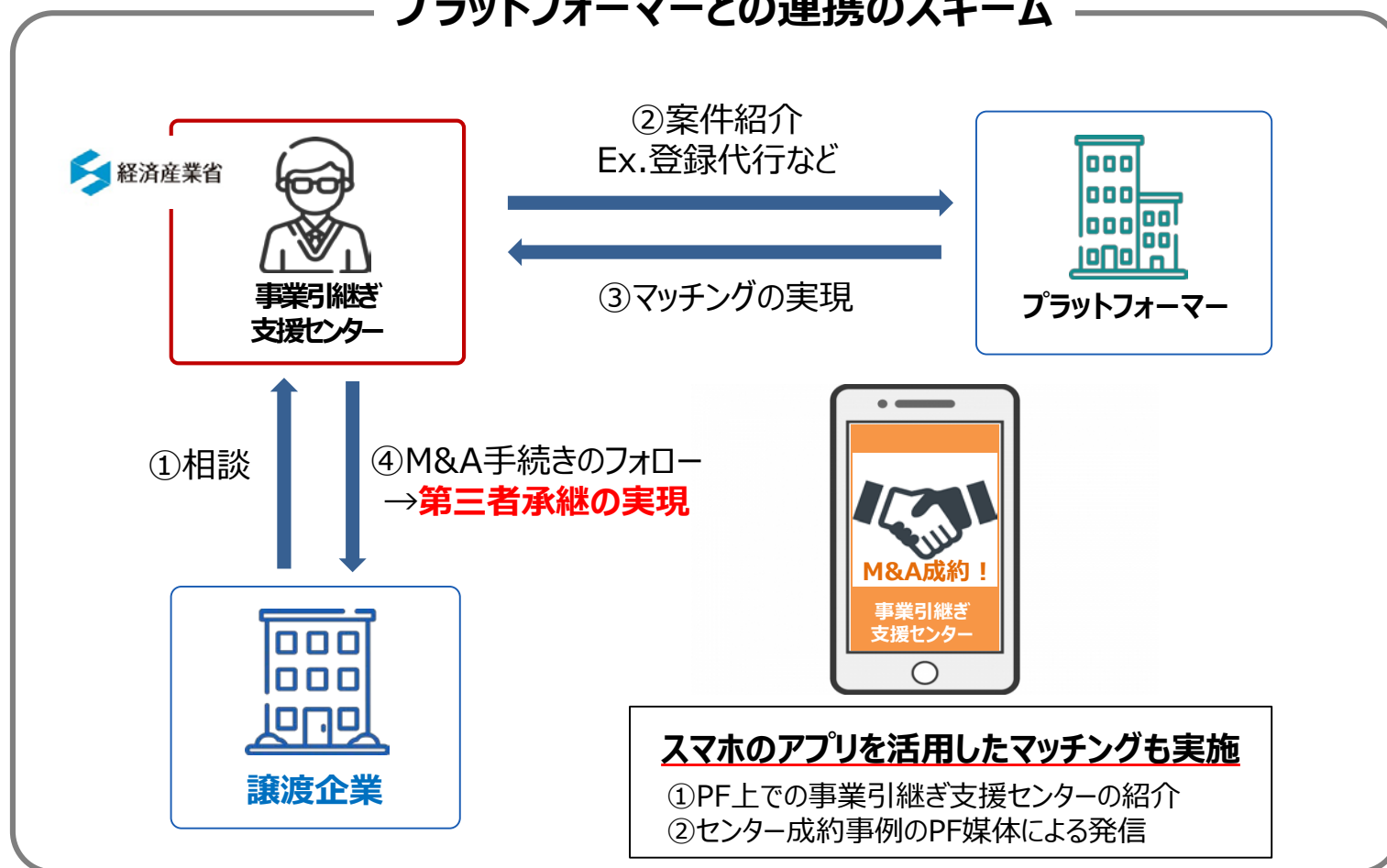
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 民間プラットフォームとの連携による事業承継機運の醸成

- 事業引継ぎ支援センター（中小企業庁）と民間プラットフォームが連携したプロジェクトを実施。
- それぞれのプラットフォームの顧客層や強みを踏まえ、事業引継ぎ支援センターの相談者を紹介し、マッチング後のフォローを双方で実施。事業承継の機運を全国的に広め、身近な形での仲介を推進。

## プラットフォームとの連携のスキーム



機運醸成  
環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 個人保証脱却・政策パッケージ

- **事業承継時に後継者の経営者保証を可能な限り解除していくため、金融機関と中小企業者の双方の取組を促す、総合的な対策を実施。**

## 1. 政府関係機関が関わる融資の無保証化拡大

**(1) 商工中金は、「経営者保証ガイドライン」の徹底により、一定の条件を満たす企業に対して「原則無保証化」**\* 新規融資に占める無保証融資の割合は、現状の35%から大幅増加を見込む

**(2) 事業承継時に一定の要件の下で、経営者保証を不要とする新たな信用保証制度を創設。また、専門家による支援・確認を受けた場合、保証料を軽減し、最大でゼロに（保証協会における管理に必要な費用の一部（約0.2%）を除く）**

## 2. 金融機関の取組を「見える化」し、融資慣行改革へ

**(3) ①事業承継に焦点を当てた「経営者保証ガイドライン」（2014年2月施行）の特則策定・施行**

\*年間約1万件の二重徴求、年間約2万件の後継者からの保証徴求案件が対象

\*旧経営者と後継者の二重徴求の原則禁止、保証設定時の事業承継への影響考慮等

**②経営者保証解除に向けた、専門家による中小企業の磨き上げ支援（経理の透明性確保や財務内容の改善等）やガイドライン充足状況の確認**

**(4) 金融機関の経営者保証なし融資の実績等（KPI）を公表**

民間銀行：2019年度下期分～  
政府系金融機関：2018年度分～

機運醸成  
環境整備

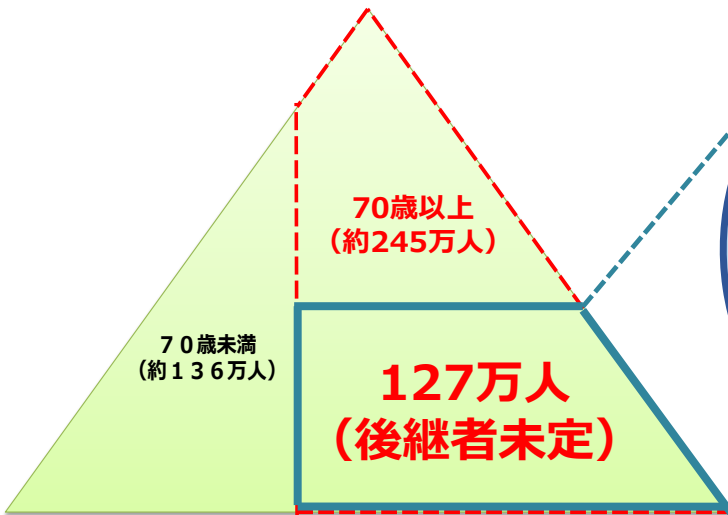
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

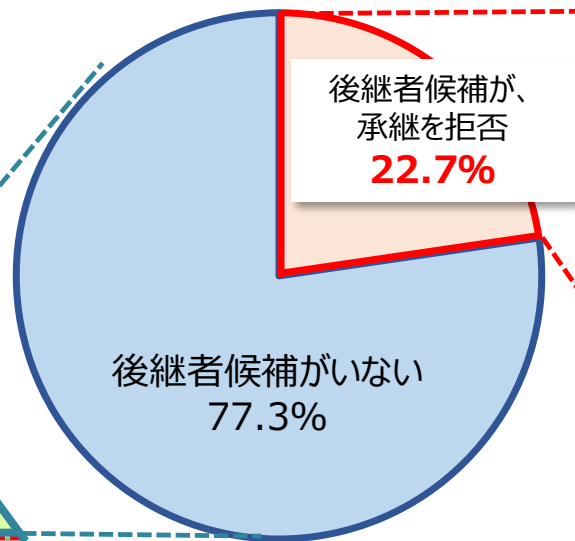
- 後継者未定の者のうちの多くが、「経営者保証」を理由に後継者に承継を拒否されている。

## <2025年の中小企業経営者>

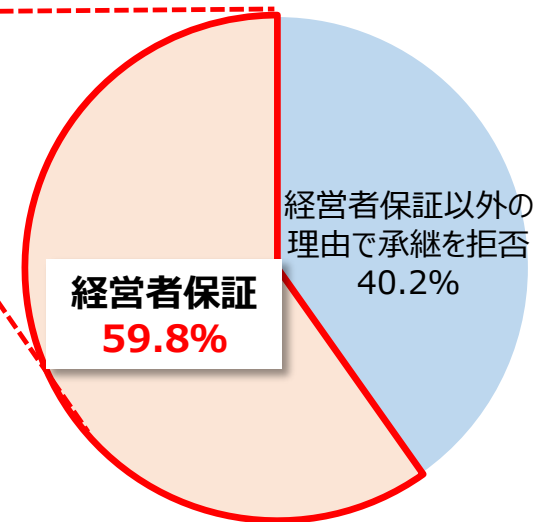
全体：約381万人（2016年度調査）



## <後継者未定の理由>



## <なぜ事業承継を拒否しているか>



(資料) 中小機構

機運醸成  
環境整備

マッチング  
の円滑化

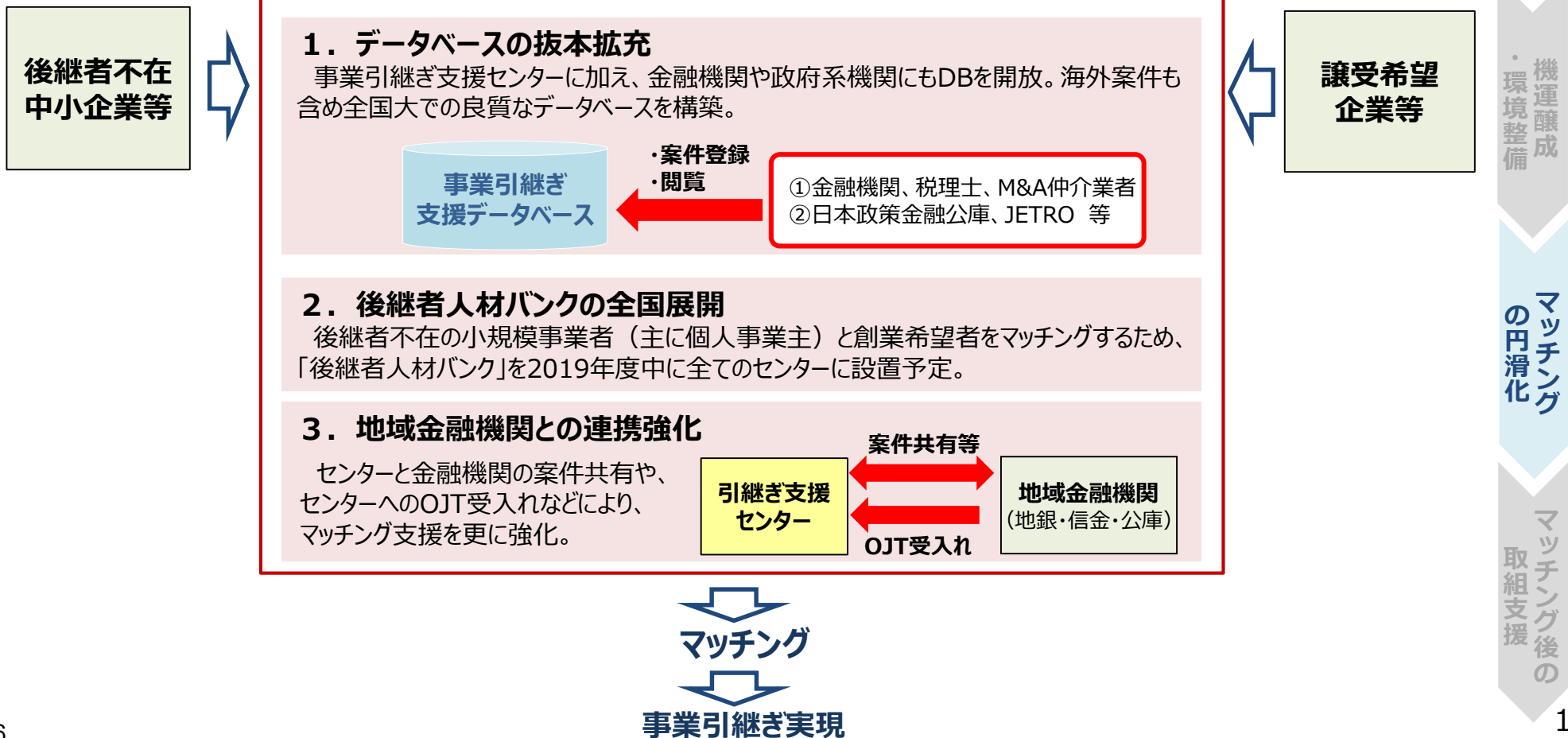
マッチング後の  
取組支援



# 事業引継ぎ支援センターの体制強化

- 事業引継ぎ支援センターのマッチング支援体制を大幅に強化。
- 経営者が気軽に相談できる第三者承継の駆け込み寺としての機能を強化。
- 2018年度には、年間11,477件の相談に対応し、923件の仲介を実現。2020年度には、2000件の仲介実現を目指す。

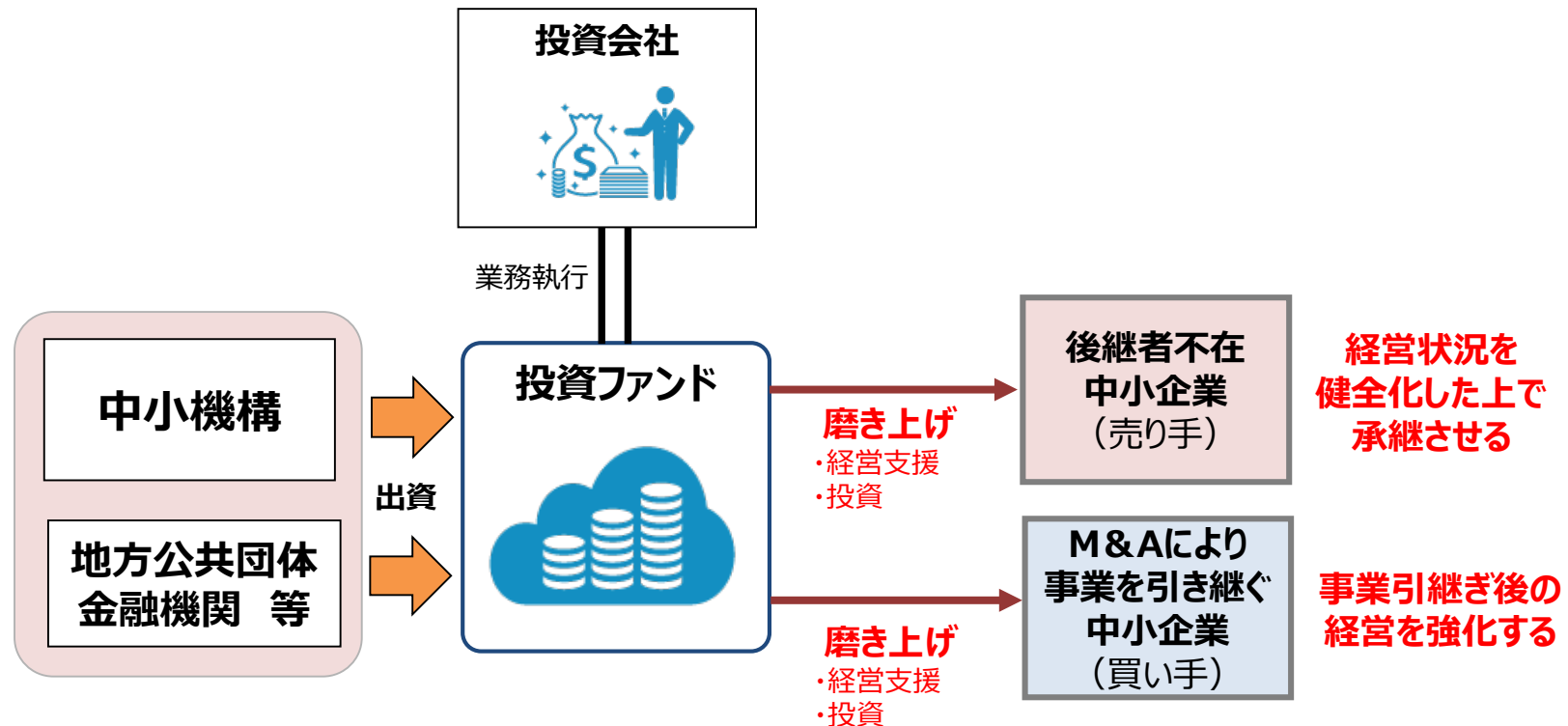
## 事業引継ぎ支援センター



# 事業承継ファンド

- 政府系機関が、民間投資ファンドに出資すること等を通じて、事業承継（売り・買い）を希望する中小企業に投資を行い、経営支援等を実施。

## 官民が連携した事業承継ファンドによる 中小企業の磨き上げ



機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

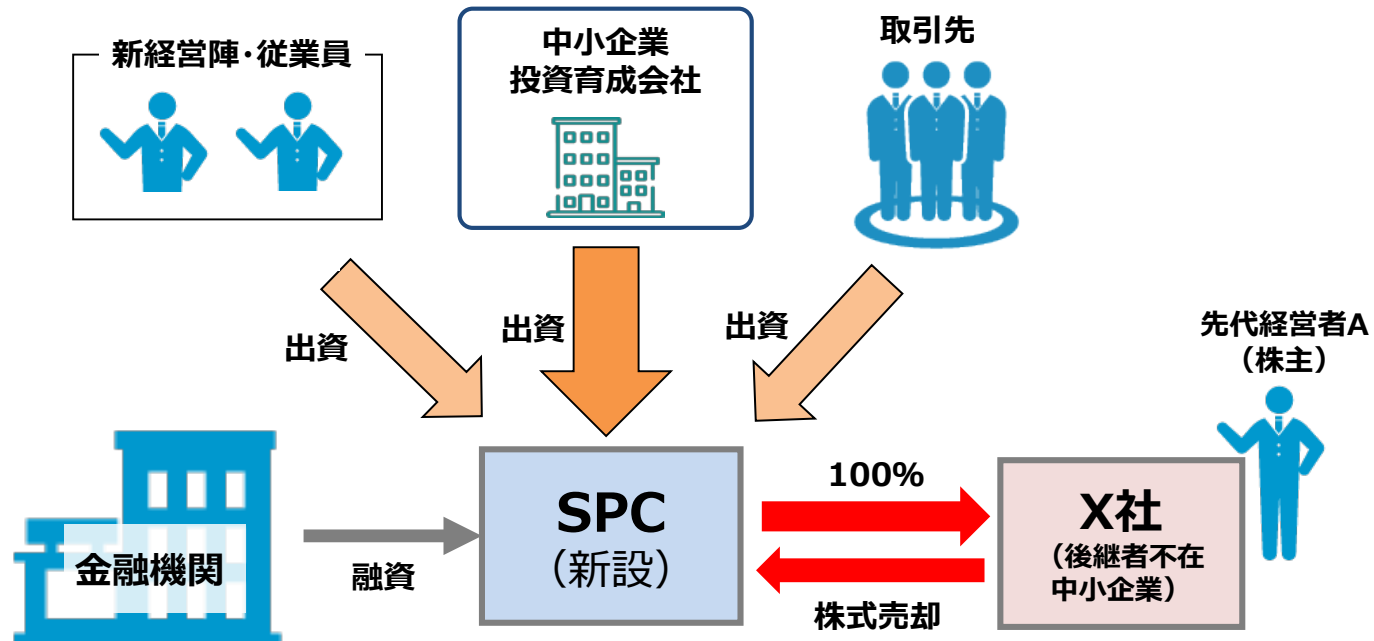
マッチング後の  
取組支援

# 中小企業投資育成を通じたMEBOの支援

- 中小企業投資育成会社を通じた出資により、第三者承継のための資金調達等を支援。
- 金融機関や取引先とも連携することで、第三者承継の円滑化と承継後の事業の拡大を実現。

## 支援のスキーム

- ✓ 先代経営者Aは親族に後継者が不在のため、新経営陣・従業員に株式を譲ることを検討しているが、株式の買取り資金が不足。
- ✓ このような場合に、中小企業投資育成会社では、新経営陣・従業員等がSPC（特別会社）を設立したのち、不足する資金を補うための出資を実施。それでもなお、資金が不足した場合には銀行融資でも調達。
- ✓ 先代経営者Aは、SPCに全株を売却することで、円滑な第三者承継が実現できる。



機運醸成  
環境整備

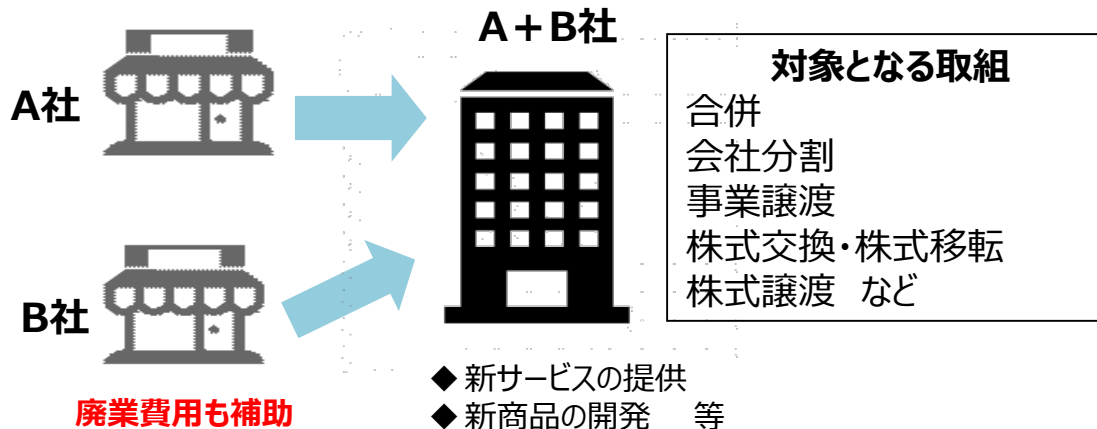
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 事業承継補助金

- 第三者承継を契機に、新たな取組に挑戦する事業者を補助金（最大1,200万円）により後押し。
- 来年度からは、ベンチャー型事業承継枠等を新設するとともに、事業を譲渡する者の廃業費用も補助対象とし、事業の選択と集中を促す。

## M&A後の新たな取組等を補助



枠組		補助率	補助上限額	上乗せ額 ※廃業を伴う場合	合計
原則枠	経営者交代型	1 / 2	225万円	+225万円	450万円
	<b>M&amp;A型</b>	<b>1 / 2</b>	<b>450万円</b>	<b>+450万円</b>	<b>900万円</b>
ベンチャー型事業承継枠 ・生産性向上枠	経営者交代型	2 / 3	300万円	+300万円	600万円
	<b>M&amp;A型</b>	<b>2 / 3</b>	<b>600万円</b>	<b>+600万円</b>	<b>1,200万円</b>

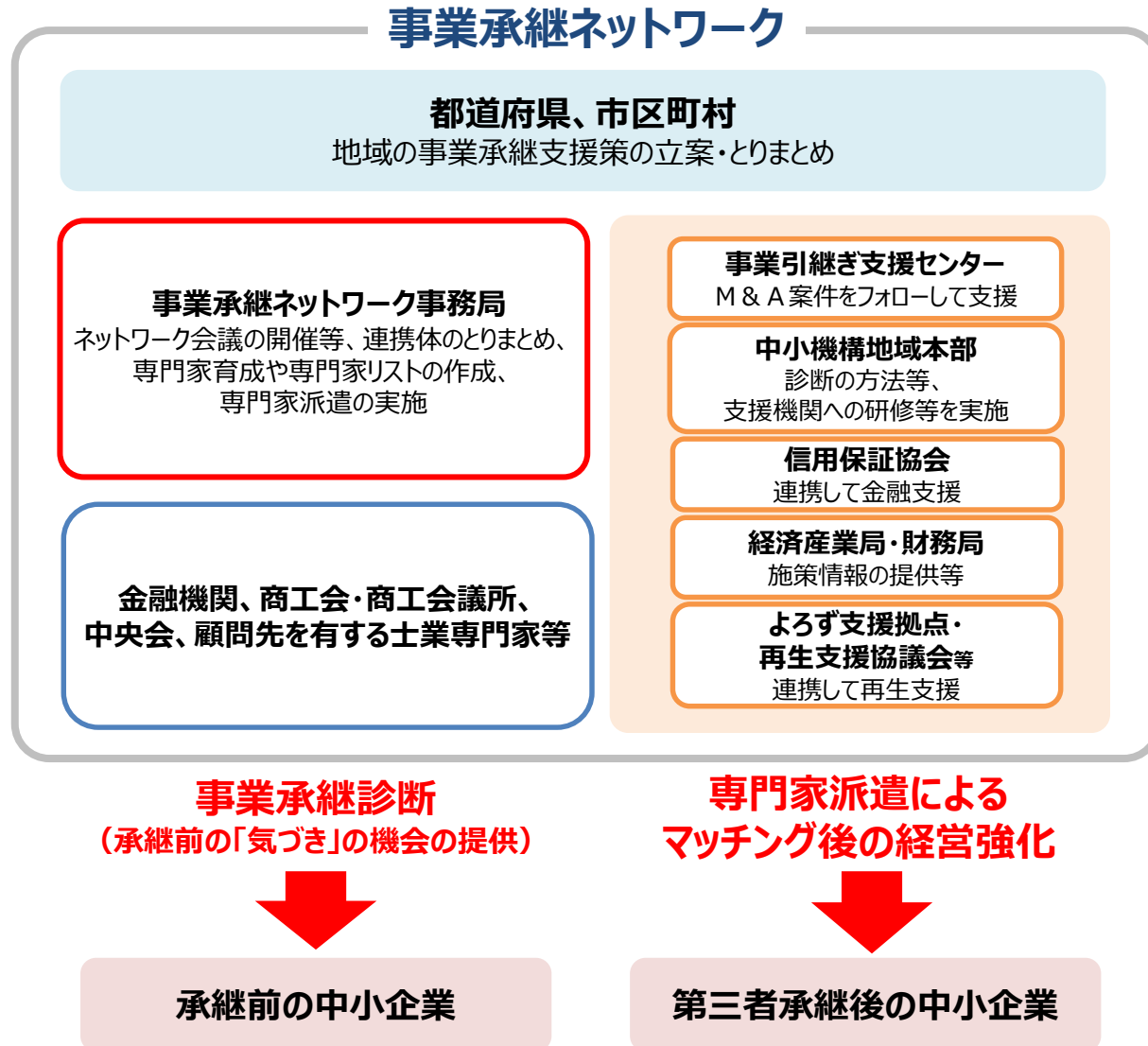
機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 事業承継ネットワーク

- 第三者承継後の経営戦略などの課題を、専門家派遣を通じて解決する。



機運醸成  
・環境整備

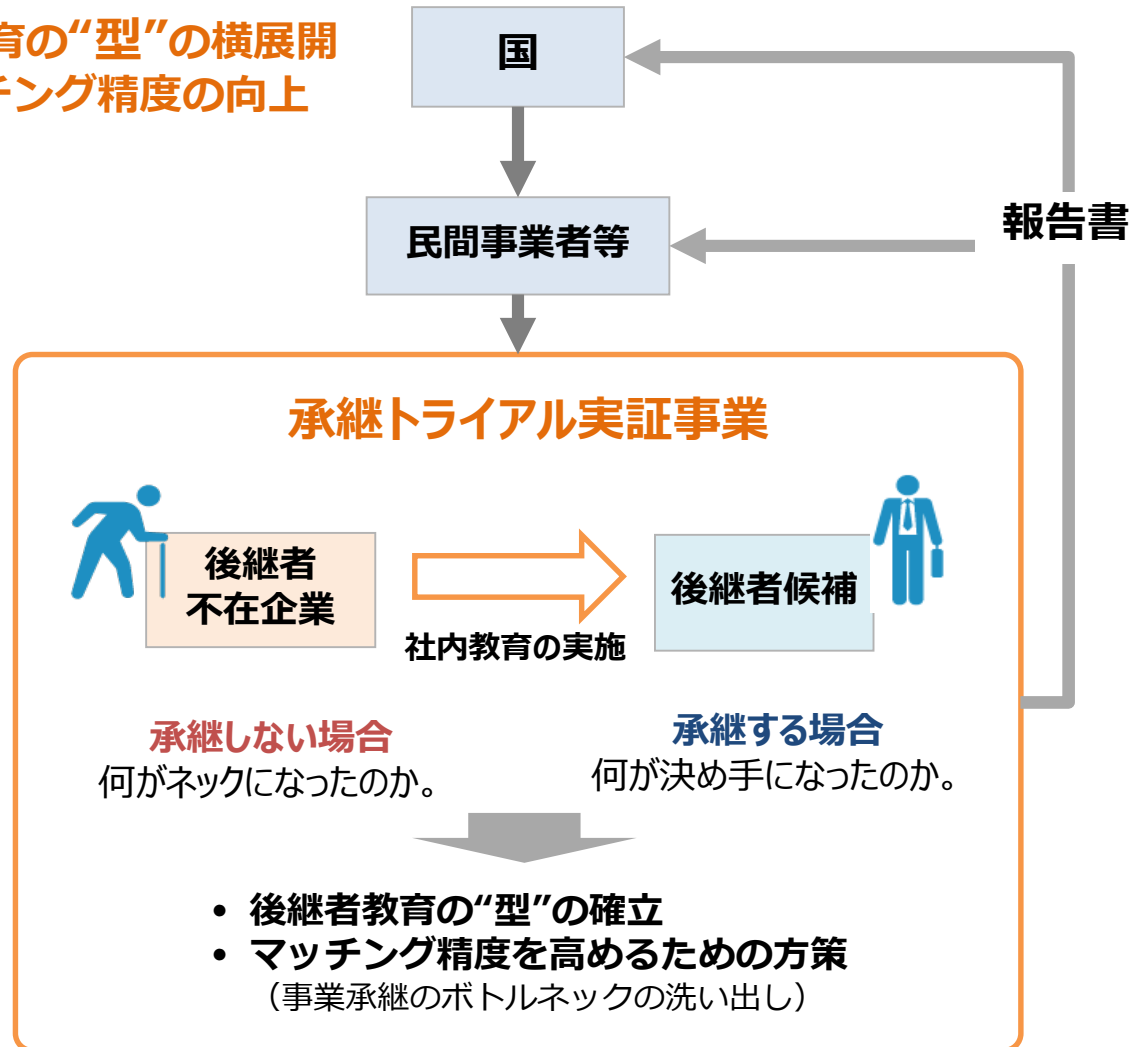
マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 承継トライアル実証事業

- 中小企業の現場における後継者教育は個別性が高く、第三者承継時の課題となっている。
- 有効な後継者教育の内容や型を明らかにし、標準化を進めることでマッチング精度を高めていく。

後継者教育の“型”の横展開  
⇒マッチング精度の向上



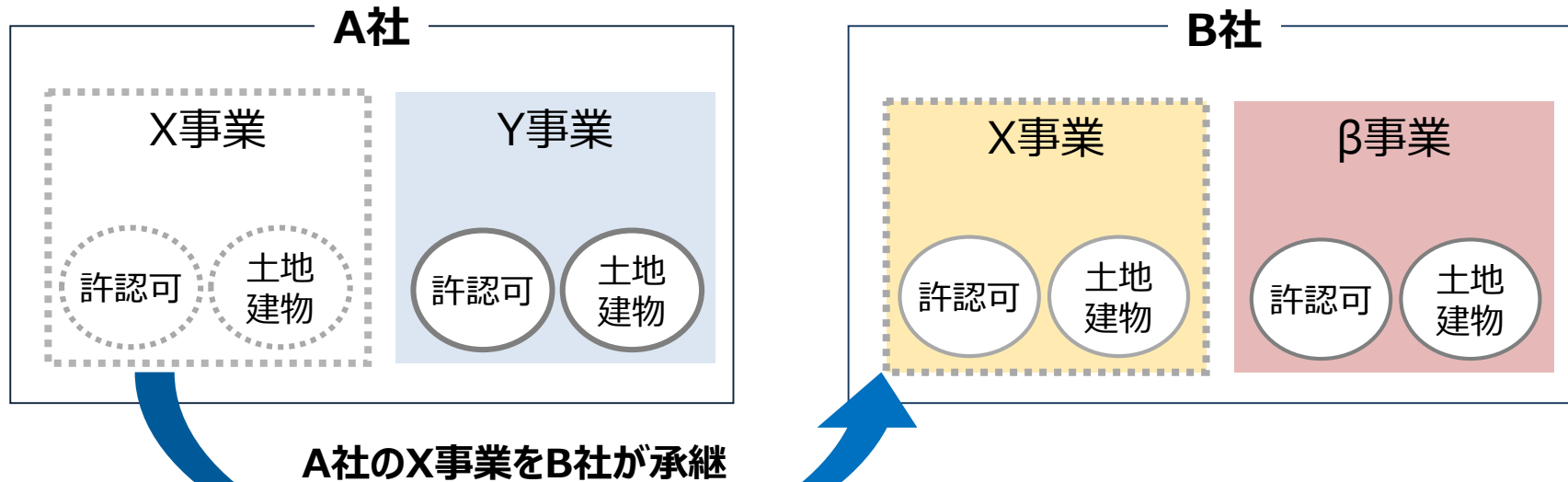
機運醸成  
・環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援

# 中小企業の再編・統合等に係る税負担の軽減措置等

- **第三者承継（合併・会社分割・事業譲渡）に伴い不動産の権利移転が生じる場合に、登録免許税・不動産取得税を軽減。**（令和3年度末まで延長）
- さらに、**許認可承継の特例**も措置し、**承継後の負担を軽減**。



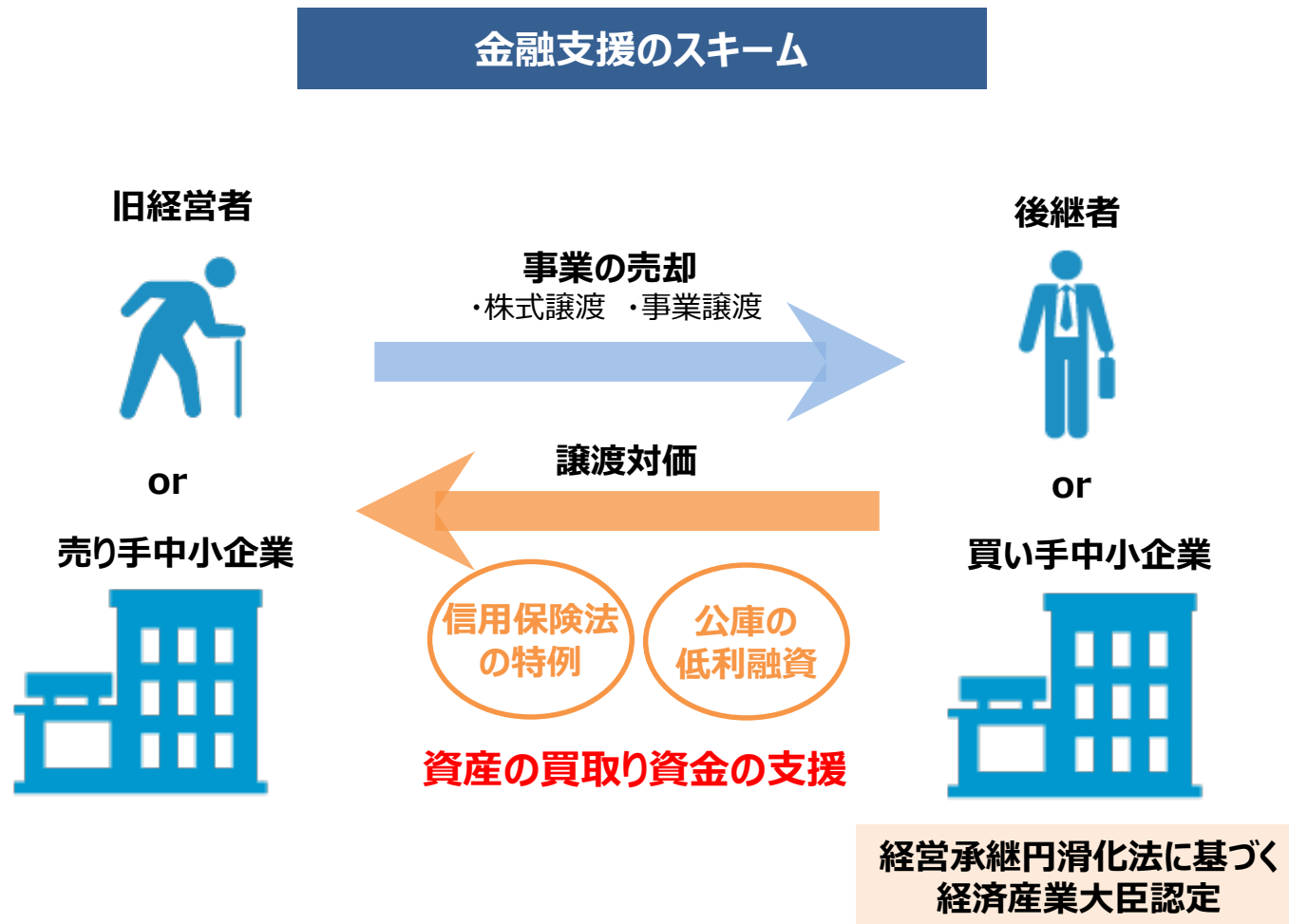
- ① **登録免許税・不動産取得税の軽減**
  - <登録免許税>  
2.0%（通常）⇒ **0.4%**（特例）
  - <不動産取得税>  
**不動産価格の1/6に相当する額を課税標準から控除**
- ② **許認可承継の特例**
  - <対象業種>
    - ・旅館業 ・建設業 ・火薬類製造業、火薬類販売業
    - ・一般旅客自動車運送事業 ・一般貨物自動車運送事業
    - ・一般ガス導管事業

(注)  
 ・B社は、中小企業等経営強化法の「経営力向上計画」の認定を受けることが必要。  
 ・A社、B社ともに個人事業者を含む。  
 ・A社は後継者難の事業者であることが必要。  
 ・B社は、A社と資本関係、親族関係等がない事業者に限る。  
 ・軽減率は方式により異なる（0.4%になるのは会社分割の場合）

機運醸成  
 ・環境整備  
 マッチング  
 の円滑化  
 マッチング後の  
 取組支援

# 経営承継円滑化法に基づく金融支援

- 事業承継の際に必要な資金の調達を円滑にするため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、①中小企業信用保険法の特例、②株式会社日本政策金融公庫法の特例、③沖縄振興開発金融公庫法の特例を措置。



機運醸成  
環境整備

マッチング  
の円滑化

マッチング後の  
取組支援



### **3. 地域未来牽引企業に対する集中的な支援**

# 地域未来牽引企業に対する集中的な支援

- 平成29年度より、地域経済の中心的担い手として、**合計3,688者**を選定。
- 今後、その役割に応じた「目標」の設定を求めた上で、関係省庁との連携の下、目標に応じた重点的な支援を検討。

類型 期待される役割	グローバル型 海外需要の獲得	サプライチェーン型 サプライチェーンの維持・強化	地域資源型 地域資源の活用・雇用の下支え	生活インフラ関連型 生活基盤の維持
支援例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資</li> <li>・新技術・商品開発</li> <li>・海外展開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設備投資</li> <li>・共同研究・開発</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販路開拓</li> <li>・新商品開発</li> <li>・ブランディング</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経営基盤の強化</li> <li>・IT導入</li> <li>・新サービス開発</li> </ul>
資金繰り、人材確保・育成、事業承継の円滑化 等				

## グローバル型（例）

海外数十カ国に輸出する  
国産シェアトップの医療機器  
を有するメーカー

（愛知県）



## サプライチェーン型（例）

世界トップシェアの  
自動車用ギア部品メーカー

（広島県）



## 地域資源型（例）

地元の伝統文化や自然を  
アドベンチャー・ツーリズムとして  
提供する宿泊業者

（北海道）



## 生活インフラ関連型（例）

イベントを企画し、  
観光客誘致の取り組みを  
進める鉄道会社

（和歌山県）



# 【参考】 地域未来牽引企業の支援例

## 航空機部品等を製造する 地域未来牽引企業（長崎県）

### ■ 支援の概要

補助金※により、高精度・最先端の工作機械装置の導入を支援

→複雑形状の航空機部品の高効率な製造が可能になり、生産性が50%向上



導入設備  
(高精度・最先端工作機械装置)

※地域未来投資促進補助金：地域未来牽引企業等が中小企業と連携して行う、先端ものづくり等の戦略分野における事業化や設備投資を支援。

## 電子機器部材向けの耐久試験装置等を製造する 地域未来牽引企業（岡山県）

### ■ 支援の概要

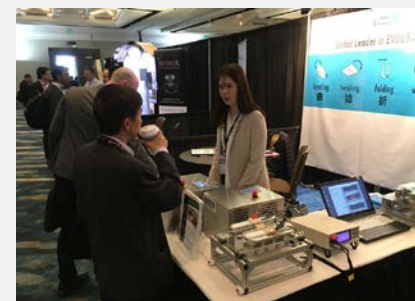
国からの委託を受けた支援機関※が、海外市場ニーズ調査や展示会出展等を支援

※中国地域のコンサルティング機関（公益社団法人）

→海外大手メーカーを含む5社との商談が成立したことなどにより、売上高が20%増加。



フレキシブル・エレクトロニクス向け  
耐久試験機



海外展示会出展の様子

# 国土交通省における地方創生関連施策について

---

令和2年1月14日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

- 海外の先進的な観光地では「DMO」と呼ばれる民間ベースの事業者があり、「DMO」が地域のホテル等から独自の財源を調達して、観光客の受入環境整備等を行っている。
- これにならい、**我が国でも地域の観光地づくりを担う新たな主体として、平成27年度から「観光地域づくり法人(DMO)」を各地で自主的に設立し、観光庁に登録できる制度をスタート。**
- 各地のモデルとなりうる意欲の高い法人**については、国による専門人材の登用支援、職員の現地派遣、ベンチャーとのマッチング等により、**着地整備の取組を強力にサポート。**

## 優良事例① (一社)田辺市熊野ツーリズムビューロー



荷物配送



ガイド



交通

これらを  
一括手配



お弁当



宿

外国人旅行者が6年間で**1.3倍**

## 優良事例② (一社)豊岡観光イノベーション

・まちなかの受入環境整備



・海外向け予約サイトの運営



・文化資源を活用した体験プログラムの開発・販売



外国人旅行者が7年間で**5.0倍**

# 多様な地域の資源を活用したコンテンツづくり

○ 日本での訪日外国人旅行者の平均滞在日数は、欧米の観光客14.0日、中国人の観光客9.7日。**人数だけでなく、消費額を伸ばすには、長期滞在できるコンテンツづくりが必要。**

## 城泊・寺泊による歴史的資源の活用

○ 全国各地に点在する城や社寺を、日本ならではの文化が体験できる宿泊形態として活用することで、訪日外国人旅行者の長期滞在・消費額増加を図る。



平戸城（長崎県平戸市）



三井寺（滋賀県大津市）

### 主な取組



「城泊・寺泊専門家派遣」の実施



インバウンド対応に伴うリフォーム



コンシェルジュ多言語対応支援



体験コンテンツの造成・インバウンド化

## 国際競争力の高いスノーリゾート形成

○ インバウンド需要を取り込む意欲・ポテンシャルの高い地域における国際競争力の高いスノーリゾート形成のための取組を促進する。

### 主な取組



アフタースキーを楽しめる環境を整備し外国人観光客の長期滞在を促進



グリーンシーズンも楽しめる環境を整備し、通年での誘客を促進



索道の再編や搬器の大型化・高速化により、混雑を改善し、快適性・満足度を向上

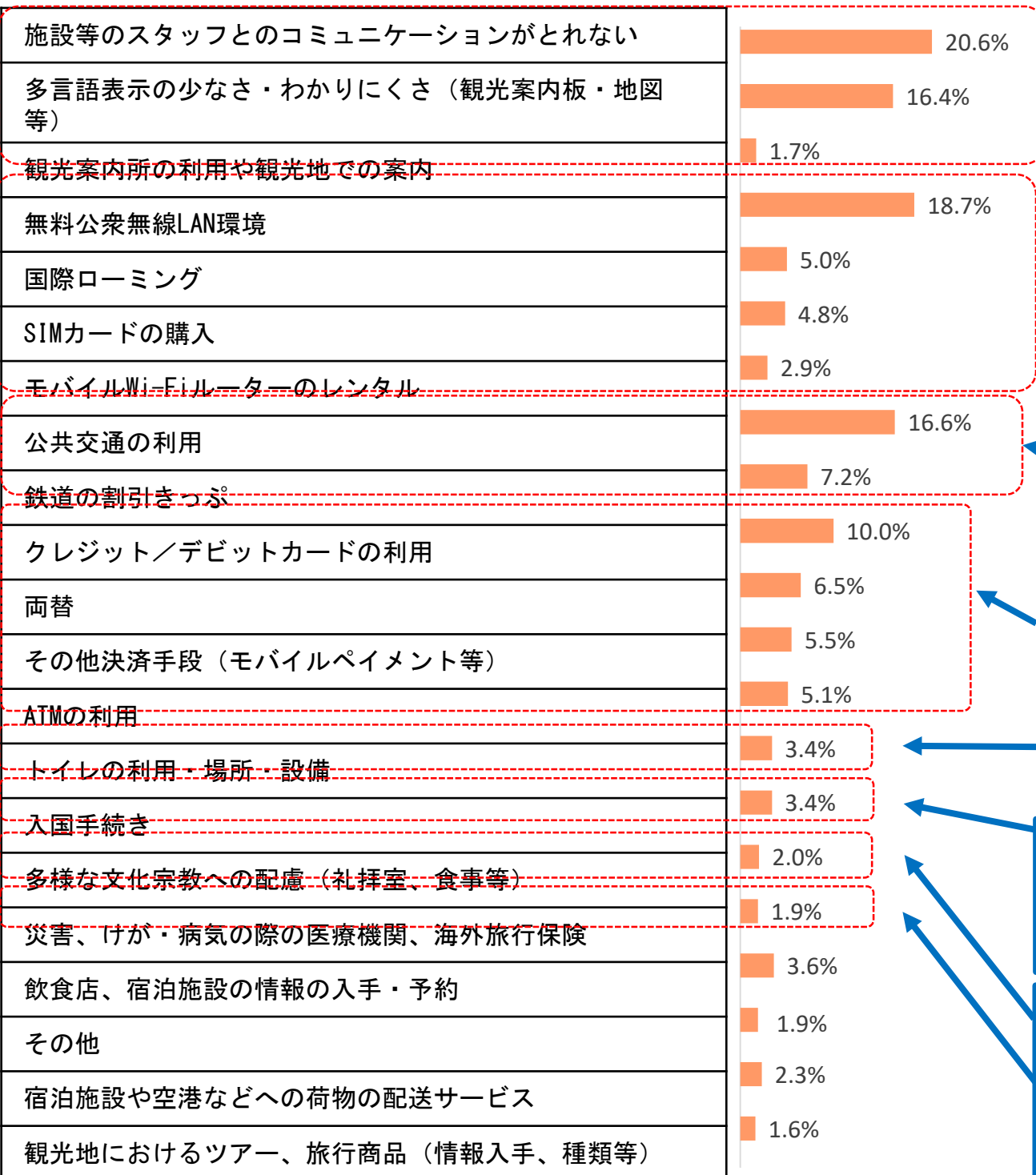


高機能な降雪機の導入により、営業期間を最大化・明確化

# 観光消費拡大等のための受入環境整備

○ 毎年度実施している外国人旅行者へのアンケート調査の結果より、訪日外国人旅行者の主な困りごとは「**多言語対応**」「**無料Wi-Fi環境**」「**キャッシュレス対応**」「**公共交通**」「**トイレ利用環境**」。これらの調査結果を踏まえ、空港・港湾、公共交通等の移動手段、観光地に至るまで、**より一層快適でストレスフリーな旅行環境の実現が必要**。

## 旅行中に困ったこと



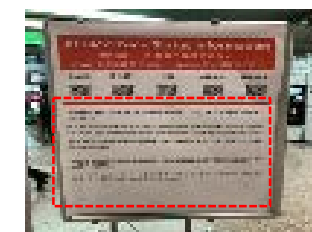
## 主な取組

### 多言語対応

- 観光案内所、デジタルサイネージ等の案内板、スマートフォンを通じたトータルでの多言語情報提供体制を整備



タブレット端末を活用した対応



4か国語による表記

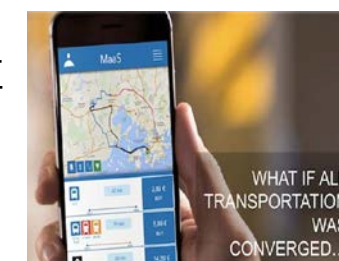
### 無料Wi-Fi環境

- 公共交通機関、観光地における無料Wi-Fiサービスの提供範囲を拡大



### 公共交通

- 目的地までの経路検索、乗車券の決済が一括でできる「観光Maas(Mobility as a Service)」の導入・普及を進める



MaaSの利用イメージ

### キャッシュレス対応

- QR決済を含め、訪日外国人旅行者の母国において普及しているキャッシュレス決済システムの導入・普及を促す



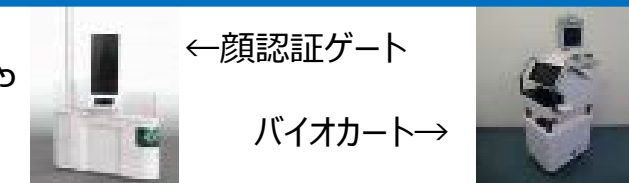
### トイレ利用環境

- 公衆トイレの洋式化、多機能化、清潔化を促進



### 出入国手続き

- 最先端の技術・システムを導入し、横断的に効率化や高度化を追求することで、手続全体の円滑化を実現

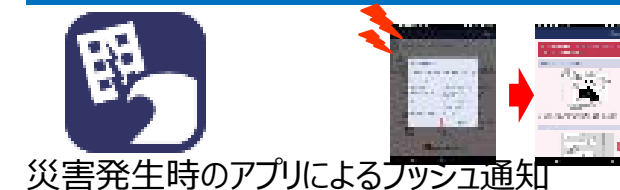


### 多様な宗教・生活習慣への対応

- ハラル対応、ベジタリアン対応等、異なる文化・慣習への対応を促進



### 安全・安心して旅行できる環境



災害発生時のアプリによるプッシュ通知

# 地域交通イノベーションに向けた計画制度等の見直し、MaaSなど新たなモビリティサービスの推進

## 地域交通イノベーションに向けた計画制度等の見直し

◆ 現在、交通政策審議会を開催して、以下について検討しており、年初に中間とりまとめを予定。

### 地方公共団体が中心となった輸送サービス・移動手段の確保・充実 (地域公共交通活性化再生法の改正)

- 全ての地方公共団体による計画づくりとその実施を推進
- 乗合バスのダイヤ調整、使いやすい運賃設定などによるきめ細かなサービス向上を促進
- 自家用有償旅客運送、スクールバス、福祉輸送などの移動手段の活用方針を明確化



路線バス



オンデマンド交通

### 地方バスの会社間連携の促進 (独占禁止法特例法)

- 地方都市などで、利用者が使いやすい路線、ダイヤ等にするための共同経営について、独占禁止法の適用除外を制度化

### 自家用有償旅客運送の実施手続の円滑化 (道路運送法の改正)

- 自家用有償旅客運送の手続を容易化
- 観光客などを運送できることを明確化



自家用有償旅客運送

## MaaSの推進

◆ MaaSの全国への早期普及に向け、今年度、19地域で実証実験を実施中。

MaaS(マース: Mobility as a Service)とは、

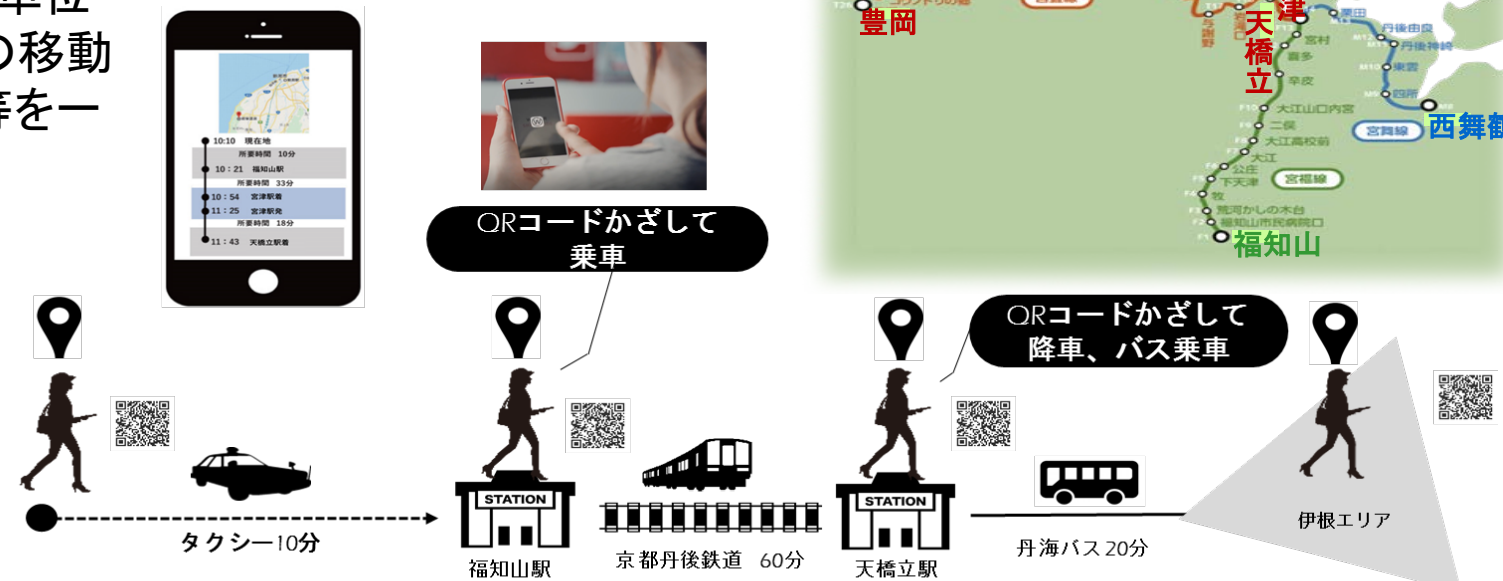
- ✓ スマホアプリにより、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービス、関連サービスを組み合わせる検索・予約・決済等を一括で行うサービス

(例) 京丹後地域(京都府北部)の実証実験

### ＜提供するサービス＞

- ・複数交通モードのデジタルフリーパスの販売
- ・経路検索、予約、決済(QRコード)
- ・観光施設、飲食店等とも連携、QRコード化
- ・鉄道、バス、タクシー、レンタサイクルなどが参加

### 京丹後鉄道沿線でサービス実施



アプリを通じて簡単・便利にワンブッキング・ワンペイメントで利用

※WILLER社資料より抜粋



- 官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）をウォーカブルな人中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共鳴しながら「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成
- これにより、多様な人々の出会い・交流を通じたイノベーションの創出や人間中心の豊かな生活を実現し、まちの魅力・磁力・国際競争力の向上が内外の多様な人材、関係人口を更に惹きつける好循環が確立された都市を構築

※地域特性に応じた取組を、歩ける範囲のエリアで集中的あるいは段階的に推進  
 ※人口規模の大小等を問わず、その特性に応じた手法で実施可能



## 居心地が良く歩きたくなるまちなか（イメージ）

**Walkable**

歩きたくなる

居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

**Eye level**

まちに開かれた1階

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

**Diversity**

多様な人の多様な用途、使い方

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。

**Open**

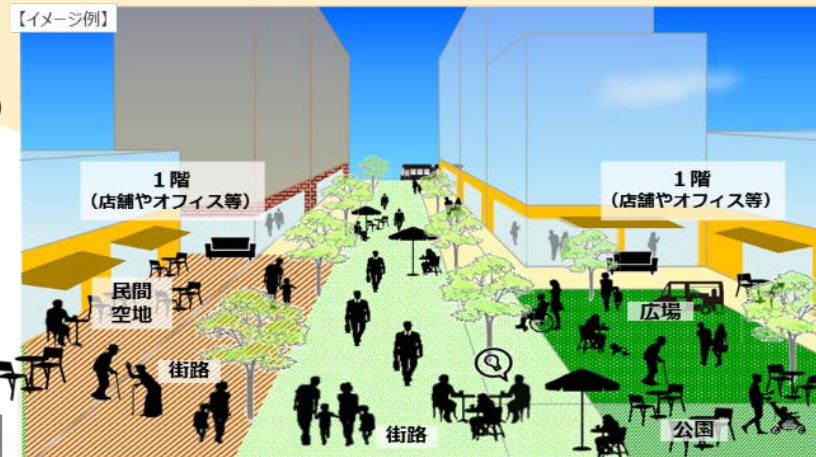
開かれた空間が心地良い

歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

## 都市構造の改変等

- 都市構造の改変（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
- 都市機能や居住機能の戦略的誘導と地域公共交通ネットワークの形成
- 拠点と周辺エリアの有機的連携
- データ基盤の整備（人流・交通流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等

1階をガラス張りの店舗にリノベーションし、アクティビティを可視化  
 民間敷地の一部を広場化（宮崎県日南市）



2つの開発の調整により  
 一体整備された神社と森（東京都中央区）



駅前のトランジットモール化と広場創出（兵庫県姫路市）



道路を占用した夜間オープンカフェ（福岡県北九州市）



公園を芝生や民間カフェ設置で再生（東京都豊島区）

### <中間とりまとめのポイント>

- コンパクトシティの多岐にわたる意義等をわかりやすく再整理し、住民・行政等で共有。
- まちなか等の魅力の向上、市街地の拡散の抑制を車の両輪として各々の取組を強化。
- 分野や市町村域を超えた連携を進め、コンパクトシティを効果的に推進。新たに防災対策との連携強化も開始。

### コンパクトシティの意義等を改めてわかりやすく整理・共有すること（中間とりまとめ1）

- コンパクトシティの意義は、生活サービスの維持、域内投資・消費の持続的確保、生産性向上、健康増進、財政健全化、環境保全、防災力強化など多岐にわたるもの。その価値観・ビジョンをわかりやすく整理し、住民、民間事業者、行政で共有。
- 今後のまちの見通し、実施すべき政策等の可視化や効果の把握、わかりやすい形での発信により、住民等の理解を促進。

### 立地適正化計画の制度・運用を不断に改善し、実効性を高めること（中間とりまとめ2）

- 客観的なデータ等に基づき、目標値や居住誘導区域の範囲を適切に設定し、住民へのアカウンタビリティを確保。
- 居住誘導区域において、日常生活に必要な病院等の適切な立地を促進する等により、その魅力を向上。

### 居住誘導区域外に目配りすること（中間とりまとめ4）

- あるべき将来像を構築し、住民と共有。
- 新たなライフスタイルなど多様なニーズを取り入れた地域づくりを促進。
- 空き地等の発生による居住環境の悪化等を経過措置的に防止する仕組みを整備。
- 地域特性に応じよりきめ細やかに緑地や農地の保全に活用できる仕組みも検討。

### 市街地の拡散を抑制すること（中間とりまとめ5）

- 11号条例等について、廃止や開発許容区域の限定、地区計画の活用など、コンパクトシティや開発許可制度の趣旨に則った運用に適正化。

### 分野や市町村域を超えた連携を進めること（中間とりまとめ3）

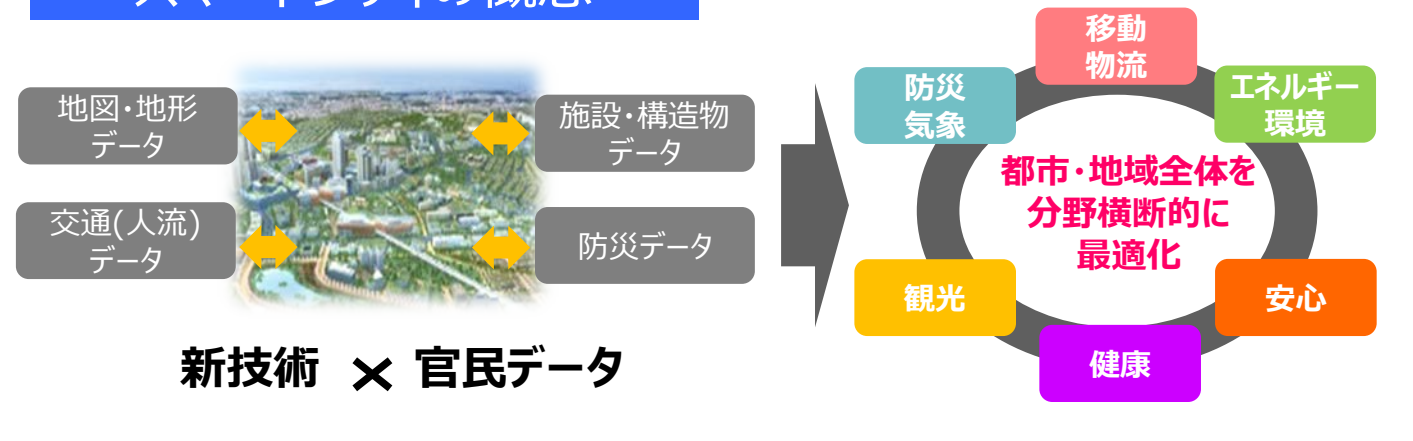
- 総合的なまちづくりのビジョン、様々な分野の政策の推進基盤として、関連する計画や政策分野（公共交通、住宅、健康・医療等）との連携を強化。
- 市町村の単位を超えた広域連携を促進する仕組みを整備。
- 小規模市町村に対し、都市圏全体のコンパクトシティ政策への協力の働きかけや人的支援等を実施。

### 立地適正化計画等と防災対策を連携させること（中間とりまとめ6）

- 災害リスク評価の環境整備等により、土砂災害特別警戒区域等の居住誘導区域からの除外を徹底。
- 防災部局と連携し、居住誘導区域の内・外で、地域特性に応じた安全確保対策や優先順位の考え方等を立地適正化計画へ位置付け。
- ハザードエリアから居住誘導区域への自主的な移転を支援。
- 災害リスク情報の提供等により、不特定多数の者が利用する自己業務用建築物等の開発を抑制。

Society5.0の実現を目指し、新技術や官民データをまちづくりに活かし、都市・地域の課題解決につなげるスマートシティの取組を推進。

## スマートシティの概念



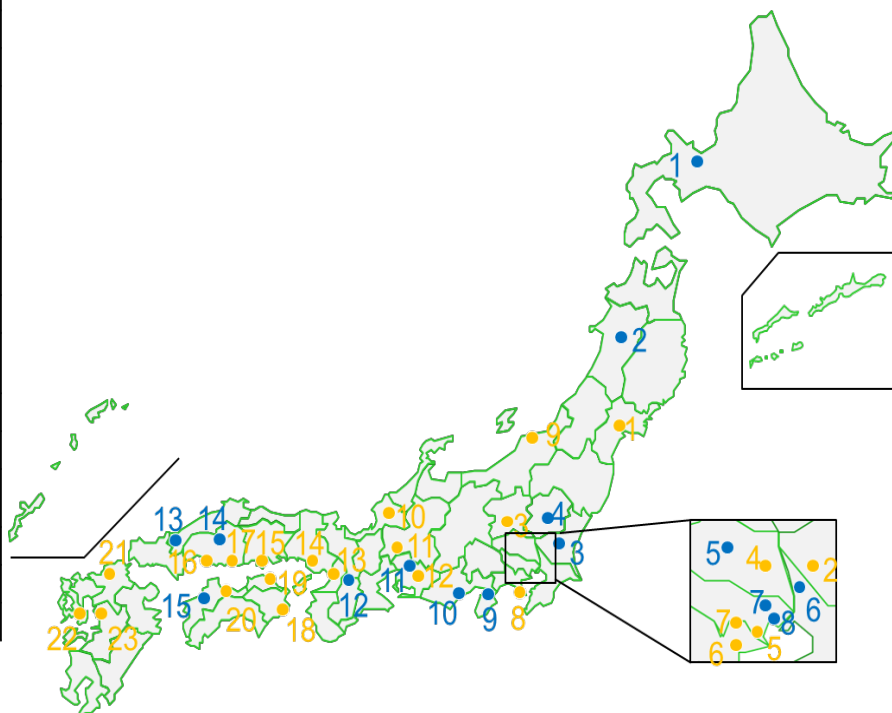
## モデル事業の例（札幌市）



## スマートシティモデル事業（令和元年5月選定）

- 全国各地からプロジェクトを公募し、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う15の「先行モデルプロジェクト」等を選定

No	プロジェクト実施地区	対象区域
1	北海道 札幌市	市の中心部および郊外
2	秋田県 仙北市	市全域
3	茨城県 つくば市	市全域
4	栃木県 宇都宮市	市全域
5	埼玉県 毛呂山町	町全域
6	千葉県 柏市	柏の葉キャンパス駅周辺
7	東京都 千代田区	大手町・丸の内・有楽町エリア
8	東京都 江東区	豊洲エリア
9	静岡県 熱海市 下田市	熱海市市街地 下田市市街地
10	静岡県 藤枝市	市全域
11	愛知県 春日井市	高蔵寺ニュータウン
12	京都府 精華町 木津川市	（九いはんな学研都市 （精華・西木津地区）
13	鳥根県 益田市	市全域
14	広島県 三次市	川西地区
15	愛媛県 松山市	中心市街地西部



## 官民連携プラットフォーム（令和元年8月設立）

官民の知恵やノウハウを結集してスマートシティの取組を加速すべく、企業、地方公共団体、大学、関係府省等を構成員として設立。

